

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>		<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>	
用語	意味	用語	意味
1～99 (略)	(略)	1～99 (略)	(略)
99-2 IP通信網県間区 間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号ロに規定する都道府県の区域をまたがるもの	99-2 IP通信網県間区 間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの
100～103 (略)	(略)	99-3 中間配線盤	当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの
104 イーサネットスイ チ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備	100～103 (略)	(略)
		104 イーサネットスイ チ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備(同等の機能を有するルータを含みます。)
		105～115 (略)	(略)
		116 ENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有する設備
<p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p>		<p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p>	
標準的な接続箇所	内 容	標準的な接続箇所	内 容
(1)～(7) (略)	(略)	(1)～(7) (略)	(略)
(7)-2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ	(7)-2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤(中間配線盤を除きます。)の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置範囲)

第8条 (略)

2 当社及び接続申込者は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域(当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。)内。
- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第10章 料金等

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

- (1)～(5) (略)

第16章 雑則

(IP通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第102条 接続申込者が、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続の申込みと併せてIP通信網県間区間伝送路の接続を申込みの場合において、IP通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第11条(事前調査の申込み)、第12条(事前調査の受付及び順番)、第13条(事前調査の回答)、第21条(接続申込み)、第22条(接続申込みの承諾)、第38条(標準的接続期間)、第40条(協定の単位)から第46条(協定の消滅)及び第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第1項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第5条第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第21条第1項及び第3項に規定する期限を、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内とします。

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置範囲)

第8条 (略)

2 当社及び接続申込者は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄から第8欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域(当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。)内。
- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第10章 料金等

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

- (1)～(5) (略)

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

第16章 雑則

(IP通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第102条 接続申込者が、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続の申込みと併せてIP通信網県間区間伝送路の接続を申込みの場合において、IP通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第11条(事前調査の申込み)、第12条(事前調査の受付及び順番)、第13条(事前調査の回答)、第21条(接続申込み)、第22条(接続申込みの承諾)、第38条(標準的接続期間)、第40条(協定の単位)から第46条(協定の消滅)及び第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第1項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第5条第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第21条第1項及び第3項に規定する期限を、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内とします。

3 協定事業者は、優先パケットIP通信網県間区間伝送機能(IP通信網県間区間伝送路を利用して優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う機能をいいます。以下、同じとします。)又は第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能の利用について、次の規定に従い、料金表第5表第1(IP通信網県間区間伝送路に係るもの)2(料金額)に規定する料金額の支払いを要します。

- (1) 優先パケットIP通信網県間区間伝送機能の場合

第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第4号、第3項及び第5項の規定を準用します。

- (2) 第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能の場合

第65条(従量制の網使用料の支払義務)を準用します。

(中間配線盤における接続に係る手続き等)

第 103 条 接続申込者は当社の中間配線盤において接続しようとするときは、当社に対し、別表 3 (様式) 様式第 31 の中間配線盤利用申込書により、中間配線盤の利用の申込み (接続開始希望時期の指定を含みませぬ。) を行うことを要します。当社は、中間配線盤利用申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、申込みの到達した日から 1 ヶ月以内に、接続申込者に対し別表 3 (様式) 様式第 32 の中間配線盤利用承諾書により中間配線盤の利用の申込みを承諾します。この場合において、当社は中間配線盤利用承諾書と併せて中間配線盤の設置場所、提供するポートの位置及び数並びに提供可能時期を別表 3 (様式) 様式第 33 の中間配線盤の提供内容通知により通知するものとし、当社はその内容に従って非現用ポートを保留します。

3 前項の規定にかかわらず、中間配線盤の設置又は改修が必要な場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から 1 ヶ月を超えて回答する場合があります。

4 協定事業者は、中間配線盤利用機能の利用について、料金表第 5 表第 2 (中間配線盤に係るもの) 2 (料金額) に規定する料金額の支払いを要します。この場合において、支払義務に関する取扱いは、第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項第 1 号、第 3 項及び第 5 項の規定を準用し、同条第 1 項第 1 号中「当該機能の利用を開始した期日」については「第 103 条 (中間配線盤における接続に係る手続き等) に規定する中間配線盤の提供内容通知で通知した提供可能時期」と読み替えるものとしませぬ。

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能、リルーティング通信機能及び閉門交換機接続ルーティング伝送機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(4) (略)	
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)~(イ) (略)
(6)~(10)-3 (略)	
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	ア~イ (略) ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせ適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/s以上となる場合には、1Gbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が10Gbit/sを超えるときは、10Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を10Gbit/sを超えた1Gbit/sごとに加算して適用するものとします。
(11)~(31) (略)	
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 閉門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限りです。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点のIP通信網終端装置(IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者等に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア~イ (略) ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの(1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)		
	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの(1Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,281円	2-1の4に係る料金は含みません。
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,281円	
		③ ①②以外のもの 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,319円	
(4) (略)			

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びリルーティング通信機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した 料金額を合計した額を適用します。
(4) (略)	
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)~(イ) (略) <u>イ 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(イ)欄、2-4第4欄イ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</u>
(6)~(10)-3 (略)	
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	ア~イ (略) ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせ適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未満となる場合には、1Gbit/s未満の端数を、10Gbit/sを超える場合には、10Gbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Gbit/sを超えるときは、100Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を100Gbit/sを超えた10Gbit/sごとに加算して適用するものとします。
(11)~(31) (略)	
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 閉門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限りです。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和3年4月1日時点のIP通信網終端装置(IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者等に適用します。なお、令和3年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア~イ (略) ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの(1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)		
	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの(1Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,364円	2-1の4に係る料金は含みません。
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,364円	
		③ ①②以外のもの 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1,405円	
(4) (略)			

(3)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,431円		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,431円		
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,474円		
			イ 4線式のもの				1回線ごとに	2,948円
			ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
					② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
					③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
					② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
					③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額	
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
					② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
					③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
				エ 2芯式のもの	(7)~(イ) (略)			
(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに			4,561円			
	② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,429円					
	③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)					

(3)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,447円		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,447円		
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,490円		
			イ 4線式のもの				1回線ごとに	2,981円
			ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
					② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
					(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
					① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
					(7)~(イ) (略)			
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,227円	
					② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

(4)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,471円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,471円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,515円	
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	36円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	36円	

(4)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,485円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,485円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,530円	
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	52円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	52円	

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,214円	
				B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,150円	
				C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,214円
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,150円
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,280円
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,215円
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
				B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
					B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
					③ ①②以外のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
				B		令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,214円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,150円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,214円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,150円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,280円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,215円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	③ ①②以外のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円
		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	① 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,758円	
		② 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,714円	
		③ 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ごと に	1,667円	
	(4) 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	① 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,758円	
		② 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,714円	
		③ 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ごと に	1,667円	
	(7)以外 のもの	① 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,807円	
		② 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,762円	
		③ 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ごと に	1,713円	
	(7)~(8) (略)				
(9) 端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5-3 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端 末回線により伝送 を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	3,994円	
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	10,078円	

イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	① 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,617円		
		② 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ごと に	1,645円		
		(4) 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	① 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,617円	
	(7)以外 のもの	② 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ごと に	1,645円		
		(7)以外 のもの	① 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ごと に	1,663円	
			② 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ごと に	1,691円	
	(7)~(8) (略)					
	(9) 端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5-3 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端 末回線により伝送 を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	4,735円	
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s ま での符合伝送が可能なもの	1回線ごと に	10,117円	
			ウ 2Gbit/sから100 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	2,749円	

区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに 175円		
イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	(イ)①欄に規定する料金額	
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	(イ)②欄に規定する料金額	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	(イ)③欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 147円	
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 150円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (略)	
ウ (略)				
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 539円
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 539円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 555円
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 544円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 544円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 560円

区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに 158円		
イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	(イ)①欄に規定する料金額	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	(イ)②欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 143円	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (略)	
ウ (略)				
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 462円
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 462円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 476円
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 467円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 467円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 481円

			② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	537円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	537円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	553円	
イ	光信号主	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,758円	
				② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,714円	
				③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,667円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,758円	
				② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,714円	
				③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,667円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,807円	
				② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,762円	
				③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,713円	
(3)	(略)						
(4)	光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア	通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの		1回線ごとに	284円	
		イ	同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの		1回線ごとに1メートルあたり	1,371円	
(5)	(略)						

			② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	462円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	462円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	476円	
イ	光信号主	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,617円	
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,645円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,617円	
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,645円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,663円	
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	1,691円	
(3)	(略)						
(4)	光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア	通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの		1回線ごとに	317円	
		イ	同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの		1回線ごとに1メートルあたり	1,435円	
(5)	(略)						

区分	単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 1,549円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 346円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 346円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(イ) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 227円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 227円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(ウ) 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 1,549円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、 346円 を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 346円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

区分	単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 1,455円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 227円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 227円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(イ) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		1光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 163円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(ウ) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 163円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 1,455円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、 227円 を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 227円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—	—
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	170円	
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	177円	
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	182円	
	(4) (7) (4)以外のもの	—	

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—	—
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	169円	
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	178円	
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	180円	
	(4) (7) (4)以外のもの	—	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区分	単位	料金額	備考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	1Bチャンネルごとに	905円
	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに	71,788円
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	—	—

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区分	単位	料金額	備考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	1Bチャンネルごとに	1,155円
	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに	91,617円
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	—	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	—	—
	(1) (略)	—	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	599円
		ウ アイ以外のもの	617円

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	—	—
	(1) (略)	—	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	695円
		ウ アイ以外のもの	716円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分	料金額	備考				
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	178円	—
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	178円	
				③ ①②以外のもの	183円	
	イ (略)	(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,200円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,200円		
			③ ①②以外のもの	3,296円		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分	料金額	備考				
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	271円	—
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	271円	
				③ ①②以外のもの	279円	
	イ (略)	(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	408円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	408円		
			③ ①②以外のもの	420円		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)	(略)	—	—	—	
(2)	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1086円	—	
(3)	優先接続機能	1通信ごとに	0.0998円	—	
(4)	一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,166,667円	—	
(5)	(略)	—	—	—	
(6)	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004148円	—
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00004884円	
		ウ (略)	—	—	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005226円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006139円	
(7)~(8)	(略)	—	—	—	
(9)	端末系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの 1装置ごとに月額	448,121円	—
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの 1装置ごとに月額	413,333円	
		イ (略)	—	—	
(10)	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの 1チャンネルごとに月額	2.23円	—
			(イ) 優先クラスを識別するもの 1契約数ごとに月額	2.45円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの 1装置ごとに月額	8,902円	
		イ 10Gbit/sタイプ	(7) 優先クラスを識別するもの 1契約数ごとに月額	2.45円	
		(イ) (略)	—	—	

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)	(略)	—	—	—	
(2)	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1118円	—	
(3)	優先接続機能	1通信ごとに	0.1120円	—	
(4)	一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,666,667円	—	
(5)	(略)	—	—	—	
(6)	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004503円	—
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00005261円	
		ウ (略)	—	—	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005629円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006664円	
(7)~(8)	(略)	—	—	—	
(9)	端末系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの 1装置ごとに月額	431,745円	—
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの 1装置ごとに月額	506,061円	
		イ (略)	—	—	
(10)	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの 1チャンネルごとに月額	2.06円	—
			(イ) 優先クラスを識別するもの 1契約数ごとに月額	2.27円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの 1装置ごとに月額	8,354円	
		イ 10Gbit/sタイプ	(7) 優先クラスを識別するもの 1契約数ごとに月額	2.27円	
		(イ) (略)	—	—	

2-3 (略)

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考		
(1)~(3)	(略)	—	—	—		
(4)	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	454,486円	—	
		イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合 月額	15,171,167円		IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	3,460,583円		IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考		
(1)~(3)	(略)	—	—	—		
(4)	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	284,493円	—	
		イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合 1ポートあたり月額	533,877円		IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	476,166円		IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

		(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,930,083円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,503,250円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,889,417円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,666,667円	—

		(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	302,034円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	343,365円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	302,009円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであってエ以外の場合	1ポートごとに月額	1,905,556円	—
		エ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000018197円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0021082円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0041360円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.371円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.371円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.435円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.435円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	284円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.371円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	317円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.435円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,216円 7,314円	-
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	31,977円 7,785円 7,930円 8,216円 39,694円 37,896円 11,511円 9,813円 11,728円 9,997円 12,161円 10,363円 47,325円 44,625円 55,016円 51,415円 70,395円 64,996円 85,775円 78,578円 116,537円 105,739円 162,678円 146,480円 208,820円 187,223円 140,739円 120,363円 143,539円 122,758円 149,144円 127,547円 347,248円 309,448円 493,360円 438,466円 631,789円 560,692円 4,307,130円 3,872,709円 4,393,257円 3,950,150円 4,565,518円 4,105,033円	-
	ウ(略)	-	-	-

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	830円 3,117円	-
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	830円 3,117円 1,660円 2,439円 830円 3,117円 1,650円 6,235円 1,560円 5,882円 1,590円 6,000円 1,650円 6,235円 2,480円 9,352円 3,310円 12,470円 4,960円 18,705円 6,610円 24,940円 9,920円 37,410円 14,880円 56,114円 19,840円 74,819円 18,720円 70,584円 19,090円 71,996円 19,840円 74,819円 34,730円 130,933円 50,430円 190,165円 65,320円 246,279円 53,720円 732,646円 54,790円 747,299円 56,940円 776,605円	-
	ウ(略)	-	-	-

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,321円 6,697円	-
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	31,082円 37,911円 44,647円 51,445円 65,041円 78,637円 105,828円 146,614円 187,401円 309,760円 438,919円 561,278円	-

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	13,189円 11,381円	-
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	48,117円 46,309円 12,478円 10,772円 12,715円 10,975円 13,189円 11,381円 62,896円 59,280円 19,680円 16,268円 20,061円 16,581円 20,824円 17,208円 77,549円 72,125円 92,286円 85,054円 121,760円 110,912円 151,234円 136,770円 210,187円 188,485円 298,608円 266,058円 387,029円 343,631円 209,684円 168,740円 213,863円 172,103円 222,226円 178,828円 652,303円 576,349円 932,309円 821,997円 1,197,578円 1,054,716円 50,195,923円 30,048,237円 51,199,832円 30,649,190円 53,207,644円 31,851,094円	-
	ウ(略)	-	-	-

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	1,070円 4,552円	-
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,180円 7,375円 1,070円 4,552円 2,140円 9,103円 2,020円 8,588円 2,060円 8,760円 2,140円 9,103円 3,210円 13,655円 4,280円 18,207円 6,420円 27,310円 8,560円 36,413円 12,850円 54,620円 19,270円 81,930円 25,690円 109,239円 24,240円 103,056円 24,720円 105,117円 25,690円 109,239円 44,970円 191,169円 65,310円 277,650円 84,580円 359,580円 3,930,250円 22,627,733円 4,008,860円 23,080,288円 4,166,070円 23,985,397円	-
	ウ(略)	-	-	-

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	11,163円 12,394円	-
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	46,091円 58,843円 71,470円 84,181円 109,602円 135,023円 185,865円 262,128円 338,390円 567,178円 808,677円 1,037,466円	-

2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	325,000円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	73,173円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,376円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	109,595円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	121,663円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,157円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	141,392円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	149,681円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	157,340円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,054円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	170,769円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	220,589円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,551円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	285,898円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,836円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	332,939円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	352,837円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	371,160円
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	388,224円
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	404,027円
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	527,732円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	618,679円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	694,193円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	759,627円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	818,763円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	872,859円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	922,860円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	970,026円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,014,673円	

2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	246,886円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	14,164円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	18,763円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	22,146円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	24,921円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	27,308円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	29,419円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	31,309円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	33,088円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	34,702円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	36,204円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	48,136円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	56,806円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	63,984円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	70,110円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	75,573円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	80,539円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,117円
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	89,364円
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	93,334円
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	124,467円
	3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	147,473円
	4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	166,442円
	5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	182,923円
	6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	197,635円
	7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	211,075円
	8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	223,520円
	9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	235,081円
	10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	246,033円
	20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	333,052円
	30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	399,337円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	455,283円	
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	504,816円	
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	549,869円	
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	591,661円	

80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	630,799円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	667,891円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	703,269円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		単位料金区域ごとに月額	
区分		料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	207,133円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	267,122円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,168円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	344,295円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	373,964円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	400,066円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	423,492円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	445,135円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	464,102円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	483,069円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	623,695円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	725,083円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	807,743円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	877,918円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	940,068円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	995,974円
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,047,422円
		900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,095,303円
		1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,139,617円
		2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,485,549円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,738,737円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,948,227円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,129,180円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,292,298円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,441,147円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,578,403円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,707,633円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,829,729円		

		単位料金区域ごとに月額	
区分		料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	60,907円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	80,674円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	95,210円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107,130円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	117,385円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	126,452円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	134,567円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	142,207円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	149,133円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	155,583円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	206,773円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	243,932円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	274,670円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	300,890円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	324,257円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	345,483円
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	365,045円
		900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	383,180円
		1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	400,126円
		2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	532,727円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	630,371円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	710,656円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	780,240円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	842,215円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	898,720円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	950,944円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	999,364円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,045,168円		
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,406,424円		
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,678,504円		
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,906,116円		
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,106,143円		
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,286,908円		
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,453,643円		
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,608,964円		

	90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,755,486円
	100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,894,636円

2-7 (略)

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能 一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.64205円	—

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能 一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.67708円	—

2-7の3 SIP信号変換機能

区分	単位	料金額	備考
SIP信号変換機能 SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	1通信ごとに	0.060322円	—

2-7の4 番号管理機能

区分	単位	料金額	備考
番号管理機能 SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	1通信ごとに	0.032936円	—

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分	単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	1通信ごとに	0.034415円	—

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	160円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	163円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2) -2 NPS交換機利用機能 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	28円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能 ア (略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能 ウ (略)	1案内ごとに	21.25円	特定端末系事業者に適用します。

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	169円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	174円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2) -2 NPS交換機利用機能 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	27.92円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能 ア (略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能 ウ (略)	1案内ごとに	21.51円	特定端末系事業者に適用します。

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1 番号ごとに	8.46円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1 番号ごとに	7.35円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	9.07円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1 番号ごとに	10.00円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1 番号ごとに	7.30円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	10.37円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに 2.1226円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに 2.0547円	—

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに 2.6351円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに 2.4292円	—

2-10-2 (略)

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考	
(1)~(11) (略)	—	—	—	
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1 回線ごとに月額 43円 1 回線ごとに月額 51円	— —
	(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1 回線ごとに月額 25円	—
(14) (略)	—	—	—	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線又は1 波長ごとに月額 51円	—	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額 51円	—	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額 51円	—	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額 51円	—	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 光信号分岐端末回線ごとに月額 51円	—	

区分	単位	料金額	備考	
(1)~(11) (略)	—	—	—	
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1 回線ごとに月額 39円 1 回線ごとに月額 55円	— —
	(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1 回線ごとに月額 38円	—
(14) (略)	—	—	—	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線又は1 波長ごとに月額 55円	—	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額 55円	—	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額 55円	—	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 回線ごとに月額 55円	—	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1 光信号分岐端末回線ごとに月額 55円	—	

(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	284円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,371円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	51円	—
(21)～(23) (略)					
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)		一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,381,133円	—
(25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7～2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)		1ポートごとに月額	5,020,833円	—
(26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能		1通信ごとに	0.64205円	—
			1秒ごとに	0.0025740円	—

(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	317円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,435円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	55円	—
(21)～(23) (略)					
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)		一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,006,286円	—
(25) 削除					
(26) 削除					

2-12 (略)

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00020599円
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00020437円
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00018965円
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.00016349円

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000091155円
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000090431円
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000083919円
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000072345円

2-14 網同期クロック供給機能

区分		料金額	備考
1事業者あたり月額			
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,705円	—

2-14 網同期クロック供給機能

区分		料金額	備考
1事業者あたり月額			
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	26,192円	—

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	
(5) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く) の適用の特例	1-1 (網改造料の対象となる機能) 第51欄ア欄については、協定事業者が現に利用している I P通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) 及び第23条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第1項に基づく申込みを現に行っている I P通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合は(7)欄を、それ以外の場合は(4)欄をそれぞれ適用します。

1-1 (略)

2 料金額

2-1～2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容	比率
取付費比率	交換機械設備	0.321
	電力設備	0.789
	伝送機械設備	0.247
	無線機械設備	0.474
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.056
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.113

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容	比率	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.028
		端末系交換機能	0.050
		中継系交換機能	0.050
		中継伝送機能	0.042
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.087
		端末回線伝送機能	0.026
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.049
		中継伝送機能	0.034
		通信料対応設備合計	0.046
		データ系設備合計	0.084
		線延資産比率	0.0110
		投資等比率	0.0013
貯蔵品比率	0.0069		
他人資本比率	0.444		
自己資本比率	0.556		
他人資本利率	0.0050		
自己資本利益率	(略)		
有利子負債以外の負債の比率	0.151		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0019		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	
(5) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く) の適用の特例	ア 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第51欄ア欄については、協定事業者が現に利用している I P通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) 及び第23条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第1項に基づく申込みを現に行っている I P通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合は(7)欄を、それ以外の場合は(4)欄をそれぞれ適用します。 イ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄に規定する箇所接続する場合 (I P通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤で接続するときを除きます) は1-1第51欄イ欄を適用します。

1-1 (略)

2 料金額

2-1～2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容	比率
取付費比率	交換機械設備	0.306
	電力設備	0.781
	伝送機械設備	0.245
	無線機械設備	0.104
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.072
	土地及び通信用建物以外	0.003
共通割掛費比率		0.087

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容	比率	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.027
		端末系交換機能	0.049
		中継系交換機能	0.044
		中継伝送機能	0.045
		通信料対応設備合計	0.048
		データ系設備合計	0.096
		端末回線伝送機能	0.025
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.043
		中継伝送機能	0.037
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.093
		線延資産比率	0.0142
		投資等比率	0.0015
貯蔵品比率	0.0067		
他人資本比率	0.457		
自己資本比率	0.543		
他人資本利率	0.0030		
自己資本利益率	(略)		
有利子負債以外の負債の比率	0.166		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0009		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 適用 (略)
2 工事費の額
2-1 工事費

区分				単位	料金額	備考	
(1)~(9) (略)							
(10) VPN工事費	ア	当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	2,541円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ	当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		1回線ごとに	3,164円		
(11)~(14) (略)							
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		1回線ごとに	1,730円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	2,117円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)							
(18) メンバースネットワークサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,113円	特定中継事業者に適用します。	
				平日夜間	4,753円		
				平日深夜	5,484円		
				土日祝日 昼夜間	4,936円		
				土日祝日 深夜	5,667円		
	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,248円		
				平日夜間	3,753円		
				平日深夜	4,330円		
				土日祝日 昼夜間	3,898円		
				土日祝日 深夜	4,475円		
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	744円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	175円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに	6,805円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)~(24) (略)							
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,107円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,279円	
					平日深夜	1,476円	
					土日祝日 昼夜間	1,328円	
					土日祝日 深夜	1,525円	
	加入者交換機に登録されたルーティング番号のみを削除する場合	イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	677円	
					平日夜間	783円	
					平日深夜	903円	
					土日祝日 昼夜間	813円	
					土日祝日 深夜	933円	
加入者交換機に登録されたルーティング番号のみを削除する場合	イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1件ごとに	1電気通信番号ごとに	1,512円		
				1電気通信番号ごとに	1,512円		
				(7) (略)		—	—
				(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額		1件ごとに	1,512円
				1電気通信番号ごとに		1電気通信番号ごとに	1,512円

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 適用 (略)
2 工事費の額
2-1 工事費

区分				単位	料金額	備考	
(1)~(9) (略)							
(10) VPN工事費	ア	当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	2,542円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ	当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		1回線ごとに	3,166円		
(11)~(14) (略)							
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		1回線ごとに	1,731円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	2,119円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)							
(18) メンバースネットワークサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,116円	特定中継事業者に適用します。	
				平日夜間	4,757円		
				平日深夜	5,490円		
				土日祝日 昼夜間	4,940円		
				土日祝日 深夜	5,674円		
	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,250円		
				平日夜間	3,756円		
				平日深夜	4,336円		
				土日祝日 昼夜間	3,901円		
				土日祝日 深夜	4,481円		
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	745円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに	176円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに	6,810円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)~(24) (略)							
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,108円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,280円	
					平日深夜	1,478円	
					土日祝日 昼夜間	1,329円	
					土日祝日 深夜	1,527円	
	加入者交換機に登録されたルーティング番号のみを削除する場合	イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	678円	
					平日夜間	783円	
					平日深夜	904円	
					土日祝日 昼夜間	814円	
					土日祝日 深夜	935円	
加入者交換機に登録されたルーティング番号のみを削除する場合	イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1件ごとに	1電気通信番号ごとに	1,513円		
				1電気通信番号ごとに	1,513円		
				(7) (略)		—	—
				(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額		1件ごとに	1,513円
				1電気通信番号ごとに		1電気通信番号ごとに	1,513円

	イ	ルーティング番号及び契約回線番号を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 1,240円 平日夜間 1,433円 平日深夜 1,653円 土日祝日 1,488円 土日祝日 1,708円 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。				
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 (略) 平日夜間 664円 平日深夜 766円 土日祝日 (略) 土日祝日 792円 深夜					
(26)	-2ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 2,214円 平日夜間 2,558円 平日深夜 2,951円 土日祝日 2,657円 土日祝日 3,050円 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 998円 平日夜間 1,153円 平日深夜 1,331円 土日祝日 1,198円 土日祝日 1,375円 深夜				
			イ (略)							
(27)	(略)									
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア	光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間 14,136円 平日夜間 15,985円 平日深夜 18,100円 土日祝日 16,516円 土日祝日 16,516円 夜間 土日祝日 18,631円 深夜				
						イ	協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間 10,689円 平日夜間 12,350円 平日深夜 14,249円 土日祝日 12,827円 土日祝日 12,827円 夜間 土日祝日 14,726円 深夜	
			ウ	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間 5,009円 平日夜間 5,432円 平日深夜 5,916円 土日祝日 5,554円 土日祝日 5,554円 夜間 土日祝日 6,037円 深夜		
								② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間 6,927円 平日夜間 7,648円 平日深夜 8,472円 土日祝日 7,855円 土日祝日 7,855円 夜間 土日祝日 8,679円 深夜
						(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間 5,943円 平日夜間 6,507円 平日深夜 7,152円 土日祝日 6,669円 土日祝日 6,669円 夜間 土日祝日 7,314円 深夜	
									② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに

	イ	ルーティング番号及び契約回線番号を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 1,241円 平日夜間 1,434円 平日深夜 1,655円 土日祝日 1,489円 土日祝日 1,711円 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。				
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 (略) 平日夜間 665円 平日深夜 767円 土日祝日 (略) 土日祝日 793円 深夜					
(26)	-2ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 2,215円 平日夜間 2,560円 平日深夜 2,955円 土日祝日 2,659円 土日祝日 3,054円 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 999円 平日夜間 1,154円 平日深夜 1,332円 土日祝日 1,199円 土日祝日 1,377円 深夜				
			イ (略)							
(27)	(略)									
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア	光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間 14,038円 平日夜間 15,891円 平日深夜 18,014円 土日祝日 16,422円 土日祝日 16,422円 夜間 土日祝日 18,545円 深夜				
						イ	協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間 10,696円 平日夜間 12,360円 平日深夜 14,267円 土日祝日 12,837円 土日祝日 12,837円 夜間 土日祝日 14,744円 深夜	
			ウ	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間 4,668円 平日夜間 5,092円 平日深夜 5,577円 土日祝日 5,213円 土日祝日 5,213円 夜間 土日祝日 5,699円 深夜		
								② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間 6,587円 平日夜間 7,309円 平日深夜 8,137円 土日祝日 7,516円 土日祝日 7,516円 夜間 土日祝日 8,344円 深夜
						(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間 5,605円 平日夜間 6,170円 平日深夜 6,817円 土日祝日 6,332円 土日祝日 6,332円 夜間 土日祝日 6,979円 深夜	
									② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに

(28) (略)										
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,854円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,063円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,409円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	7,761円					
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,854円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,092円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,409円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,283円					
(31) (略)										
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,674円					
(33)～(34) (略)										
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		4,155円					
			平日夜間		4,647円					
			平日深夜		5,211円					
			土日祝日 昼間		4,789円					
			土日祝日 夜間		4,789円					
			土日祝日 深夜		5,352円					
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合があります。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		1,357円					
			平日夜間		1,432円					
			平日深夜		1,517円					
			土日祝日 昼間		1,453円					
			土日祝日 夜間		1,453円					
			土日祝日 深夜		1,538円					
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間		1,284円					
			平日深夜		2,754円					
			土日祝日 昼間		1,658円					
			土日祝日 夜間		1,658円					
			土日祝日 深夜		(略)					
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りま。	1 回線ごとに	平日昼間		3,182円					
			土日祝日 昼間		3,818円					

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容	
平日昼間	一人当たり1時間ごとに		6,049円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに		6,989円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,064円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに		7,259円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,334円

(28) (略)										
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,858円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,069円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,410円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	7,766円					
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,858円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,100円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,410円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,290円					
(31) (略)										
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,680円					
(33)～(34) (略)										
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		4,178円					
			平日夜間		4,673円					
			平日深夜		5,240円					
			土日祝日 昼間		4,815円					
			土日祝日 夜間		4,815円					
			土日祝日 深夜		5,382円					
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合があります。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		1,359円					
			平日夜間		1,434円					
			平日深夜		1,521円					
			土日祝日 昼間		1,456円					
			土日祝日 夜間		1,456円					
			土日祝日 深夜		1,542円					
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間		1,283円					
			平日深夜		2,756円					
			土日祝日 昼間		1,657円					
			土日祝日 夜間		1,657円					
			土日祝日 深夜		(略)					
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りま。	1 回線ごとに	平日昼間		3,184円					
			土日祝日 昼間		3,821円					

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容	
平日昼間	一人当たり1時間ごとに		6,053円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに		6,995円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,074円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに		7,265円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,344円

第2 手続費
1 適用 (略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考		
(1) (略)						
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 20.15円	特定中継事業者に適用します。	
			月額	当社が請求する利用者料金額の 0.09%		に相当する額
			月額	当社が請求する利用者料金額の 4.2%		
		イ (略)	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・回収を当社が行う場合	1通信ごとに (略)	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。	
			1内訳項目ごとに 20.82円	に相当する額		
			月額			当社が請求する利用者料金額の 0.09%
(3) 電話帳掲載 手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり 76円			
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり 210円			
(4) 番号情報データベース登録 手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	264円			
(5) お客様情報照会書作成 手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)			
(6) 利用契約締結 手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)			

第2 手続費
1 適用 (略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考		
(1) (略)						
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 13.03円	特定中継事業者に適用します。	
			月額	当社が請求する利用者料金額の 0.08%		に相当する額
			月額	当社が請求する利用者料金額の 3.0%		
		イ (略)	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・回収を当社が行う場合	1通信ごとに (略)	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。	
			1内訳項目ごとに 13.62円	に相当する額		
			月額			当社が請求する利用者料金額の 0.08%
(3) 電話帳掲載 手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり 77円			
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり 209円			
(4) 番号情報データベース登録 手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	295円			
(5) お客様情報照会書作成 手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)			
(6) 利用契約締結 手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)			

(7) 債権譲受 手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	20.15円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の <u>0.09%</u> に相当する額		
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の <u>4.2%</u> に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
			イ（略）			
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用			1件ごとに	27.96円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求 回収代行 手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の 手続きに要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	11.62円	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	16.7円	
			イ（略）			
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会に要する費用	ア（略）	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,630円 平日夜間 11,126円 平日深夜 12,838円 土日祝日昼夜間 11,556円 土日祝日深夜 13,268円	
				ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の 場合	1回ごとに

(7) 債権譲受 手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	13.03円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の <u>0.08%</u> に相当する額		
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の <u>3.0%</u> に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
			イ（略）			
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用			1件ごとに	29.30円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求 回収代行 手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の 手続きに要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	14.12円	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	10.41円	
			イ（略）			
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会に要する費用	ア（略）	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,636円 平日夜間 11,136円 平日深夜 12,854円 土日祝日昼夜間 11,566円 土日祝日深夜 13,284円	
				ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の 場合	1回ごとに

			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7,694円	
					平日夜間	8,890円	
					平日深夜	10,257円	
					土日祝日昼夜間	9,233円	
					土日祝日深夜	10,601円	
			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回線ごとに		9,576円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		1,010円	
(12) 端末回線線路状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		635円	
(13) (略)							
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに		(略)	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに		(略)	
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに		(略)	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに		81円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (イ) 加算額 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに		6,146円	
				1地点ごとの1調査ごとに		(略)	
				1回線ごとの1調査ごとに		(略)	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに		1,615円	
		ウ (略)					
(16)~(20) (略)							
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り)を協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに		9,545円	
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに		925円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに		1,918円	

			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7,699円	
					平日夜間	8,898円	
					平日深夜	10,270円	
					土日祝日昼夜間	9,241円	
					土日祝日深夜	10,614円	
			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回線ごとに		9,582円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		1,011円	
(12) 端末回線線路状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		636円	
(13) (略)							
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに		(略)	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに		(略)	
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに		(略)	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに		118円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (イ) 加算額 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに		6,150円	
				1地点ごとの1調査ごとに		(略)	
				1回線ごとの1調査ごとに		(略)	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに		1,616円	
		ウ (略)					
(16)~(20) (略)							
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り)を協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに		9,552円	
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに		926円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに		1,919円	

(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,144円	—
			(イ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,298円	—
			イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,770円	—
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,410円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,632円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,173円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,038円	—
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,487円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,208円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,472円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,382円	—
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,249円	—
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,825円	—
エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,341円	—			
(25) (略)						

(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,146円	—
			(イ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,306円	—
			イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,772円	—
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,442円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,655円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,187円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,050円	—
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,492円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,214円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,477円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,386円	—
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,253円	—
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,827円	—
エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,345円	—			
(25) (略)						

(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	8,803円	—			
		イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,556円	—			
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,335円	—			
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	①	当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,644円	—
					②	①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	302円	—
					③	協定事業者が電気通信サービス(音声伝送業務に限ります)の提供を希望する番号区画(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第1に規定するものをいいます。)と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	46円	—
					(イ)	当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	46円	—
					イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除するに限ります。)又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	73円	—
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア	イ以外の場合	①	1電気通信番号ごとの1件ごとに	745円	—		
				イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	273円	—	

(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	24,021円	—			
		イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	7,892円	—			
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,353円	—			
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	①	当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,647円	—
					②	①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	303円	—
					③	協定事業者が電気通信サービス(音声伝送業務に限ります)の提供を希望する番号区画(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第1に規定するものをいいます。)と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	56円	—
					(イ)	当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	56円	—
					イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除するに限ります。)又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	90円	—
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア	イ以外の場合	①	1電気通信番号ごとの1件ごとに	744円	—		
				イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	290円	—	

(29) き線点情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	1 通信用建物ごとに	17,402円	—	(29) き線点情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	1 通信用建物ごとに	17,459円	—		
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1 電柱ごとに	(略)	—	(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1 電柱ごとに	(略)	—		
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,434円	—	(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,435円	—
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	12,903円	—			イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	12,911円	—
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1 件ごとに	平日昼間	6,733円	—	(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1 件ごとに	平日昼間	6,737円	—
			平日夜間	16,613円	—				平日夜間	16,627円	—
			平日深夜	27,692円	—				平日深夜	27,726円	—
			土日祝日昼間	8,079円	—				土日祝日昼間	8,086円	—
			土日祝日夜間	17,255円	—				土日祝日夜間	17,269円	—
			土日祝日深夜	28,619円	—				土日祝日深夜	28,653円	—
(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用	月額	1,606,000円	—	(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用	月額	1,618,000円	—		
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,220円	—	(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,221円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,722円	—			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,724円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,075円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,076円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,583円	—			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,585円	—
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,075円	—	(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,076円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,891円	—			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,893円	—

(35) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,584,221円	—
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	7,259円	—

2-2~2-3 (略)

(35) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,595,995円	—
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	7,264円	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.104

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.345
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
	受電設備	1.080
取付費比率	発電設備	0.706
	電源設備及び蓄電池設備	0.793
	空気調整設備	2.066
	電力設備及び空気調整設備	0.032
設備管理運営費比率		0.0556
自己資本利益率		

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.111

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.349
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
	受電設備	1.053
取付費比率	発電設備	0.701
	電源設備及び蓄電池設備	0.777
	空気調整設備	2.091
	電力設備及び空気調整設備	0.031
設備管理運営費比率		0.0521
自己資本利益率		

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額	
		土地	通信用建物
富山県	富山	1,113円	54,649円
	富山南	649円	14,818円
	和合	143円	9,630円
	水尻	447円	18,236円
	呉羽	714円	6,498円
	富山水橋	297円	7,093円
	富山北	(略)	18,133円
	高岡	357円	17,576円
	高岡市外	(略)	28,134円
	高岡立野	446円	4,602円
	戸出機械棟	(略)	12,501円
	新湊機械棟	353円	13,825円
	堀岡	189円	10,595円
	魚津	(略)	32,089円
	氷見	373円	6,240円
	富山滑川	390円	12,574円
	黒部別	454円	19,252円
	礪波	594円	50,019円
	小矢部	(略)	10,783円
	大沢野別	265円	6,334円
	上滝	179円	8,446円
	上市	204円	10,389円
	入善	359円	14,935円
	婦中	331円	13,711円
	小杉	379円	46,424円
	太閤山	439円	3,909円
	大門	472円	13,789円
	富山平	57円	11,768円
	井波	174円	67,498円
	福野	331円	9,662円
	富山福光	359円	13,440円
	富山岩瀬2	(略)	8,777円
	高岡伏木	333円	17,450円
	高岡中田	289円	47,269円
	富山柳田	430円	15,334円
	栴檀野	106円	11,400円
	富山立山	(略)	13,860円
	宇奈月	117円	11,790円
	富山朝日	144円	27,617円
	越中八尾	240円	28,214円
	富山古里	341円	14,544円
	城端	241円	32,005円
	富山福岡別	(略)	8,118円
	津沢	248円	12,250円
	入善南	90円	16,672円
石川県	鳴和	1,016円	24,931円
	金石	715円	26,717円
	金沢弥生	892円	13,717円
	入江	976円	9,810円
	額	855円	10,343円
	金沢森本	(略)	26,075円
	粟ヶ崎	1,245円	9,492円
	金沢3	1,669円	24,033円
	七尾	318円	28,417円
	徳田	211円	11,448円
	和倉	754円	11,319円
	石川小松	530円	24,885円
	符津	409円	15,465円
	中海	436円	7,750円
	輪島	244円	32,520円
	珠洲	205円	14,780円
	石川加賀	319円	10,704円
	片山津	197円	8,124円
	山代	265円	8,964円
	羽咋	331円	13,271円
	邑知	228円	14,866円
	松任	484円	18,034円
	山中	965円	6,380円
	根上別	407円	11,080円
	寺井2	408円	9,526円
	辰口	739円	4,618円
	鶴来	751円	18,771円
	金沢西	880円	21,080円
	野々市	730円	15,551円
	津幡	484円	23,683円
	石川河北	780円	15,162円
	志雄	119円	10,971円
	押水	120円	11,780円
	田鶴浜	241円	9,507円
	鳥屋	256円	11,349円
	石川中島	198円	20,012円
	石川鹿島	203円	11,273円
	能都	364円	23,838円
	犀川	347円	12,784円
	粟津	182円	10,045円
	美川	425円	11,339円
	七塚木津	186円	10,183円
	内灘	(略)	18,647円
	石川	259円	10,331円
	石川高松別	184円	9,472円
富来	114円	17,325円	
穴水	251円	29,933円	
羽咋志賀別	193円	14,346円	
宝立	86円	8,860円	
久江	138円	9,530円	
鹿西	(略)	15,012円	
門前	23円	14,915円	
柳田	126円	5,410円	
石川内浦	123円	12,273円	
能都小木	69円	3,919円	
金沢2	1,669円	31,247円	
町野	222円	4,539円	
鹿島能登島	171円	16,614円	
福井県	福井2	(略)	14,153円
	福井南	788円	10,324円
	麻生津	419円	11,470円
	敦賀	(略)	18,245円
	武生局舎2	241円	18,640円
	福井小浜2	(略)	19,120円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額	
		土地	通信用建物
富山県	富山	1,162円	53,644円
	富山南	651円	30,630円
	和合	146円	11,214円
	水尻	443円	21,043円
	呉羽	728円	8,142円
	富山水橋	295円	7,632円
	富山北	(略)	16,178円
	高岡	364円	26,295円
	高岡市外	(略)	20,567円
	高岡立野	444円	7,297円
	戸出機械棟	(略)	12,840円
	新湊機械棟	354円	12,432円
	堀岡	183円	9,444円
	魚津	(略)	19,493円
	氷見	382円	46,613円
	富山滑川	394円	15,406円
	黒部別	424円	18,148円
	礪波	592円	48,719円
	小矢部	(略)	10,604円
	大沢野別	293円	33,791円
	上滝	180円	8,349円
	上市	202円	9,290円
	入善	362円	13,195円
	婦中	346円	13,723円
	小杉	409円	45,203円
	太閤山	437円	3,860円
	大門	471円	78,510円
	富山平	61円	11,437円
	井波	166円	68,654円
	福野	330円	12,030円
	富山福光	346円	12,837円
	富山岩瀬2	(略)	14,164円
	高岡伏木	331円	19,129円
	高岡中田	287円	46,419円
	富山柳田	426円	18,874円
	栴檀野	104円	13,249円
	富山立山	(略)	13,960円
	宇奈月	112円	12,313円
	富山朝日	142円	27,979円
	越中八尾	242円	26,107円
	富山古里	348円	14,416円
	城端	224円	66,934円
	富山福岡別	(略)	7,945円
	津沢	250円	14,580円
	入善南	99円	15,074円
石川県	鳴和	1,104円	52,945円
	金石	727円	42,490円
	金沢弥生	894円	14,037円
	入江	1,005円	67,385円
	額	942円	8,445円
	金沢森本	(略)	24,781円
	粟ヶ崎	1,273円	9,046円
	金沢3	1,859円	22,172円
	七尾	280円	32,022円
	徳田	200円	10,953円
	和倉	692円	11,110円
	石川小松	544円	44,736円
	符津	411円	17,032円
	中海	431円	8,069円
	輪島	219円	33,660円
	珠洲	207円	74,123円
	石川加賀	303円	22,101円
	片山津	235円	7,928円
	山代	219円	12,601円
	羽咋	330円	12,166円
	邑知	214円	15,132円
	松任	504円	52,571円
	山中	907円	7,762円
	根上別	377円	10,287円
	寺井2	378円	8,951円
	辰口	653円	4,547円
	鶴来	718円	17,820円
	金沢西	924円	19,383円
	野々市	766円	14,817円
	津幡	486円	23,622円
	石川河北	768円	15,692円
	志雄	112円	9,809円
	押水	114円	11,819円
	田鶴浜	228円	12,869円
	鳥屋	259円	13,520円
	石川中島	200円	20,945円
	石川鹿島	195円	10,195円
	能都	349円	24,893円
	犀川	361円	40,507円
	粟津	86円	26,232円
	美川	424円	11,097円
	七塚木津	182円	11,795円
	内灘	(略)	18,061円
	石川	251円	10,209円
	石川高松別	179円	9,200円
富来	111円	15,569円	
穴水	236円	30,338円	
羽咋志賀別	188円	13,711円	
宝立	87円	8,386円	
久江	144円	9,065円	
鹿西	(略)	14,676円	
門前	22円	14,867円	
柳田	114円	5,561円	
石川内浦	119円	14,160円	
能都小木	73円	2,835円	
金沢2	1,127円	27,420円	
町野	247円	5,674円	
鹿島能登島	158円	14,947円	
福井県	福井2	(略)	14,308円
	福井南	787円	15,016円
	麻生津	398円	11,355円
	敦賀	(略)	18,909円
	武生局舎2	240円	18,154円
	福井小浜2	(略)	37,092円

	東小浜	279円	22,719円
	福井大野	211円	10,112円
	福井勝山	249円	14,606円
	鯖江	455円	12,940円
	鯖江西	188円	17,331円
	福井松岡別	498円	5,855円
	福井三国	286円	12,241円
	芦原	130円	66,990円
	丸岡	346円	14,915円
	春江別	(略)	8,980円
	山東	388円	(略)
	上中	239円	12,840円
	福井高浜別	605円	8,496円
	福井東別	773円	9,321円
	福井森田	394円	9,520円
	西安居	102円	19,699円
	福井坂井	129円	4,677円
	福井朝日別	245円	15,196円
	福井清水	145円	12,692円
	福井	(略)	31,978円
	足羽別	333円	7,844円
	河和田	164円	6,869円
	永平寺	335円	15,475円
	金津別	256円	9,745円
	今立別	334円	8,338円
	福井三方別	148円	12,528円
	美浜	192円	17,442円
	大飯	562円	16,452円
	今庄	338円	11,132円
	福井河合	214円	2,644円
	福井鶉	192円	8,331円
	五分市	438円	11,859円
	上志比	165円	12,821円
	福井池田	286円	11,288円
	南条	456円	11,306円
	福井宮崎	89円	15,560円
	名田庄	92円	12,872円
	越前	634円	17,706円
	荒土	181円	16,436円
	細呂木	78円	13,558円
	織田	154円	15,682円
岐阜県	岐阜	771円	51,279円
	岐阜本荘	727円	12,236円
	長良	894円	22,189円
	長森	896円	32,764円
	岐阜加納	1,393円	41,262円
	黒野	457円	14,271円
	芥見	311円	10,760円
	大垣南	749円	8,401円
	大垣西	309円	13,844円
	大垣丸ノ内南	446円	21,028円
	高山第二	2,249円	15,796円
	東濃B	400円	37,725円
	岐阜根本	716円	27,664円
	岐阜関	489円	36,544円
	小金田	328円	11,311円
	岐阜中津川	382円	13,963円
	瑞浪	289円	13,489円
	岐阜羽島	462円	39,473円
	恵那	(略)	(略)
	恵那B	461円	38,649円
	武並	217円	14,331円
	中濃	506円	21,208円
	土岐	390円	18,406円
	各務原	485円	31,205円
	鞠沼	685円	35,399円
	可児	422円	32,027円
	笠松	638円	35,447円
	佐波	414円	16,666円
	養老	318円	10,414円
	垂井	171円	40,124円
	揖斐川	(略)	20,073円
	岐阜北方	663円	9,561円
	穂積	757円	9,933円
	高富	572円	6,921円
	郡上八幡	625円	25,360円
	美濃白川	159円	37,582円
	下呂	450円	16,093円
	荘川	28円	8,562円
	飛騨古川	516円	43,460円
	岐阜神岡	170円	15,753円
	一宮川島	506円	6,690円
	岐阜岐美	(略)	17,003円
	岐阜赤坂	498円	6,411円
	美濃坂本	342円	11,412円
	第一落合	127円	23,321円
	美濃	382円	34,504円
	羽島南	239円	42,547円
	下石	202円	5,616円
	新駄知	125円	7,069円
	美濃平田	396円	50,073円
	養老東	206円	17,435円
	岐阜神戸	466円	17,313円
	輪之内	236円	53,541円
	美濃池田	334円	39,143円
	岐阜川辺	(略)	15,868円
	御嵩	235円	13,643円
	笠原	366円	8,284円
	陶	(略)	4,481円
	久々利	168円	6,336円
	春里	190円	5,581円
	海津	343円	47,459円
	南濃	277円	9,930円
	岐阜石津	290円	18,792円
	揖斐大野	141円	40,275円
	本巢	130円	25,091円
	武芸川	220円	14,762円
	岐阜大和	457円	6,274円
	富加	262円	9,138円
	八百津	208円	11,753円
	美濃坂下	121円	9,897円
	付知	187円	64,240円
	美濃福岡	210円	13,612円
	岩村	202円	4,362円
	山岡	257円	14,316円

	東小浜	282円	52,866円
	福井大野	180円	11,156円
	福井勝山	243円	19,106円
	鯖江	454円	11,479円
	鯖江西	191円	17,697円
	福井松岡別	468円	5,782円
	福井三国	255円	21,076円
	芦原	128円	67,402円
	丸岡	316円	15,761円
	春江別	(略)	10,771円
	山東	436円	(略)
	上中	226円	12,058円
	福井高浜別	573円	8,090円
	福井東別	771円	10,034円
	福井森田	365円	9,452円
	西安居	98円	17,960円
	福井坂井	122円	3,553円
	福井朝日別	242円	14,908円
	福井清水	143円	11,114円
	福井	(略)	49,168円
	足羽別	331円	7,575円
	河和田	163円	5,679円
	永平寺	322円	15,196円
	金津別	255円	9,567円
	今立別	349円	8,243円
	福井三方別	154円	11,383円
	美浜	199円	15,842円
	大飯	563円	18,790円
	今庄	354円	11,784円
	福井河合	206円	2,726円
	福井鶉	179円	9,286円
	五分市	433円	10,563円
	上志比	160円	31,117円
	福井池田	309円	9,318円
	南条	496円	9,249円
	福井宮崎	85円	13,555円
	名田庄	90円	12,421円
	越前	597円	16,182円
	荒土	179円	14,695円
	細呂木	72円	11,962円
	織田	149円	15,676円
	岐阜	766円	48,724円
	岐阜本荘	725円	13,903円
	長良	898円	23,201円
	長森	898円	31,399円
	岐阜加納	1,402円	37,424円
	黒野	451円	13,257円
	芥見	301円	9,568円
	大垣南	744円	7,243円
	大垣西	301円	12,237円
	大垣丸ノ内南	444円	21,022円
	高山第二	2,362円	15,159円
	東濃B	409円	33,408円
	岐阜根本	739円	29,026円
	岐阜関	483円	35,828円
	小金田	331円	10,822円
	岐阜中津川	381円	51,932円
	瑞浪	285円	13,261円
	岐阜羽島	458円	39,958円
	恵那B	459円	39,056円
	武並	212円	12,961円
	中濃	503円	18,125円
	土岐	382円	17,397円
	各務原	488円	25,705円
	鞠沼	686円	34,638円
	可児	420円	56,256円
	笠松	641円	35,112円
	佐波	412円	15,753円
	養老	314円	71,891円
	垂井	167円	40,155円
	揖斐川	(略)	19,204円
	岐阜北方	633円	10,105円
	穂積	755円	8,779円
	高富	569円	41,041円
	郡上八幡	628円	27,751円
	美濃白川	182円	22,331円
	下呂	445円	15,733円
	荘川	26円	9,960円
	飛騨古川	499円	42,091円
	岐阜神岡	165円	15,754円
	一宮川島	484円	6,513円
	岐阜岐美	(略)	16,210円
	岐阜赤坂	495円	6,091円
	美濃坂本	287円	11,162円
	第一落合	124円	21,500円
	美濃	375円	35,601円
	羽島南	236円	40,468円
	下石	204円	5,488円
	新駄知	120円	5,607円
	美濃平田	380円	45,830円
	養老東	210円	16,676円
	岐阜神戸	463円	18,264円
	輪之内	231円	52,634円
	美濃池田	331円	35,932円
	岐阜川辺	(略)	20,585円
	御嵩	232円	12,612円
	笠原	355円	8,021円
	陶	(略)	4,415円
	久々利	166円	5,445円
	春里	186円	4,466円
	海津	337円	47,040円
	南濃	263円	10,009円
	岐阜石津	285円	18,101円
	揖斐大野	140円	38,449円
	本巢	128円	24,050円
	武芸川	218円	24,361円
	岐阜大和	453円	7,220円
	富加	259円	8,713円
	八百津	195円	10,250円
	美濃坂下	119円	9,170円
	付知	185円	71,867円
	美濃福岡	203円	11,827円
	岩村	257円	13,405円
	山岡	253円	13,932円

	明智	420円	15,581円
	岐阜萩原	719円	45,141円
	飛騨国府	112円	5,470円
	美濃加茂北	74円	15,339円
	前宮	363円	20,267円
	関ヶ原	238円	24,539円
	岐阜白鳥	451円	57,410円
	飛騨細江	90円	25,981円
	岐阜栗野	431円	45,335円
	美濃牧谷	(略)	24,550円
	釜戸	148円	17,400円
	鶴里	106円	9,394円
	上石津	151円	5,455円
	名森	(略)	98,374円
	墨俣	(略)	10,501円
	岐阜美山	306円	55,668円
	谷合	125円	22,259円
	武儀	215円	15,765円
	高鷲	57円	5,541円
	美並	257円	11,858円
	七宗	266円	6,766円
	東白川	53円	13,161円
	加子母	130円	22,293円
	蛭川	184円	14,510円
	上矢作	75円	9,918円
	飛騨小坂	347円	31,786円
	飛騨竹原	168円	9,380円
	岐阜金山	678円	63,082円
	町方	301円	17,092円
	久々野	273円	5,951円
	奥飛騨温泉	207円	11,319円
	根尾	132円	13,303円
	蘇原	118円	16,905円
	巢南	181円	13,838円
	岐阜黒川	126円	16,515円
	飛騨河合	76円	70,404円
	上之保	142円	18,700円
静岡県	用宗	1,136円	13,523円
	静岡長沼	1,758円	8,255円
	城北	2,596円	30,654円
	静岡八幡	2,527円	82,686円
	静岡大谷	378円	7,909円
	静岡電々	6,220円	40,687円
	浜松	1,068円	38,538円
	積志	(略)	39,442円
	浜松住吉	1,311円	10,792円
	三方原	997円	49,776円
	神久呂	449円	7,021円
	中野町	617円	7,111円
	白羽	321円	6,179円
	芳川	522円	46,123円
	都田	571円	36,201円
	向宿別	(略)	17,036円
	増楽	868円	8,134円
	下香貫	827円	7,446円
	沼津高島	1,456円	16,294円
	沼津原	1,019円	22,201円
	江ノ浦	379円	33,726円
	沼津第二	1,402円	16,123円
	沼津北	1,439円	30,626円
	静岡清水	774円	9,167円
	有度	694円	25,400円
	江尻	1,562円	11,560円
	三保	501円	10,535円
	南熱海	420円	7,971円
	第二熱海	903円	45,716円
	三島中郷	975円	24,470円
	北田町	1,784円	47,035円
	富士宮	412円	16,825円
	伊東	443円	21,329円
	静岡伊東2	443円	14,250円
	八幡野	452円	7,765円
	静岡島田	985円	8,135円
	富士	679円	12,380円
	平垣	528円	27,532円
	富士鈴川	456円	5,543円
	富士岡	589円	7,329円
	鷹岡	454円	7,076円
	磐田	789円	16,767円
	焼津	440円	12,822円
	大富	(略)	13,976円
	掛川	465円	26,284円
	伊達方	191円	11,763円
	藤枝	1,001円	18,699円
	兵太夫	983円	5,736円
	御殿場	920円	18,140円
	玉穂	(略)	45,089円
	袋井	1,050円	12,025円
	天竜	497円	34,551円
	浜北	576円	38,364円
	伊東下田	547円	18,042円
	裾野	1,202円	6,780円
	湖西	(略)	15,169円
	河津	470円	14,171円
	南伊豆	339円	14,818円
	仁科	1,045円	6,258円
	伊豆長岡	1,073円	13,808円
	修善寺大仁	540円	13,293円
	新函南	1,199円	37,479円
	中土狩	1,674円	8,262円
	大井川	383円	16,278円
	榛原	305円	33,410円
	吉田町	(略)	10,101円
	浜岡	(略)	17,718円
	掛川菊川	717円	7,667円
	引佐	561円	69,505円
	静岡美和	468円	21,324円
	服織	1,098円	42,544円
	静岡沼津	1,405円	20,970円
	富士大淵	309円	6,674円
	湯ヶ島	617円	47,203円
	青羽根	925円	15,542円
	静岡岡部	795円	14,572円
	静岡金谷	206円	35,543円
	舞阪	416円	36,284円

	明智	426円	14,196円
	岐阜萩原	704円	44,445円
	飛騨国府	105円	6,441円
	美濃加茂北	73円	14,856円
	前宮	356円	19,994円
	関ヶ原	232円	22,936円
	岐阜白鳥	446円	55,598円
	飛騨細江	83円	41,003円
	岐阜栗野	428円	44,805円
	美濃牧谷	(略)	22,312円
	釜戸	137円	15,625円
	鶴里	103円	23,759円
	上石津	152円	6,384円
	名森	(略)	98,137円
	墨俣	(略)	10,985円
	岐阜美山	292円	29,876円
	谷合	123円	21,231円
	武儀	203円	31,303円
	高鷲	56円	93,099円
	美並	241円	10,957円
	七宗	262円	5,291円
	東白川	57円	12,666円
	加子母	128円	20,435円
	蛭川	180円	12,981円
	上矢作	73円	8,276円
	飛騨小坂	336円	29,503円
	飛騨竹原	171円	8,505円
	岐阜金山	656円	37,858円
	町方	297円	15,364円
	久々野	258円	35,543円
	奥飛騨温泉	199円	36,740円
	根尾	128円	13,795円
	蘇原	128円	16,603円
	巢南	175円	12,970円
	岐阜黒川	138円	44,156円
	飛騨河合	70円	69,360円
	上之保	138円	15,834円
静岡県	用宗	1,135円	12,980円
	静岡長沼	1,754円	8,346円
	城北	2,594円	29,617円
	静岡八幡	2,499円	81,428円
	静岡大谷	375円	6,521円
	静岡電々	6,218円	38,502円
	浜松	1,096円	37,788円
	積志	(略)	40,177円
	浜松住吉	1,332円	12,051円
	三方原	1,009円	49,366円
	神久呂	448円	6,937円
	中野町	618円	6,883円
	白羽	317円	6,072円
	芳川	516円	46,319円
	都田	576円	32,996円
	向宿別	(略)	14,507円
	増楽	852円	8,469円
	下香貫	818円	6,771円
	沼津高島	1,445円	15,790円
	沼津原	981円	22,100円
	江ノ浦	353円	34,547円
	沼津第二	1,398円	18,662円
	沼津北	1,423円	57,156円
	静岡清水	776円	16,274円
	有度	698円	28,008円
	江尻	1,576円	13,894円
	三保	500円	10,304円
	南熱海	401円	7,146円
	第二熱海	1,004円	42,786円
	三島中郷	971円	24,909円
	北田町	1,781円	46,047円
	富士宮	409円	13,718円
	伊東	434円	22,070円
	静岡伊東2	434円	19,203円
	八幡野	448円	7,350円
	静岡島田	982円	41,560円
	富士	666円	24,776円
	平垣	532円	26,376円
	富士鈴川	446円	5,325円
	富士岡	594円	7,101円
	鷹岡	453円	6,843円
	磐田	786円	16,512円
	焼津	405円	12,594円
	大富	(略)	12,487円
	掛川	460円	26,694円
	伊達方	182円	40,157円
	藤枝	996円	26,162円
	兵太夫	987円	5,655円
	御殿場	919円	21,324円
	玉穂	(略)	44,882円
	袋井	1,044円	49,557円
	天竜	466円	45,456円
	浜北	555円	39,890円
	伊東下田	530円	16,759円
	裾野	1,199円	7,214円
	湖西	(略)	14,241円
	河津	460円	13,838円
	南伊豆	252円	16,861円
	仁科	1,005円	6,161円
	伊豆長岡	1,046円	19,048円
	修善寺大仁	525円	13,501円
	新函南	1,197円	34,650円
	中土狩	1,686円	8,042円
	大井川	376円	15,081円
	榛原	304円	31,702円
	吉田町	(略)	9,291円
	浜岡	(略)	16,784円
	掛川菊川	716円	8,057円
	引佐	548円	60,356円
	静岡美和	464円	19,335円
	服織	1,083円	41,846円
	静岡沼津	1,402円	22,950円
	富士大淵	305円	8,183円
	湯ヶ島	612円	46,269円
	青羽根	853円	14,232円
	静岡岡部	796円	13,605円
	静岡金谷	199円	36,092円
	舞阪	427円	34,560円

新居	(略)	25.325円
細江	281円	8.617円
伊左地	355円	8.645円
館山寺	350円	14.041円
静岡興津	1,021円	5.506円
小島	857円	18.035円
上野北山	248円	41.423円
川奈	563円	15.818円
宇佐美	746円	10.512円
富戸	504円	17.362円
初倉	476円	11.923円
富士見台	459円	7.524円
大藤	389円	15.668円
原谷	339円	9.269円
葉梨	335円	16.706円
御殿場神山	617円	9.640円
静岡山梨	637円	10.445円
中瀬	575円	9.449円
宮口	565円	9.615円
沼津御宿	841円	24.526円
新所原	1,015円	15.446円
熱川	230円	10.504円
稲取	309円	17.015円
丹那	225円	10.212円
葦山	1,007円	11.257円
大仁	1,816円	9.916円
中伊豆	227円	58.809円
須走	280円	10.597円
静岡小山	708円	41.997円
芝川	165円	29.014円
御前崎	225円	10.869円
相良	309円	10.937円
地頭方	102円	15.938円
小笠	326円	11.654円
森町	454円	4.989円
浅羽	317円	23.562円
静岡福田	254円	24.955円
竜洋	276円	15.676円
賤機	676円	67.390円
静岡水落	2,221円	25.963円
伊豆山	514円	54.633円
猪之頭	78円	13.286円
上井出	145円	23.490円
箕作	527円	13.224円
入出	232円	8.631円
白須賀	190円	16.244円
伊東松崎	1,216円	13.395円
西伊豆	693円	50.391円
伊豆賀茂	259円	41.281円
静岡戸田	126円	19.124円
土肥	191円	6.933円
富士川	565円	7.382円
富士松野	195円	9.194円
蒲原	714円	5.562円
由比	754円	5.872円
静岡川根	518円	15.798円
大須賀	735円	14.008円
静岡豊岡	400円	47.265円
三ヶ日	448円	12.186円
都筑	303円	43.036円
宮口2	565円	10.246円
掛川城東	161円	19.977円
葦山高原	50円	6.794円
用沢	393円	14.405円
中川根	378円	6.723円
千頭	204円	10.805円
掛川大東	185円	67.034円
気多	223円	12.210円
天竜佐久間	237円	60.823円
静岡西浦	142円	9.090円
南崎	116円	4.249円
天竜春野	189円	17.460円
千種覚王山	3,003円	53.721円
名古屋東山	1,820円	19.566円
千種第二	1,886円	16.269円
名古屋新東	5,754円	84.606円
布池	4,609円	21.326円
矢田	2,224円	22.512円
大曾根	1,382円	48.735円
味鏡	1,285円	26.859円
名古屋山田	1,084円	23.967円
浄心	1,766円	13.442円
笹島	4,152円	49.171円
則武	3,231円	16.987円
名古屋中村	2,722円	25.118円
稲葉地	2,193円	29.594円
名古屋中	2,083円	44.615円
名古屋金山	5,294円	39.726円
新広小路	6,422円	50.596円
滝子	2,377円	27.104円
瑞穂通	2,046円	24.733円
八事	3,469円	38.587円
名古屋中川	1,185円	12.369円
下之一色	1,115円	33.410円
名古屋港	1,041円	30.642円
稲永	809円	9.653円
道徳	1,686円	21.179円
笠寺	1,063円	10.509円
大同	1,297円	12.020円
名古屋守山	869円	16.682円
名古屋緑	1,236円	21.075円
平手	(略)	18.307円
鳴子第二	1,798円	10.063円
名東	1,649円	26.388円
猪子石	1,890円	15.571円
猪高	2,190円	25.151円
天白	2,449円	20.924円
豊橋岩田	(略)	9.975円
豊橋花田	1,299円	18.816円
豊橋南栄	1,130円	10.834円
豊橋二川	908円	6.379円
老津	576円	4.874円
榑田	576円	5.700円
札木	521円	35.973円
岡崎	(略)	25.887円

愛知県

新居	(略)	23.876円
細江	267円	10.911円
伊左地	348円	7.957円
館山寺	344円	13.485円
静岡興津	1,008円	5.473円
小島	791円	16.222円
上野北山	240円	38.432円
川奈	565円	15.539円
宇佐美	735円	10.742円
富戸	478円	16.993円
初倉	470円	10.922円
富士見台	456円	6.057円
大藤	386円	43.512円
原谷	341円	8.794円
葉梨	333円	14.461円
御殿場神山	618円	9.254円
静岡山梨	726円	75.866円
中瀬	570円	9.032円
宮口	564円	9.361円
沼津御宿	813円	23.982円
新所原	1,019円	13.915円
熱川	218円	9.444円
稲取	295円	15.827円
丹那	169円	9.785円
葦山	988円	11.909円
大仁	1,752円	9.430円
中伊豆	225円	55.104円
須走	266円	10.106円
静岡小山	699円	42.032円
芝川	166円	28.293円
御前崎	231円	10.502円
相良	299円	10.652円
地頭方	101円	9.829円
小笠	329円	11.284円
森町	452円	4.854円
浅羽	315円	22.267円
静岡福田	253円	30.708円
竜洋	280円	14.772円
賤機	671円	64.476円
静岡水落	2,165円	22.759円
伊豆山	512円	52.270円
猪之頭	79円	12.871円
上井出	144円	31.928円
箕作	522円	11.944円
入出	227円	8.301円
白須賀	188円	15.080円
伊東松崎	1,145円	72.267円
西伊豆	656円	49.568円
伊豆賀茂	315円	37.327円
静岡戸田	112円	18.427円
土肥	177円	6.452円
富士川	557円	6.895円
富士松野	191円	8.727円
蒲原	705円	7.742円
由比	695円	66.041円
静岡川根	501円	32.987円
大須賀	700円	13.501円
静岡豊岡	396円	45.732円
三ヶ日	422円	12.449円
都筑	302円	41.198円
宮口2	564円	7.563円
掛川城東	158円	18.427円
葦山高原	47円	5.830円
用沢	386円	14.885円
中川根	363円	7.356円
千頭	247円	9.231円
掛川大東	187円	64.899円
気多	218円	10.620円
天竜佐久間	244円	60.269円
静岡西浦	135円	9.957円
南崎	115円	5.101円
天竜春野	194円	17.698円
千種覚王山	3,284円	49.611円
名古屋東山	1,966円	19.186円
千種第二	1,764円	15.566円
名古屋新東	6,313円	81.456円
布池	5,397円	19.665円
矢田	2,378円	21.098円
大曾根	1,465円	41.376円
味鏡	1,295円	26.731円
名古屋山田	1,102円	23.671円
浄心	1,862円	14.288円
笹島	3,220円	46.547円
則武	2,453円	16.559円
名古屋中村	2,696円	22.009円
稲葉地	2,312円	29.145円
名古屋中	2,645円	45.015円
名古屋金山	3,995円	44.336円
新広小路	8,480円	47.954円
滝子	2,373円	24.943円
瑞穂通	2,074円	22.038円
八事	3,430円	26.398円
名古屋中川	1,152円	36.500円
下之一色	1,108円	33.738円
名古屋港	1,077円	30.059円
稲永	814円	9.408円
道徳	1,708円	21.161円
笠寺	1,160円	29.219円
大同	1,296円	17.460円
名古屋守山	874円	16.697円
名古屋緑	1,442円	20.424円
平手	(略)	17.728円
鳴子第二	1,772円	18.423円
名東	1,580円	27.247円
猪子石	1,875円	15.116円
猪高	2,261円	21.685円
天白	2,486円	27.322円
豊橋岩田	(略)	10.996円
豊橋花田	1,248円	18.428円
豊橋南栄	1,128円	9.596円
豊橋二川	918円	5.969円
老津	591円	4.808円
榑田	592円	5.450円
札木	540円	32.600円
岡崎	(略)	25.226円

愛知県

羽根	1,964円	18,641円
矢作	546円	18,923円
藤川	854円	3,670円
岩津	1,340円	7,856円
尾張一宮	925円	45,399円
一宮神山	1,443円	8,445円
一宮羽根	(略)	19,406円
一宮萩原	483円	12,322円
浅井	431円	15,684円
瀬戸陶栄	375円	33,536円
愛知半田	640円	37,074円
春日井	843円	35,801円
勝川	1,648円	31,685円
高蔵寺分室	566円	23,038円
高蔵寺	1,368円	9,976円
春日井坂下	656円	22,123円
愛知豊川	968円	19,421円
御油	(略)	6,977円
津島藤浪	993円	15,000円
碧南2	788円	30,814円
刈谷	785円	32,457円
刈谷境	864円	13,084円
愛知豊田	988円	40,505円
豊田高上	2,082円	7,401円
豊田寿	851円	10,838円
猿投2	1,182円	12,239円
豊田高岡	1,034円	11,181円
豊田上郷	737円	9,495円
刈谷安城2	804円	21,958円
今村	2,603円	5,757円
西尾寄住	1,516円	13,193円
蒲郡2	1,116円	6,104円
犬山B	707円	10,923円
犬山羽黒	719円	11,443円
常滑	558円	36,377円
一宮江南2	1,201円	6,235円
江南宮田	576円	7,095円
尾西	775円	12,933円
小牧機械棟	637円	13,877円
篠岡	(略)	16,044円
小牧桜井	631円	31,435円
稲沢	1,708円	21,175円
豊橋新城	616円	15,403円
上野町	877円	17,427円
尾張横須賀B	599円	13,020円
大府	1,503円	7,473円
知多	632円	8,537円
知立2	1,615円	16,330円
尾張旭	1,002円	28,677円
愛知高浜	961円	5,423円
岩倉	1,501円	13,158円
豊明	777円	7,897円
東阿野	1,243円	8,427円
名古屋東郷	1,061円	6,789円
名古屋日進	730円	15,828円
長久手B	1,275円	13,964円
豊山	1,072円	35,181円
西春B	1,515円	19,587円
新川清洲	(略)	37,900円
江南大口	854円	14,545円
扶桑	913円	5,482円
木曾川B	504円	42,125円
祖父江	588円	11,662円
海部	806円	14,584円
蟹江B	1,029円	18,651円
津島弥富	727円	48,148円
阿久比	517円	8,108円
東浦	870円	9,688円
幸田	1,152円	35,040円
三好	1,881円	6,326円
設楽	72円	23,120円
愛知御津	501円	5,454円
愛知田原2	964円	22,535円
渥美	402円	6,388円
広小路	6,422円	36,023円
名古屋万場	(略)	12,830円
志段味	712円	9,472円
名古屋大森	1,782円	13,527円
河合	510円	21,416円
矢合	527円	18,920円
平和	534円	35,328円
寺沢	654円	16,768円
豊橋石巻	363円	10,450円
常磐	510円	9,657円
六ツ美	1,090円	29,704円
品野	1,566円	37,217円
水野	452円	35,910円
板山	746円	19,531円
亀崎	608円	43,011円
松平	666円	15,611円
保見	(略)	4,136円
豊田駒場	757円	13,508円
刈谷桜井	1,544円	13,598円
刈谷明治	579円	11,974円
平坂	(略)	14,576円
室場	(略)	9,067円
三河大塚	724円	9,194円
形原	659円	29,127円
小鈴谷	263円	33,065円
尾張大野	681円	32,747円
大海	333円	31,980円
新城富岡	209円	9,495円
加木屋	1,167円	6,206円
永和	568円	23,759円
武豊	666円	8,428円
一色2	470円	9,085円
上横須賀	758円	30,462円
三好ヶ丘	1,055円	13,147円
豊田藤岡	511円	2,903円
三河一宮	1,362円	8,302円
小坂井	766円	5,691円
東海栄東西	7,529円	29,198円
豊橋	521円	39,962円
南海部	(略)	31,483円
木場	520円	9,110円

羽根	2,010円	18,517円
矢作	520円	19,035円
藤川	853円	17,324円
岩津	1,360円	7,298円
尾張一宮	908円	34,368円
一宮神山	1,369円	8,121円
一宮羽根	(略)	19,800円
一宮萩原	482円	12,336円
浅井	429円	14,992円
瀬戸陶栄	373円	33,443円
愛知半田	653円	25,448円
春日井	876円	36,807円
勝川	1,720円	31,590円
高蔵寺分室	564円	22,867円
高蔵寺	1,369円	31,639円
春日井坂下	666円	21,783円
愛知豊川	967円	20,087円
御油	(略)	6,811円
津島藤浪	934円	14,495円
碧南2	799円	29,892円
刈谷	758円	32,199円
刈谷境	881円	12,775円
愛知豊田	1,070円	40,039円
豊田高上	2,125円	10,714円
豊田寿	877円	12,004円
猿投2	1,143円	11,577円
豊田高岡	950円	10,845円
豊田上郷	751円	15,075円
刈谷安城2	769円	20,317円
今村	2,678円	5,836円
西尾寄住	1,515円	14,638円
蒲郡2	1,127円	12,838円
犬山B	695円	10,698円
犬山羽黒	718円	11,125円
常滑	576円	36,480円
一宮江南2	1,217円	34,502円
江南宮田	575円	10,169円
尾西	787円	13,153円
小牧機械棟	641円	13,410円
篠岡	(略)	16,420円
小牧桜井	636円	30,742円
稲沢	1,733円	24,026円
豊橋新城	606円	10,796円
上野町	874円	19,699円
尾張横須賀B	597円	13,997円
大府	1,562円	14,894円
知多	629円	8,264円
知立2	1,653円	15,683円
尾張旭	1,012円	18,731円
愛知高浜	976円	5,267円
岩倉	1,518円	12,580円
豊明	785円	7,217円
東阿野	1,241円	7,216円
名古屋東郷	1,064円	42,228円
名古屋日進	743円	21,245円
長久手B	1,218円	13,790円
豊山	1,131円	34,155円
西春B	1,561円	18,636円
新川清洲	(略)	31,056円
江南大口	859円	14,773円
扶桑	912円	6,017円
木曾川B	480円	41,336円
祖父江	579円	11,103円
海部	495円	19,670円
蟹江B	1,034円	15,137円
津島弥富	726円	28,273円
阿久比	516円	44,368円
東浦	878円	13,833円
幸田	1,153円	38,945円
三好	1,918円	6,076円
設楽	74円	50,619円
愛知御津	492円	5,362円
愛知田原2	963円	24,236円
渥美	459円	6,142円
広小路	8,480円	32,266円
名古屋万場	(略)	12,357円
志段味	713円	42,347円
名古屋大森	1,841円	15,402円
河合	508円	21,444円
矢合	526円	19,423円
平和	530円	34,552円
寺沢	653円	12,438円
豊橋石巻	365円	9,878円
常磐	507円	9,150円
六ツ美	1,110円	27,072円
品野	1,565円	36,440円
水野	442円	35,209円
板山	742円	28,265円
亀崎	696円	44,794円
松平	629円	32,646円
保見	(略)	5,177円
豊田駒場	768円	32,577円
刈谷桜井	1,667円	15,022円
刈谷明治	631円	98,809円
平坂	(略)	13,946円
室場	(略)	8,629円
三河大塚	720円	8,922円
形原	661円	28,637円
小鈴谷	261円	31,921円
尾張大野	680円	32,155円
大海	334円	31,601円
新城富岡	205円	31,144円
加木屋	1,173円	6,025円
永和	574円	23,088円
武豊	683円	11,044円
一色2	436円	8,806円
上横須賀	773円	29,272円
三好ヶ丘	1,050円	12,334円
豊田藤岡	508円	4,011円
三河一宮	1,342円	6,950円
小坂井	764円	5,591円
東海栄東西	6,170円	28,793円
豊橋	540円	37,688円
南海部	(略)	30,985円
木場	523円	7,422円

	鍋田	308円	26.131円
	八開	369円	30.364円
	南知多	280円	12.465円
	師崎	227円	33.499円
	愛知豊浜	292円	29.399円
	愛知美浜	193円	16.467円
	野間	359円	41.720円
	吉良	651円	7.647円
	幡豆	1,700円	25.910円
	豊富	262円	11.041円
	下山	65円	11.916円
	鳳来大野	702円	5.145円
	愛知野田	201円	8.557円
	赤羽根	191円	15.104円
	伊良湖岬	113円	15.331円
	刈谷安城	804円	12.115円
	尾張横須賀	599円	20.324円
	篠島	546円	75.556円
	日間賀	245円	23.578円
	小原	84円	4.301円
	小渡	332円	10.882円
	東栄	313円	73.535円
	稲武	348円	8.314円
	鳳来	251円	13.828円
	菊井	1,947円	27.130円
	足助	861円	9.387円
三重県	片田	173円	5.707円
	高茶屋	547円	29.602円
	一身田	428円	40.639円
	津丸之内第4	424円	28.242円
	四日市B	509円	26.091円
	三ツ谷B	437円	7.033円
	四日市富田	683円	9.525円
	四日市水沢	103円	19.409円
	塩浜	507円	15.208円
	室山	510円	7.259円
	伊勢志摩2	414円	28.790円
	伊勢大湊	383円	16.708円
	松阪港	(略)	15.455円
	松阪南	153円	11.052円
	松阪新座	372円	8.476円
	桑名	389円	39.078円
	七和	636円	8.723円
	伊賀上野	395円	23.354円
	鈴鹿日館	(略)	56.944円
	鈴鹿白子	396円	12.549円
	庄野	427円	6.687円
	名張	347円	24.022円
	尾鷲	554円	27.717円
	三重亀山	193円	6.087円
	鳥羽	189円	7.542円
	鳥羽第2	189円	14.278円
	熊野第二	469円	27.203円
	久居	406円	12.771円
	員弁	278円	18.341円
	菟野	502円	6.048円
	三重関	189円	14.410円
	伊勢大淀	173円	16.603円
	大台	147円	41.181円
	阿児	394円	15.930円
	津丸之内第3	424円	15.568円
	小山田	259円	13.421円
	県	249円	13.309円
	保々	239円	26.001円
	下野	483円	12.414円
	伊勢豊浜	150円	14.147円
	伊勢南	(略)	17.635円
	天名	152円	12.481円
	伊勢若松	380円	15.966円
	東員	176円	21.621円
	河芸	280円	15.476円
	多気	108円	24.888円
	高野尾	70円	20.370円
	櫛田	293円	9.111円
	伊勢寺	317円	12.302円
	松阪東黒部	176円	20.471円
	松阪大石	(略)	15.536円
	桑名深谷	377円	15.691円
	三重上野南	(略)	39.805円
	石薬師	180円	15.615円
	三重長沢	125円	34.583円
	比奈知	79円	25.285円
	桔梗ヶ丘第一	521円	16.436円
	賀田	59円	45.335円
	北輪内	228円	11.071円
	野登	67円	16.986円
	三重長岡	42円	23.169円
	答志島	25円	6.814円
	櫛原	(略)	12.844円
	多度	147円	16.210円
	伊勢長島	527円	10.580円
	北勢	318円	6.066円
	大安	140円	29.233円
	朝明	130円	22.141円
	四日市楠	447円	10.720円
	四日市朝日	358円	17.836円
	椋本	139円	10.792円
	安濃	160円	17.292円
	一志	127円	11.098円
	三重白山	(略)	31.994円
	三重嬉野	136円	9.343円
	三雲	(略)	9.127円
	明和	276円	6.616円
	伊勢玉城	330円	11.091円
	伊勢二見	275円	15.789円
	内城田	401円	14.787円
	伊賀	118円	7.155円
	伊賀平田	112円	50.661円
	三重青山	229円	21.624円
	大王	197円	15.606円
	三重志摩	274円	15.798円
	甲賀	406円	16.723円
	紀伊長島	295円	12.771円
	三重御浜	195円	9.281円
	大安東	237円	10.312円

	鍋田	301円	33.349円
	八開	371円	29.264円
	南知多	271円	44.800円
	師崎	213円	32.958円
	愛知豊浜	278円	28.869円
	愛知美浜	189円	16.327円
	野間	343円	122.301円
	吉良	627円	8.342円
	幡豆	1,594円	25.234円
	豊富	261円	38.327円
	下山	62円	40.557円
	鳳来大野	666円	5.048円
	愛知野田	203円	8.141円
	赤羽根	198円	14.374円
	伊良湖岬	120円	14.823円
	刈谷安城	769円	12.187円
	尾張横須賀	597円	19.794円
	篠島	515円	50.570円
	日間賀	232円	53.018円
	小原	76円	5.776円
	小渡	336円	40.908円
	東栄	292円	38.314円
	稲武	330円	95.646円
	鳳来	247円	13.108円
	菊井	1,709円	29.059円
	足助	859円	8.319円
三重県	片田	171円	5.591円
	高茶屋	561円	27.934円
	一身田	435円	39.850円
	津丸之内第4	420円	26.966円
	四日市B	519円	38.519円
	三ツ谷B	433円	6.756円
	四日市富田	682円	9.273円
	四日市水沢	101円	18.693円
	塩浜	510円	38.755円
	室山	512円	6.846円
	伊勢志摩2	407円	26.258円
	伊勢大湊	391円	16.089円
	松阪港	(略)	14.859円
	松阪南	150円	9.536円
	松阪新座	374円	8.235円
	桑名	391円	52.950円
	七和	640円	8.215円
	伊賀上野	386円	22.206円
	鈴鹿日館	(略)	54.222円
	鈴鹿白子	399円	14.134円
	庄野	461円	7.703円
	名張	346円	20.004円
	尾鷲	544円	25.790円
	三重亀山	174円	6.006円
	鳥羽	188円	62.054円
	鳥羽第2	188円	24.735円
	熊野第二	468円	26.452円
	久居	409円	13.014円
	員弁	288円	16.337円
	菟野	509円	6.668円
	三重関	186円	13.590円
	伊勢大淀	172円	15.847円
	大台	149円	37.774円
	阿児	403円	15.980円
	津丸之内第3	420円	14.194円
	小山田	258円	13.064円
	県	245円	10.232円
	保々	237円	25.184円
	下野	482円	11.932円
	伊勢豊浜	160円	13.509円
	伊勢南	(略)	17.127円
	天名	149円	11.950円
	伊勢若松	377円	15.568円
	東員	174円	20.346円
	河芸	278円	15.013円
	多気	107円	38.973円
	高野尾	69円	19.571円
	櫛田	294円	8.665円
	伊勢寺	315円	11.191円
	松阪東黒部	174円	19.351円
	松阪大石	(略)	14.968円
	桑名深谷	357円	15.202円
	三重上野南	(略)	39.798円
	石薬師	179円	14.609円
	三重長沢	123円	33.034円
	比奈知	93円	23.103円
	桔梗ヶ丘第一	516円	15.550円
	賀田	95円	45.890円
	北輪内	226円	11.863円
	野登	66円	16.035円
	三重長岡	40円	22.135円
	答志島	20円	8.114円
	櫛原	(略)	12.395円
	多度	145円	15.870円
	伊勢長島	515円	10.112円
	北勢	326円	6.064円
	大安	127円	27.773円
	朝明	127円	22.011円
	四日市楠	435円	10.299円
	四日市朝日	353円	17.179円
	椋本	138円	10.339円
	安濃	157円	16.759円
	一志	124円	10.639円
	三重白山	(略)	33.176円
	三重嬉野	142円	8.913円
	三雲	(略)	8.803円
	明和	277円	6.197円
	伊勢玉城	320円	10.873円
	伊勢二見	271円	13.982円
	内城田	390円	83.466円
	伊賀	114円	6.690円
	伊賀平田	110円	47.574円
	三重青山	219円	21.432円
	大王	199円	15.560円
	三重志摩	269円	14.420円
	甲賀	407円	16.328円
	紀伊長島	307円	15.375円
	三重御浜	196円	8.792円
	大安東	231円	9.723円

	三重藤原	211円	14,554円
	三重美里	202円	44,793円
	香良洲	235円	8,605円
	飯南	(略)	27,591円
	栢原	226円	16,854円
	勢和	239円	15,775円
	三重萩原	(略)	17,839円
	宿田曾	270円	16,563円
	五ヶ所	153円	26,306円
	南海	146円	3,585円
	島ヶ原	63円	19,163円
	浜島	221円	20,329円
	安乗	221円	26,604円
	三重磯部	175円	21,497円
	三重九鬼	26円	14,660円
	三重飛鳥	164円	13,583円
	新鹿	60円	10,264円
	二木島	30円	23,757円
	美杉	129円	55,661円
	三重奥津	93円	20,138円
	飯高	143円	16,246円
	伊勢志摩3	414円	48,273円
	菅島	110円	71,055円
	飯高川俣	99円	20,786円
	阿山	63円	26,756円
	矢口桂城	160円	16,185円
	紀宝鶏殿	402円	10,440円
	入鹿	27円	12,306円
	海山	759円	12,468円
	膳柄	113円	8,711円
滋賀県	滋賀大津	847円	41,754円
	堅田2	(略)	18,118円
	滋賀瀬田	1,240円	26,760円
	石山	528円	15,854円
	大津坂本2	846円	8,537円
	におの浜	967円	23,845円
	彦根3	461円	36,594円
	河瀬	(略)	44,356円
	稲枝	279円	5,876円
	滋賀長浜	453円	23,550円
	近江八幡	503円	17,146円
	六枚橋別館	834円	16,744円
	八日市	755円	22,419円
	草津	641円	35,145円
	常盤	334円	23,730円
	近江守山	574円	18,207円
	守山北	921円	39,646円
	栗東	567円	60,052円
	野洲2	1,032円	18,528円
	甲西	592円	21,846円
	水口	310円	61,276円
	滋賀甲賀	379円	15,069円
	信楽	190円	28,867円
	安土	524円	14,765円
	近江日野	243円	17,583円
	滋賀鶴川	309円	32,983円
	五箇荘	475円	19,317円
	能登川	847円	63,045円
	湖東	71円	11,034円
	秦荘	(略)	19,281円
	愛知川	148円	66,491円
	滋賀多賀	757円	15,595円
	滋賀山東	55円	22,874円
	米原	725円	17,917円
	虎姫	171円	43,506円
	滋賀湖北	(略)	22,655円
	びわ	285円	18,705円
	近江高月	152円	15,992円
	木之本	172円	28,019円
	今津	256円	25,954円
	安曇川	422円	24,074円
	高島	208円	9,889円
	新旭	242円	23,621円
	関ノ津	(略)	26,160円
	滋賀志賀	169円	39,448円
	和迹	133円	13,661円
	金勝	(略)	9,818円
	中主	757円	23,449円
	石部	219円	8,521円
	下田	484円	18,433円
	菩提寺	497円	19,415円
	近江甲南	278円	47,915円
	滋賀蒲生	74円	9,582円
	竜王	60円	28,082円
	豊郷	(略)	20,674円
	甲良	136円	11,240円
	醒ヶ井	209円	22,264円
	滋賀浅井	307円	21,365円
	比叡平	242円	22,508円
	小松	223円	99,736円
	長浜局舎2	424円	36,954円
	土山	(略)	23,586円
	滋賀大野	107円	16,807円
	雲井	127円	13,957円
	柏原別館	159円	20,008円
	朝日	146円	5,305円
	中之郷	225円	16,906円
	マキノ沢	184円	14,308円
	船木	229円	22,791円
	愛東	157円	9,884円
	マキノ	193円	15,578円
	途中	132円	15,103円
	上田上別館	206円	43,744円
	滋賀伊吹	128円	14,473円
	近江大浦	(略)	18,620円
	永源寺	278円	10,704円
京都府	紫野	(略)	12,261円
	京都北野	10,788円	38,511円
	西陣別館	5,161円	75,231円
	賀茂	3,539円	65,726円
	壬生別館	6,752円	20,097円
	京都	22,611円	36,526円
	七条	3,592円	27,896円
	京都南	2,880円	31,372円
	嵯峨2	2,575円	16,190円

	三重藤原	209円	13,152円
	三重美里	199円	43,304円
	香良洲	230円	8,219円
	飯南	(略)	26,933円
	栢原	229円	16,229円
	勢和	250円	10,623円
	三重萩原	(略)	17,237円
	宿田曾	259円	17,032円
	五ヶ所	152円	26,987円
	南海	140円	4,996円
	島ヶ原	62円	18,054円
	浜島	211円	19,720円
	安乗	236円	24,746円
	三重磯部	170円	20,748円
	三重九鬼	42円	69,598円
	三重飛鳥	181円	12,234円
	新鹿	76円	8,749円
	二木島	74円	22,079円
	美杉	123円	55,189円
	三重奥津	87円	19,451円
	飯高	148円	16,101円
	伊勢志摩3	407円	54,270円
	菅島	100円	68,426円
	飯高川俣	97円	20,212円
	阿山	60円	25,097円
	矢口桂城	190円	17,778円
	紀宝鶏殿	452円	15,639円
	入鹿	37円	33,323円
	海山	774円	11,456円
	膳柄	117円	8,419円
滋賀県	滋賀大津	908円	44,171円
	堅田2	(略)	17,220円
	滋賀瀬田	1,256円	30,228円
	石山	568円	17,280円
	大津坂本2	862円	13,726円
	におの浜	1,037円	21,557円
	彦根3	436円	34,224円
	河瀬	(略)	45,933円
	稲枝	280円	23,587円
	滋賀長浜	452円	19,554円
	近江八幡	519円	15,215円
	六枚橋別館	831円	14,590円
	八日市	998円	21,648円
	草津	660円	34,929円
	常盤	323円	19,098円
	近江守山	576円	17,178円
	守山北	913円	38,059円
	栗東	569円	57,556円
	野洲2	1,045円	19,829円
	甲西	561円	36,838円
	水口	339円	65,646円
	滋賀甲賀	374円	14,603円
	信楽	185円	59,123円
	安土	523円	13,622円
	近江日野	241円	69,042円
	滋賀鶴川	297円	24,835円
	五箇荘	470円	18,799円
	能登川	936円	55,731円
	湖東	70円	8,320円
	秦荘	(略)	13,442円
	愛知川	151円	80,103円
	滋賀多賀	756円	12,316円
	滋賀山東	54円	21,752円
	米原	756円	15,929円
	虎姫	168円	39,824円
	滋賀湖北	(略)	20,853円
	びわ	282円	16,419円
	近江高月	150円	12,888円
	木之本	165円	29,881円
	今津	223円	24,737円
	安曇川	437円	21,000円
	高島	242円	26,563円
	新旭	211円	22,647円
	関ノ津	(略)	23,843円
	滋賀志賀	164円	53,386円
	和迹	131円	10,963円
	金勝	(略)	25,899円
	中主	726円	20,164円
	石部	215円	22,185円
	下田	454円	17,407円
	菩提寺	524円	38,589円
	近江甲南	271円	63,481円
	滋賀蒲生	72円	24,896円
	竜王	57円	72,644円
	豊郷	(略)	17,059円
	甲良	134円	8,692円
	醒ヶ井	206円	41,728円
	滋賀浅井	304円	18,743円
	比叡平	209円	16,566円
	小松	219円	90,416円
	長浜局舎2	428円	34,116円
	土山	(略)	21,625円
	滋賀大野	103円	39,467円
	雲井	129円	13,079円
	柏原別館	154円	41,311円
	朝日	141円	5,988円
	中之郷	228円	20,340円
	マキノ沢	180円	11,101円
	船木	221円	20,369円
	愛東	150円	8,009円
	マキノ	185円	11,787円
	途中	126円	12,460円
	上田上別館	222円	47,472円
	滋賀伊吹	114円	27,929円
	近江大浦	(略)	14,235円
	永源寺	270円	8,797円
京都府	紫野	(略)	11,203円
	京都北野	12,109円	41,573円
	西陣別館	5,234円	70,646円
	賀茂	3,437円	74,499円
	壬生別館	6,980円	37,794円
	京都	26,630円	49,873円
	七条	4,653円	61,458円
	京都南	3,413円	58,420円
	嵯峨2	2,725円	13,879円

朱雀	2,657円	18,700円
深草	2,350円	15,799円
京都醍醐	2,047円	10,032円
伏見	3,256円	43,212円
淀	1,168円	7,676円
山科	1,921円	59,550円
京都桂	3,865円	51,265円
大原野	1,231円	9,123円
前田	635円	52,287円
福知山	837円	26,493円
京都舞鶴	941円	45,635円
舞鶴西	446円	61,588円
綾部	708円	61,394円
宇治2	1,607円	23,380円
京都新田	1,435円	17,154円
宮津	280円	24,916円
亀岡	1,437円	39,588円
城陽	1,306円	33,353円
京都西山	5,150円	15,516円
長岡京	2,249円	50,081円
京都八幡	923円	10,913円
山城田辺	1,177円	35,486円
精華2	939円	11,177円
園部	968円	59,605円
岩滝	266円	8,432円
加悦谷	(略)	22,167円
峰山	186円	16,738円
丹後大宮	103円	18,659円
網野	305円	29,667円
鞍馬	999円	20,957円
木幡	1,423円	17,044円
山城木津	1,012円	16,212円
福知山上川口	290円	44,897円
宮前	197円	128,838円
井手	439円	21,075円
山城町	331円	12,293円
山城加茂	772円	92,404円
京都八木	938円	92,138円
丹波町	218円	21,399円
京都弥栄	367円	25,648円
京都吉田別館	4,770円	55,685円
山城大原	(略)	33,717円
祇園別館	4,707円	12,915円
八田	75円	21,629円
三和	118円	15,424円
朱雀・桂2	3,865円	30,291円
何北	40円	18,421円
天ノ橋立	242円	23,683円
和東	92円	25,516円
京北	439円	57,915円
京都美山	378円	22,395円
京都下山	152円	12,815円
京都日吉	259円	12,652円
瑞穂	144円	10,899円
和知	222円	28,545円
夜久野	72円	16,393円
丹後木津	466円	21,044円
丹後町	266円	16,296円
神野	253円	83,884円
久美浜	497円	22,466円
舞鶴八雲2	87円	147,719円
宇治田原	358円	31,903円
舞鶴岡田	142円	231,079円
京都大江	341円	22,800円
平野	(略)	24,362円
伊根	59円	34,434円
都島	3,392円	44,653円
此花	1,920円	47,914円
大阪新町新	3,944円	24,703円
西	2,819円	20,394円
大阪港	1,821円	32,032円
大阪大正別館	1,563円	19,956円
天王寺	2,470円	16,819円
大阪桜川	1,464円	33,161円
日本橋北館	5,362円	39,787円
西淀川	1,744円	25,022円
東淀川	3,031円	38,547円
東成	3,871円	18,703円
生野	(略)	45,084円
巽	1,513円	22,661円
大阪旭	2,574円	20,790円
大阪城東	2,308円	19,746円
鳴野	2,273円	48,990円
桑津	2,172円	18,162円
阿倍野	4,043円	37,394円
長居	4,472円	25,513円
大阪住吉	2,427円	26,876円
天下茶屋	1,714円	25,032円
大阪淀川3	1,819円	44,940円
大阪三国	2,069円	62,099円
大阪鶴見	4,245円	20,608円
住之江	2,805円	37,961円
南港	1,196円	16,939円
大阪平野	2,804円	18,228円
北平野	1,917円	17,297円
大阪北	5,359円	29,895円
北	3,792円	24,983円
堀川	5,683円	23,035円
豊崎	6,747円	26,730円
高津	3,338円	60,253円
大阪東	3,240円	27,369円
大阪中央ビル	8,286円	48,495円
堺	1,848円	24,131円
大阪石津	1,558円	20,192円
金岡	2,578円	10,223円
鳳	1,666円	31,317円
浜寺	1,741円	37,989円
登美丘	4,544円	28,190円
泉北	1,363円	20,146円
深井	1,468円	21,932円
初芝	(略)	15,675円
南大阪2	1,228円	9,575円
東岸和田	1,819円	22,871円
山直	767円	8,987円
豊中	3,405円	28,705円

大阪府

朱雀	2,808円	23,205円
深草	2,347円	16,447円
京都醍醐	2,045円	21,684円
伏見	3,481円	47,437円
淀	1,181円	12,450円
山科	1,974円	63,828円
京都桂	4,167円	57,527円
大原野	1,219円	7,912円
前田	666円	70,832円
福知山	813円	44,823円
京都舞鶴	939円	41,081円
舞鶴西	438円	59,608円
綾部	734円	67,501円
宇治2	1,711円	29,585円
京都新田	1,660円	15,991円
宮津	267円	29,767円
亀岡	1,407円	34,630円
城陽	1,427円	32,640円
京都西山	5,449円	19,698円
長岡京	2,393円	47,084円
京都八幡	922円	9,651円
山城田辺	1,214円	57,892円
精華2	930円	12,554円
園部	922円	43,223円
岩滝	264円	7,224円
加悦谷	(略)	21,601円
峰山	194円	25,037円
丹後大宮	106円	15,258円
網野	15円	31,310円
鞍馬	981円	37,288円
木幡	1,393円	23,473円
山城木津	1,008円	19,849円
福知山上川口	288円	40,407円
宮前	200円	123,010円
井手	427円	42,321円
山城町	320円	27,469円
山城加茂	698円	88,421円
京都八木	969円	89,762円
丹波町	208円	41,666円
京都弥栄	366円	21,649円
京都吉田別館	5,449円	37,119円
山城大原	(略)	27,310円
祇園別館	6,272円	14,046円
八田	77円	17,770円
三和	129円	17,325円
朱雀・桂2	4,167円	34,788円
何北	31円	15,185円
天ノ橋立	261円	19,081円
和東	81円	50,106円
京北	431円	32,168円
京都美山	371円	17,248円
京都下山	146円	10,932円
京都日吉	278円	10,864円
瑞穂	133円	9,319円
和知	196円	25,546円
夜久野	70円	13,922円
丹後木津	447円	16,398円
丹後町	230円	20,570円
神野	251円	144,224円
久美浜	483円	17,748円
舞鶴八雲2	88円	141,100円
宇治田原	364円	54,195円
舞鶴岡田	147円	224,750円
京都大江	342円	17,811円
平野	(略)	19,666円
伊根	57円	28,324円
都島	3,135円	42,994円
此花	2,021円	48,752円
大阪新町新	3,870円	23,925円
西	2,864円	24,134円
大阪港	2,049円	38,554円
大阪大正別館	1,557円	19,134円
天王寺	2,721円	19,320円
大阪桜川	1,463円	31,732円
日本橋北館	6,576円	33,576円
西淀川	1,627円	25,216円
東淀川	3,183円	36,876円
東成	3,716円	18,190円
生野	(略)	37,726円
巽	1,512円	28,562円
大阪旭	2,573円	38,743円
大阪城東	2,419円	22,717円
鳴野	2,349円	50,277円
桑津	2,271円	18,711円
阿倍野	4,243円	35,440円
長居	5,081円	51,482円
大阪住吉	2,426円	29,105円
天下茶屋	1,713円	41,336円
大阪淀川3	1,853円	38,750円
大阪三国	2,119円	58,805円
大阪鶴見	4,320円	20,802円
住之江	2,728円	29,632円
南港	1,193円	15,781円
大阪平野	2,805円	21,297円
北平野	1,914円	15,499円
大阪北	6,534円	28,825円
北	3,945円	26,112円
堀川	6,062円	25,356円
豊崎	7,884円	25,835円
高津	3,793円	80,061円
大阪東	3,695円	26,828円
大阪中央ビル	8,033円	44,184円
堺	2,034円	21,029円
大阪石津	1,859円	25,945円
金岡	2,954円	10,926円
鳳	1,895円	32,521円
浜寺	1,740円	24,625円
登美丘	4,539円	51,990円
泉北	1,360円	24,111円
深井	1,529円	55,638円
初芝	(略)	19,047円
南大阪2	1,225円	15,372円
東岸和田	1,814円	20,818円
山直	775円	8,848円
豊中	3,630円	26,723円

大阪府

服部	3,025円	12,505円
庄内	2,715円	19,224円
池田石橋	2,727円	26,568円
池田別館	3,181円	16,801円
西吹田	(略)	32,551円
吹田	1,922円	9,337円
千里	2,731円	28,995円
万国博	2,403円	29,048円
泉大津	1,456円	22,005円
高槻	2,173円	34,883円
南高槻	(略)	27,943円
茨木富田	1,135円	55,516円
安岡寺	1,733円	11,973円
上牧	1,588円	20,756円
水間	514円	21,254円
大阪守口	1,593円	28,106円
枚方	2,352円	33,652円
枚野	3,338円	22,766円
中宮	1,491円	12,611円
香里丘	(略)	20,821円
津田	1,744円	15,275円
香里	3,786円	23,038円
茨木	2,040円	55,242円
星見	2,419円	18,615円
郡	1,817円	7,145円
平田	1,882円	19,055円
八尾	2,204円	18,585円
志紀	1,968円	15,268円
千塚	1,168円	19,896円
泉佐野	848円	31,823円
大阪田尻	526円	46,950円
日根野2	575円	12,442円
富田林	708円	24,125円
金剛	3,184円	6,058円
佐備	914円	16,379円
寝屋川	(略)	24,506円
池田	1,882円	16,868円
河内長野	1,441円	26,309円
三日市町	557円	8,830円
大阪松原	2,041円	41,853円
大阪大東	2,503円	20,920円
大阪和泉	(略)	50,004円
三林	1,062円	5,884円
箕面	3,845円	52,671円
白鳥	2,036円	13,942円
柏原	1,423円	18,377円
柏原国分	1,159円	19,419円
羽曳野	1,162円	16,718円
門真	2,047円	20,437円
大和田	1,213円	11,225円
摂津	1,891円	46,752円
淀川鳥飼	1,471円	28,071円
高砂	534円	8,205円
藤井寺	1,518円	25,439円
東大阪	2,426円	20,194円
北布施	2,274円	18,000円
大阪河内	1,816円	40,319円
枚岡	1,803円	13,348円
鴻池	1,661円	9,591円
泉南	712円	7,180円
四条畷	1,863円	19,522円
交野	1,738円	19,098円
大阪狭山	1,667円	14,189円
大阪尾崎	(略)	20,538円
山崎	1,454円	11,792円
熊取	697円	14,813円
大阪岬	452円	17,066円
太子別館	576円	5,165円
美原	750円	7,582円
土佐堀	6,413円	29,128円
北浜R T	6,973円	11,361円
島之内南	4,851円	46,875円
西面	1,011円	15,571円
大岩	359円	7,749円
寝屋川高宮	1,951円	21,781円
大阪内田	836円	10,101円
箱作	(略)	26,402円
豊中吉川	1,384円	23,278円
河南	187円	3,674円
内畑	318円	15,085円
大阪横山	143円	19,185円
多奈川	230円	51,969円
赤阪	248円	30,303円
茨木2	2,040円	12,267円
茨木3	2,040円	14,766円
田尻別館	523円	20,488円
東能勢	358円	139,693円
野間中	143円	50,350円
能勢	184円	33,851円
淡輪	440円	24,544円
兵庫御影	4,702円	38,593円
御影営業所	4,702円	25,754円
東灘	2,477円	13,938円
灘2	3,481円	8,496円
湊川	2,197円	29,533円
兵庫	1,869円	23,881円
神戸西	1,870円	21,499円
須磨	2,497円	12,487円
妙法寺	2,005円	8,063円
名谷	1,400円	9,096円
舞子	(略)	7,422円
福田	1,425円	9,490円
塩屋	1,837円	6,042円
鈴蘭台	(略)	31,480円
有馬	1,011円	12,061円
有馬温泉	751円	19,283円
山田2	627円	12,222円
北神別館	697円	59,247円
神戸港	5,981円	74,981円
葦合	3,035円	30,605円
港島	1,643円	21,284円
兵庫三宮	9,018円	21,194円
神戸中電	3,236円	32,581円
岩岡	1,542円	4,409円
神出	107円	96,631円

兵庫県

服部	3,170円	14,410円
庄内	2,791円	17,829円
池田石橋	2,649円	25,205円
池田別館	3,331円	17,942円
西吹田	(略)	47,045円
吹田	1,871円	26,155円
千里	2,655円	30,180円
万国博	2,349円	26,799円
泉大津	1,454円	22,562円
高槻	2,224円	42,853円
南高槻	(略)	25,876円
茨木富田	1,210円	55,743円
安岡寺	1,729円	19,355円
上牧	1,587円	16,778円
水間	512円	21,079円
大阪守口	1,594円	27,587円
枚方	2,544円	42,886円
枚野	3,183円	22,734円
中宮	1,488円	11,978円
香里丘	(略)	17,520円
津田	2,045円	19,797円
香里	3,783円	21,903円
茨木	2,116円	55,063円
星見	2,416円	18,249円
郡	1,816円	6,044円
平田	1,876円	16,892円
八尾	2,201円	17,027円
志紀	1,967円	13,875円
千塚	1,170円	19,394円
泉佐野	781円	29,817円
大阪田尻	528円	62,606円
日根野2	576円	12,709円
富田林	718円	25,468円
金剛	3,221円	6,873円
佐備	844円	14,762円
寝屋川	(略)	27,827円
池田	1,879円	15,649円
河内長野	1,465円	23,452円
三日市町	519円	7,844円
大阪松原	2,037円	39,072円
大阪大東	2,653円	22,856円
大阪和泉	(略)	47,820円
三林	1,060円	5,944円
箕面	4,045円	53,716円
白鳥	2,016円	11,781円
柏原	1,426円	17,800円
柏原国分	1,269円	18,853円
羽曳野	1,261円	22,676円
門真	2,044円	17,565円
大和田	1,215円	12,924円
摂津	1,888円	46,899円
淀川鳥飼	1,453円	31,084円
高砂	532円	7,406円
藤井寺	1,669円	25,295円
東大阪	2,424円	19,176円
北布施	2,578円	17,416円
大阪河内	1,814円	41,175円
枚岡	1,797円	13,411円
鴻池	1,660円	10,371円
泉南	726円	10,197円
四条畷	1,856円	19,278円
交野	1,736円	16,742円
大阪狭山	1,664円	15,461円
大阪尾崎	(略)	20,073円
山崎	1,529円	18,452円
熊取	698円	14,516円
大阪岬	418円	23,886円
太子別館	592円	9,029円
美原	751円	8,495円
土佐堀	8,459円	43,809円
北浜R T	6,920円	10,862円
島之内南	5,435円	48,462円
西面	1,049円	12,263円
大岩	358円	70,770円
寝屋川高宮	1,869円	19,305円
大阪内田	835円	15,383円
箱作	(略)	34,515円
豊中吉川	1,357円	23,787円
河南	180円	13,111円
内畑	163円	44,938円
大阪横山	137円	15,242円
多奈川	198円	43,049円
赤阪	241円	25,137円
茨木2	2,116円	15,954円
茨木3	2,116円	18,247円
田尻別館	528円	19,484円
東能勢	355円	91,187円
野間中	140円	42,695円
能勢	190円	36,988円
淡輪	408円	19,884円
兵庫御影	4,854円	33,272円
御影営業所	4,854円	23,936円
東灘	2,931円	18,365円
灘2	4,150円	8,140円
湊川	2,272円	29,707円
兵庫	1,819円	46,456円
神戸西	1,868円	26,890円
須磨	2,646円	19,253円
妙法寺	1,964円	7,914円
名谷	1,394円	34,975円
舞子	(略)	7,190円
福田	1,417円	8,026円
塩屋	1,997円	7,133円
鈴蘭台	(略)	31,207円
有馬	1,016円	13,631円
有馬温泉	773円	21,630円
山田2	619円	11,806円
北神別館	680円	54,164円
神戸港	6,762円	70,978円
葦合	3,686円	29,101円
港島	1,629円	18,762円
兵庫三宮	12,009円	20,747円
神戸中電	3,488円	29,089円
岩岡	1,544円	4,723円
神出	109円	92,480円

兵庫県

伊谷	112円	22,837円
押部谷	132円	13,620円
伊川谷	1,152円	14,344円
姫路	1,101円	18,103円
姫路西	1,191円	36,886円
飾磨	694円	14,949円
広畑	686円	10,800円
網干	835円	23,966円
姫路白浜	922円	18,903円
御着	572円	9,979円
飾西	971円	10,603円
太市	562円	33,043円
兵庫姫路	1,096円	29,063円
尼崎	1,896円	39,811円
尼崎西	1,966円	24,248円
尼崎東	2,196円	18,185円
尼崎北	3,185円	13,149円
武庫之荘	2,787円	10,824円
明石2	1,973円	25,984円
大久保	1,670円	16,363円
二見	1,093円	13,484円
明石西	1,161円	8,577円
江井ヶ島	1,033円	17,323円
西宮	3,028円	31,716円
瓦木	3,867円	26,750円
甲子園	3,565円	14,242円
仁川	4,097円	12,570円
夙川	2,482円	43,599円
瓦木南別館	2,480円	59,086円
洲本	408円	24,056円
芦屋別館	4,163円	13,260円
伊丹	2,653円	28,435円
兵庫相生	349円	17,536円
豊岡	636円	32,349円
別府	(略)	28,068円
加古川1	1,513円	24,858円
竜野	407円	24,422円
赤穂	525円	14,482円
西脇別館	376円	21,011円
宝塚	1,709円	22,202円
宝塚別館	1,817円	12,944円
三木	499円	13,978円
兵庫高砂	(略)	12,641円
兵庫川西	1,574円	32,338円
兵庫小野	617円	9,522円
兵庫三田	(略)	24,179円
加西	667円	13,234円
社	563円	35,810円
播磨八千代	(略)	16,661円
福崎	801円	33,014円
播磨山崎	695円	6,097円
日高	101円	11,714円
出石	150円	46,461円
浜坂	150円	13,239円
八鹿	327円	18,606円
和田山	440円	42,729円
丹波柏原	156円	39,235円
氷上別館	156円	14,723円
春日	(略)	21,722円
兵庫津名	226円	34,539円
緑	254円	25,654円
淡路三原	120円	33,943円
西神中央	122円	3,841円
名塩	336円	13,742円
宝塚山本	2,276円	37,003円
清和台	610円	8,094円
猪名川	193円	9,256円
六甲山	132円	23,610円
仁豊野	125円	15,084円
播磨山田	121円	111,682円
谷内	145円	130,677円
林田	380円	20,716円
淡路由良	181円	26,767円
安乎	262円	17,121円
若狭野	(略)	72,139円
矢野	111円	20,662円
津居山	100円	9,587円
志方	123円	12,415円
平荘	88円	7,201円
宝殿	1,878円	11,740円
国包	(略)	15,846円
神岡	177円	22,303円
播西	162円	18,138円
西構	97円	20,498円
坂越	193円	20,583円
有年	178円	39,181円
宝塚西谷	84円	16,914円
口吉川	87円	19,304円
緑ヶ丘	1,396円	5,012円
大塩	696円	33,618円
曹根	955円	12,725円
兵庫山下	1,166円	25,435円
多田	998円	15,076円
青野ヶ原	66円	17,937円
小田	60円	16,265円
広野	370円	14,409円
相野	93円	57,460円
高平	74円	12,552円
北条賀茂	63円	22,548円
姫路下里	(略)	108,682円
在田	257円	13,336円
和泉	59円	17,902円
富合	74円	17,706円
中野	254円	17,403円
滝野	621円	29,506円
稲美	128円	13,774円
母里	23円	13,148円
兵庫市川	342円	28,507円
香寺	713円	22,208円
播保川	640円	14,737円
太子	653円	14,403円
上郡	180円	98,903円
佐用	441円	8,768円
村岡	151円	74,888円
兵庫養父	111円	12,458円

伊谷	113円	25,203円
押部谷	129円	16,060円
伊川谷	1,184円	16,523円
姫路	1,138円	19,791円
姫路西	1,205円	38,388円
飾磨	697円	14,461円
広畑	685円	11,263円
網干	802円	49,970円
姫路白浜	878円	18,762円
御着	559円	12,506円
飾西	986円	9,547円
太市	538円	27,477円
兵庫姫路	1,172円	29,444円
尼崎	1,897円	44,611円
尼崎西	1,965円	23,734円
尼崎東	2,198円	17,543円
尼崎北	3,335円	13,120円
武庫之荘	2,782円	11,320円
明石2	2,022円	25,334円
大久保	1,669円	46,110円
二見	1,091円	11,227円
明石西	1,189円	9,057円
江井ヶ島	1,062円	17,799円
西宮	3,128円	31,437円
瓦木	4,094円	25,881円
甲子園	3,943円	13,420円
仁川	4,288円	11,360円
夙川	2,626円	65,168円
瓦木南別館	2,472円	48,307円
洲本	413円	22,286円
芦屋別館	4,391円	12,999円
伊丹	2,803円	20,479円
兵庫相生	332円	17,673円
豊岡	607円	31,017円
別府	(略)	29,241円
加古川1	1,363円	17,951円
竜野	413円	29,008円
赤穂	515円	14,341円
西脇別館	392円	19,308円
宝塚	1,971円	20,222円
宝塚別館	1,888円	13,972円
三木	501円	14,038円
兵庫高砂	(略)	11,117円
兵庫川西	1,566円	27,805円
兵庫小野	586円	22,119円
兵庫三田	(略)	55,667円
加西	665円	25,173円
社	562円	33,743円
播磨八千代	(略)	11,693円
福崎	800円	37,710円
播磨山崎	711円	10,587円
日高	104円	10,850円
出石	170円	41,196円
浜坂	172円	13,664円
八鹿	314円	30,274円
和田山	425円	44,196円
丹波柏原	155円	37,399円
氷上別館	154円	15,921円
春日	(略)	21,870円
兵庫津名	218円	32,927円
緑	251円	20,446円
淡路三原	116円	35,055円
西神中央	120円	5,678円
名塩	365円	13,145円
宝塚山本	2,275円	37,167円
清和台	608円	8,497円
猪名川	185円	9,095円
六甲山	135円	23,177円
仁豊野	123円	44,443円
播磨山田	117円	104,215円
谷内	141円	122,212円
林田	368円	15,171円
淡路由良	175円	37,842円
安乎	244円	14,470円
若狭野	(略)	66,667円
矢野	100円	25,958円
津居山	103円	30,076円
志方	122円	9,622円
平荘	84円	5,546円
宝殿	1,875円	12,256円
国包	(略)	12,519円
神岡	171円	31,395円
播西	117円	13,649円
西構	140円	15,413円
坂越	180円	40,092円
有年	163円	33,445円
宝塚西谷	85円	18,791円
口吉川	85円	17,037円
緑ヶ丘	1,392円	30,848円
大塩	698円	18,966円
曹根	954円	16,437円
兵庫山下	1,138円	28,850円
多田	999円	15,840円
青野ヶ原	68円	15,819円
小田	57円	11,310円
広野	362円	10,787円
相野	91円	193,437円
高平	72円	9,427円
北条賀茂	64円	18,119円
姫路下里	(略)	102,088円
在田	260円	8,695円
和泉	64円	36,456円
富合	75円	35,643円
中野	253円	12,264円
滝野	653円	25,610円
稲美	130円	11,469円
母里	22円	8,546円
兵庫市川	327円	46,271円
香寺	734円	18,166円
播保川	652円	9,718円
太子	681円	16,852円
上郡	189円	90,778円
佐用	481円	7,180円
村岡	167円	66,784円
兵庫養父	113円	8,702円

朝来	434円	22,650円
氷上	156円	15,836円
山南	83円	26,008円
篠山	303円	14,434円
篠山城東	119円	13,480円
篠山福住	115円	10,509円
兵庫宮田	114円	12,892円
丹南	499円	55,058円
古市	214円	10,966円
今田	(略)	14,124円
淡路阿万	79円	14,073円
木津	100円	11,887円
加古川吉川	131円	7,135円
吉川西	168円	15,913円
兵庫鴨川	(略)	21,041円
上久米	63円	26,417円
兵庫東条	72円	11,091円
中東条	72円	14,103円
中町	191円	12,441円
加美	50円	18,905円
杉原谷	39円	19,647円
黒田庄	(略)	18,765円
家島	71円	9,776円
家島坊勢	91円	32,169円
夢前	129円	86,960円
菅野	135円	13,011円
粟賀	298円	13,858円
瀬加	219円	16,948円
鶴居	359円	16,739円
寺前	54円	20,450円
播磨新宮	514円	16,808円
香島	96円	25,251円
播磨御津	1,029円	17,054円
船坂	52円	16,787円
上月	21円	18,563円
久崎	(略)	20,631円
徳久	48円	18,458円
三日月	84円	16,613円
安富	128円	20,003円
播磨一宮	(略)	21,323円
三方	(略)	18,157円
波賀	49円	13,825円
播磨千種	25円	15,866円
城崎	1,104円	24,970円
竹野	148円	15,463円
香住	237円	47,569円
神鍋	46円	100,820円
栗山	56円	14,736円
但東中山	48円	19,519円
小代	55円	21,542円
湯村	111円	12,792円
大屋	46円	40,102円
関宮	100円	13,747円
兵庫生野	111円	19,342円
竹田	88円	25,495円
兵庫山東	77円	17,778円
青垣	69円	35,121円
東中	64円	131,541円
西脇和田	(略)	13,501円
市島	89円	35,093円
中竹田	50円	15,248円
生穂	93円	26,843円
淡路岩屋	256円	10,884円
北淡	199円	20,769円
淡路室津	98円	122,900円
淡路一宮	(略)	38,688円
江井	51円	17,298円
五色	111円	13,777円
鮎原	102円	10,967円
洲本鳥飼	(略)	14,104円
淡路東浦	371円	17,068円
西淡	359円	10,136円
西淡阿那賀	96円	16,013円
南淡	180円	14,857円
沼島	43円	27,676円
奈良2	3,110円	27,335円
西奈良	2,807円	35,101円
大宮	1,818円	34,676円
大中	843円	24,921円
大和郡山	974円	68,388円
昭和2	668円	37,180円
天理	746円	55,354円
二階堂	(略)	58,607円
樺本2	(略)	25,336円
大和橿原2	1,440円	18,502円
畝傍	5,557円	20,655円
奈良桜井2	636円	45,835円
五條	294円	18,870円
御所	587円	17,994円
奈良名柄	282円	42,696円
生駒	1,966円	26,035円
高山第一	495円	77,506円
香芝	1,139円	59,455円
斑鳩	833円	6,891円
田原本	922円	18,345円
大和橿原	355円	19,153円
高取別館	399円	24,602円
大和新庄	771円	50,452円
王寺	986円	27,031円
広陵	514円	46,189円
奈良吉野	248円	24,444円
奈良下市別館	121円	35,647円
十津川	49円	19,533円
上北山	60円	28,689円
平城	1,137円	42,947円
大和高田	606円	17,613円
南生駒2	851円	9,456円
平群	877円	14,895円
馬見	926円	5,658円
天理中山	345円	18,958円
川西	(略)	23,869円
明日香	658円	17,039円
奈良当麻2	802円	13,369円
大安寺別館	(略)	48,372円
大宇陀	268円	28,927円

奈良県

朝来	469円	18,969円
氷上	154円	27,876円
山南	78円	22,482円
篠山	318円	14,514円
篠山城東	127円	8,934円
篠山福住	112円	6,921円
兵庫宮田	117円	27,484円
丹南	423円	63,526円
古市	217円	31,963円
今田	(略)	10,322円
淡路阿万	77円	72,140円
木津	76円	11,190円
加古川吉川	127円	7,070円
吉川西	167円	11,186円
兵庫鴨川	(略)	16,520円
上久米	64円	40,477円
兵庫東条	73円	8,744円
中東条	70円	9,696円
中町	192円	10,792円
加美	55円	38,248円
杉原谷	40円	14,674円
黒田庄	(略)	13,561円
家島	80円	8,727円
家島坊勢	99円	22,871円
夢前	115円	45,368円
菅野	132円	11,432円
粟賀	293円	9,432円
瀬加	215円	11,968円
鶴居	330円	34,871円
寺前	51円	15,787円
播磨新宮	498円	15,058円
香島	87円	15,743円
播磨御津	1,059円	12,523円
船坂	43円	14,260円
上月	23円	16,193円
久崎	(略)	16,181円
徳久	49円	14,338円
三日月	106円	11,609円
安富	126円	14,763円
播磨一宮	(略)	12,148円
三方	(略)	13,155円
波賀	44円	28,185円
播磨千種	23円	11,364円
城崎	1,317円	25,016円
竹野	142円	10,815円
香住	233円	25,013円
神鍋	56円	94,024円
栗山	65円	10,217円
但東中山	58円	14,791円
小代	72円	16,725円
湯村	114円	9,893円
大屋	43円	35,290円
関宮	98円	8,832円
兵庫生野	136円	15,253円
竹田	93円	20,792円
兵庫山東	75円	15,183円
青垣	65円	30,739円
東中	63円	124,197円
西脇和田	(略)	9,698円
市島	88円	30,995円
中竹田	51円	11,937円
生穂	89円	17,220円
淡路岩屋	254円	11,383円
北淡	189円	17,054円
淡路室津	99円	115,313円
淡路一宮	(略)	27,952円
江井	49円	12,242円
五色	101円	14,881円
鮎原	95円	31,521円
洲本鳥飼	(略)	11,526円
淡路東浦	363円	15,730円
西淡	327円	7,700円
西淡阿那賀	100円	78,380円
南淡	158円	10,602円
沼島	40円	48,729円
奈良2	3,869円	24,361円
西奈良	2,881円	36,298円
大宮	1,892円	34,876円
大中	824円	23,565円
大和郡山	933円	67,613円
昭和2	667円	23,276円
天理	735円	49,983円
二階堂	(略)	51,898円
樺本2	(略)	22,625円
大和橿原2	1,363円	25,119円
畝傍	5,300円	17,821円
奈良桜井2	650円	45,243円
五條	286円	32,276円
御所	589円	17,573円
奈良名柄	284円	37,477円
生駒	2,115円	30,733円
高山第一	487円	72,847円
香芝	1,137円	55,571円
斑鳩	832円	6,444円
田原本	923円	16,655円
大和橿原	350円	21,435円
高取別館	394円	22,566円
大和新庄	756円	47,018円
王寺	985円	36,269円
広陵	530円	42,612円
奈良吉野	242円	28,674円
奈良下市別館	19円	34,187円
十津川	50円	15,276円
上北山	64円	25,133円
平城	1,098円	35,376円
大和高田	608円	17,239円
南生駒2	842円	6,621円
平群	943円	11,849円
馬見	939円	10,859円
天理中山	339円	29,982円
川西	(略)	18,765円
明日香	664円	32,376円
奈良当麻2	771円	11,322円
大安寺別館	(略)	37,807円
大宇陀	270円	22,730円

奈良県

	初瀬	349円	21,156円
	葛	80円	35,314円
	菟田野	118円	22,486円
	御杖	132円	38,364円
	大柳生	(略)	46,634円
	都祁	163円	44,547円
	室生	169円	18,473円
和歌山県	和歌山3	859円	23,636円
	和歌山東	796円	27,419円
	和歌浦別館	1,135円	10,661円
	狐島別館	708円	17,685円
	海南	420円	38,504円
	和歌山橋本	468円	33,106円
	箕島	602円	41,284円
	御坊	452円	14,416円
	田辺	668円	51,481円
	和歌山新宮	396円	32,467円
	岩出	378円	21,375円
	かつらぎ	126円	19,491円
	湯浅	196円	31,726円
	和歌山南部	(略)	34,476円
	和歌山白浜	291円	28,441円
	串本	175円	48,863円
	京橋別館2	960円	44,566円
	和歌山山東	103円	26,375円
	安原	160円	56,978円
	紀伊	563円	18,286円
	阪井	426円	22,166円
	紀見	475円	21,663円
	打田	159円	30,100円
	粉河	311円	12,184円
	桃山	141円	57,954円
	貴志川	184円	27,310円
	高野口	303円	34,876円
	太地	210円	43,842円
	和佐	156円	38,501円
	三輪崎	457円	22,868円
	下津	394円	8,925円
	野上	473円	22,302円
	那賀	241円	15,070円
	九度山	233円	49,168円
	和歌山吉備	580円	34,831円
	上富田	161円	40,692円
	那智勝浦	225円	109,792円
	和歌山加太	347円	52,765円
	糸我	325円	20,199円
	名田	400円	54,224円
	美里	384円	33,288円
	金屋	692円	20,055円
印南	667円	41,944円	
田辺下里	302円	50,570円	
宇久井	167円	52,238円	
本宮	293円	43,048円	
和歌山由良	133円	41,575円	
日置川	188円	52,697円	
富貴	107円	26,753円	
和歌山清水	371円	31,030円	
和歌山日高	517円	45,624円	
南部川	551円	50,464円	
すさみ	299円	26,605円	
古座	255円	20,411円	
中辺路	434円	28,353円	
鳥取県	鳥取寺町2	699円	51,657円
	鳥取賀露	562円	32,942円
	鳥取叶	118円	50,889円
	米子3	363円	23,785円
	米子巖	335円	14,043円
	米子河崎	(略)	28,626円
	倉吉	284円	35,154円
	倉吉上井	525円	32,010円
	境港	130円	5,245円
	郡家	184円	21,614円
	三朝	362円	119,312円
	岸本	515円	19,565円
	根雨	240円	18,948円
	末恒	340円	32,507円
	米子大篠津	67円	24,000円
	米子福市	240円	38,419円
	倉吉福光	64円	26,626円
	境港余子	108円	21,385円
	岩美	127円	12,969円
	浜村	70円	20,175円
	青谷	101円	32,192円
	羽合	155円	18,557円
	倉吉泊	47円	21,748円
	倉吉松崎	124円	28,720円
	倉吉北条	100円	20,791円
	東伯	69円	11,193円
	西伯	437円	20,148円
	淀江	119円	35,192円
	用瀬	36円	18,802円
	智頭	175円	12,204円
	鳥取鹿野	76円	15,997円
	会見	199円	18,320円
	米子大山	104円	15,520円
	大山寺	18円	47,532円
	溝口	299円	18,130円
	河原	64円	19,111円
	由良	96円	17,689円
	東伯赤碓	104円	20,067円
	御来屋	166円	21,680円
	若桜	47円	16,334円
	生山	207円	46,507円
	八東	156円	8,926円
関金	33円	29,315円	
倉吉下市	255円	27,219円	
島根県	松江	403円	36,691円
	松江古江	675円	152,015円
	島根浜田	331円	16,883円
	出雲	454円	61,867円
	益田	230円	39,266円
	石見大田	154円	28,187円
	安来	523円	39,835円
	江津	226円	27,835円
	出雲平田	356円	13,108円

	初瀬	348円	42,117円
	葛	82円	30,198円
	菟田野	114円	15,066円
	御杖	137円	33,038円
	大柳生	(略)	41,928円
	都祁	156円	35,637円
	室生	167円	14,520円
和歌山県	和歌山3	832円	51,469円
	和歌山東	977円	27,694円
	和歌浦別館	1,133円	10,299円
	狐島別館	678円	16,418円
	海南	360円	41,179円
	和歌山橋本	462円	30,242円
	箕島	597円	40,152円
	御坊	482円	22,864円
	田辺	698円	51,863円
	和歌山新宮	403円	34,694円
	岩出	380円	21,523円
	かつらぎ	123円	18,714円
	湯浅	187円	35,029円
	和歌山南部	(略)	31,871円
	和歌山白浜	290円	35,980円
	串本	168円	45,519円
	京橋別館2	958円	43,681円
	和歌山山東	105円	40,652円
	安原	158円	54,134円
	紀伊	560円	18,692円
	阪井	429円	22,153円
	紀見	408円	19,806円
	打田	164円	43,647円
	粉河	308円	16,961円
	桃山	136円	81,104円
	貴志川	175円	25,303円
	高野口	311円	34,930円
	太地	208円	41,239円
	和佐	152円	36,455円
	三輪崎	437円	32,206円
	下津	347円	15,126円
	野上	440円	32,899円
	那賀	238円	13,952円
	九度山	216円	68,860円
	和歌山吉備	583円	51,664円
	上富田	163円	30,828円
	那智勝浦	208円	86,460円
	和歌山加太	314円	50,123円
	糸我	322円	36,471円
	名田	387円	51,238円
	美里	392円	30,772円
	金屋	691円	22,399円
印南	689円	40,801円	
田辺下里	306円	60,119円	
宇久井	164円	46,311円	
本宮	294円	44,321円	
和歌山由良	129円	40,063円	
日置川	187円	39,485円	
富貴	103円	30,537円	
和歌山清水	367円	28,127円	
和歌山日高	510円	43,042円	
南部川	530円	37,641円	
すさみ	297円	24,714円	
古座	222円	17,692円	
中辺路	426円	26,983円	
鳥取県	鳥取寺町2	718円	54,331円
	鳥取賀露	570円	31,103円
	鳥取叶	115円	49,333円
	米子3	374円	23,950円
	米子巖	342円	17,648円
	米子河崎	(略)	29,475円
	倉吉	286円	35,092円
	倉吉上井	520円	34,499円
	境港	144円	5,480円
	郡家	195円	24,266円
	三朝	356円	67,050円
	岸本	529円	16,762円
	根雨	268円	17,771円
	末恒	342円	39,037円
	米子大篠津	63円	85,774円
	米子福市	239円	36,124円
	倉吉福光	63円	29,539円
	境港余子	109円	21,175円
	岩美	136円	11,802円
	浜村	69円	29,018円
	青谷	96円	30,891円
	羽合	158円	23,969円
	倉吉泊	45円	20,836円
	倉吉松崎	125円	27,248円
	倉吉北条	105円	23,370円
	東伯	79円	11,145円
	西伯	458円	18,217円
	淀江	123円	30,368円
	用瀬	39円	22,411円
	智頭	185円	17,445円
	鳥取鹿野	78円	27,966円
	会見	217円	16,447円
	米子大山	116円	17,235円
	大山寺	24円	43,200円
	溝口	326円	21,110円
	河原	66円	18,271円
	由良	107円	16,019円
	東伯赤碓	108円	17,879円
	御来屋	183円	18,160円
	若桜	53円	17,551円
	生山	247円	34,173円
	八東	173円	8,061円
関金	32円	34,066円	
倉吉下市	283円	31,079円	
島根県	松江	404円	34,997円
	松江古江	659円	148,106円
	島根浜田	333円	16,624円
	出雲	461円	45,991円
	益田	232円	39,066円
	石見大田	158円	37,346円
	安来	498円	49,754円
	江津	219円	25,836円
	出雲平田	350円	10,842円

木次	261円	19,300円
斐川	656円	31,689円
大社	306円	40,216円
川本2	100円	25,471円
西郷	641円	23,585円
松江八雲	541円	17,023円
多伎	(略)	17,784円
温泉津	343円	16,353円
粕淵	48円	50,502円
都賀	20円	20,128円
川本瑞穂	26円	20,029円
石見	36円	24,459円
桜江	112円	18,488円
金城	64円	17,707円
石見旭	104円	16,684円
匹見	36円	19,292円
津和野	468円	38,452円
海士	84円	30,069円
西ノ島	96円	67,309円
浜田西	259円	23,010円
益田横田	(略)	14,717円
益田西	211円	15,532円
益田東	380円	51,857円
安来荒島	321円	14,862円
江津西	313円	15,860円
惠曇	529円	94,486円
美保関	330円	29,867円
揖屋	460円	24,330円
松江玉造	480円	20,308円
宍道	290円	16,133円
島根広瀬	211円	14,023円
伯太	305円	11,386円
仁多	188円	35,056円
出雲横田	121円	37,227円
木次加茂	136円	20,137円
三刀屋	252円	20,154円
仁万	175円	20,635円
浜田三隅	378円	53,312円
六日市	101円	16,467円
津和野七日市	73円	22,713円
西郷布施	187円	98,884円
西郷五箇	182円	21,558円
都万	251円	20,214円
掛合	268円	23,878円
松江本庄	225円	15,911円
秋鹿	(略)	18,684円
神西	260円	15,149円
出雲神原	219円	13,265円
大根島	250円	12,593円
頓原	150円	17,848円
赤来	220円	11,503円
松江馬湯	473円	122,654円
浜田東	276円	28,827円
出雲長浜	266円	24,077円
石見大田三瓶	33円	17,505円
木次大東	301円	12,679円
江津東	60円	15,981円
平田河下	133円	20,147円
岡山県		
岡山東	1,302円	47,156円
岡山南	728円	72,327円
岡山西	1,084円	27,122円
妹尾	653円	9,883円
岡山今村	1,361円	45,534円
興除	229円	23,571円
吉備	855円	27,149円
三幡2	1,109円	21,182円
岡山長岡	638円	22,293円
西大寺	263円	16,926円
倉敷	521円	32,569円
児島	391円	18,633円
水島	676円	21,355円
玉島	337円	7,479円
新倉敷	1,019円	13,238円
茶屋町	533円	16,976円
倉敷東	575円	13,529円
倉敷西	486円	8,170円
児島琴浦	359円	15,093円
水島東	517円	20,435円
津山	303円	19,341円
津山院庄	244円	7,978円
玉野	386円	15,197円
笠岡	527円	33,098円
笠岡吉浜	379円	21,551円
笠岡西大島	442円	11,240円
井原	625円	16,298円
総社	626円	32,643円
高梁	434円	27,090円
新見	541円	29,859円
備前	186円	11,562円
岡山瀬戸	516円	7,419円
邑久	1,019円	92,341円
早島	743円	7,122円
吉備高原	187円	43,112円
美作勝山	288円	9,991円
久世落合	339円	18,010円
久世	456円	16,817円
鏡野	238円	15,578円
日本原	260円	11,560円
美作大原	(略)	19,791円
美作	268円	7,862円
岡山高島	1,180円	27,032円
甲浦	344円	27,310円
野谷	271円	15,577円
足守	379円	21,998円
備前一宮	631円	3,853円
備中高松	373円	29,771円
西大寺上南	206円	7,779円
児島郷内	454円	14,936円
玉島黒崎	209円	24,349円
玉野西	403円	8,838円
玉野荘内	596円	21,955円
灘崎	756円	19,738円
金光	561円	15,122円
鴨方	469円	16,040円

木次	259円	17,929円
斐川	657円	30,409円
大社	305円	33,974円
川本2	102円	24,628円
西郷	626円	25,412円
松江八雲	545円	15,704円
多伎	(略)	16,938円
温泉津	338円	15,566円
粕淵	57円	45,650円
都賀	22円	18,064円
川本瑞穂	28円	18,954円
石見	34円	23,348円
桜江	114円	17,347円
金城	69円	16,895円
石見旭	111円	14,818円
匹見	34円	19,624円
津和野	462円	40,416円
海士	90円	32,048円
西ノ島	105円	60,749円
浜田西	254円	25,552円
益田横田	(略)	13,773円
益田西	216円	14,502円
益田東	405円	50,612円
安来荒島	325円	14,040円
江津西	304円	14,944円
惠曇	517円	90,579円
美保関	325円	27,432円
揖屋	463円	26,350円
松江玉造	470円	19,212円
宍道	296円	20,143円
島根広瀬	229円	11,613円
伯太	302円	10,830円
仁多	196円	24,533円
出雲横田	127円	34,850円
木次加茂	142円	18,805円
三刀屋	247円	19,182円
仁万	188円	19,536円
浜田三隅	398円	50,300円
六日市	113円	17,075円
津和野七日市	84円	19,197円
西郷布施	208円	95,207円
西郷五箇	189円	20,685円
都万	261円	18,900円
掛合	262円	22,513円
松江本庄	224円	20,624円
秋鹿	(略)	17,202円
神西	256円	14,280円
出雲神原	243円	17,252円
大根島	243円	17,834円
頓原	158円	15,910円
赤来	231円	9,371円
松江馬湯	467円	114,430円
浜田東	270円	27,659円
出雲長浜	263円	22,807円
石見大田三瓶	37円	16,730円
木次大東	298円	11,903円
江津東	66円	14,847円
平田河下	135円	19,087円
松江加賀	103円	26,793円
岡山県		
岡山東	1,190円	37,383円
岡山南	729円	73,018円
岡山西	1,139円	25,832円
妹尾	636円	9,702円
岡山今村	1,299円	44,196円
興除	230円	22,121円
吉備	788円	25,626円
三幡2	1,095円	18,509円
岡山長岡	623円	21,996円
西大寺	262円	15,885円
倉敷	499円	31,257円
児島	423円	18,525円
水島	681円	20,407円
玉島	334円	9,763円
新倉敷	978円	17,524円
茶屋町	532円	17,481円
倉敷東	576円	13,823円
倉敷西	510円	6,980円
児島琴浦	358円	14,617円
水島東	519円	20,385円
津山	299円	18,693円
津山院庄	236円	7,640円
玉野	384円	15,011円
笠岡	537円	38,137円
笠岡吉浜	371円	21,046円
笠岡西大島	431円	10,695円
井原	615円	15,624円
総社	628円	27,571円
高梁	426円	25,219円
新見	533円	19,188円
備前	180円	18,857円
岡山瀬戸	515円	7,622円
邑久	999円	89,123円
早島	766円	5,919円
吉備高原	190円	46,012円
美作勝山	457円	9,449円
久世落合	328円	15,958円
久世	453円	17,602円
鏡野	231円	14,424円
日本原	254円	14,118円
美作大原	(略)	18,595円
美作	261円	8,653円
岡山高島	1,163円	23,521円
甲浦	333円	37,993円
野谷	275円	39,020円
足守	380円	20,792円
備前一宮	632円	10,169円
備中高松	371円	27,220円
西大寺上南	200円	7,166円
児島郷内	450円	14,330円
玉島黒崎	202円	23,164円
玉野西	400円	8,690円
玉野荘内	583円	19,493円
灘崎	749円	18,979円
金光	565円	14,855円
鴨方	473円	18,864円

真備	508円	44.153円
岡山藤田	310円	20.173円
吉備線路2	855円	12.231円
上道	527円	17.417円
児島下津井	254円	21.857円
津山山北	565円	18.633円
津山河辺	265円	30.877円
津山一宮	406円	16.556円
玉野山田	672円	15.526円
玉野八浜	367円	16.990円
総社新本	329円	25.183円
福渡御津	685円	14.147円
福渡	601円	13.685円
山陽	452円	3.335円
日生	275円	18.920円
和気	138円	34.239円
長船	799円	29.144円
玉島船穂	462円	15.876円
里庄	342円	18.675円
矢掛	304円	8.926円
成羽	202円	27.039円
高梁川上	179円	12.319円
ひるぜん	47円	22.730円
勝央	279円	6.345円
亀甲	347円	15.410円
福渡旭	87円	16.943円
津山久米	(略)	22.926円
楯	179円	50.577円
井原高屋	295円	10.661円
美星	123円	12.067円
哲西	298円	22.224円
湯原	75円	28.329円
美新	13円	27.688円
津山加茂	273円	19.521円
児島塩生	314円	27.700円
笠岡北	226円	18.410円
総社豪漢	282円	13.526円
美袋	102円	11.620円
高倉	131円	18.992円
備前香登	(略)	15.770円
備前三石	141円	21.062円
備前伊里	180円	26.091円
加茂川	102円	10.303円
瀬戸万富	599円	22.287円
岡山瀬戸赤坂	472円	22.117円
熊山	253円	9.884円
周匝	548円	12.392円
吉永	342円	28.922円
備前佐伯	162円	14.135円
芳井	65円	18.986円
賀陽	279円	13.434円
備中	(略)	13.767円
大佐	116円	16.361円
英田	180円	15.661円
福渡弓削	464円	14.103円
岡山原	760円	24.479円
西大寺神崎	191円	21.630円
牛窓	796円	9.531円
北房	86円	24.691円
作東	211円	8.836円
牟佐	365円	14.662円
寄島	(略)	14.303円
有漢	89円	12.796円
柁原	304円	27.528円
広島県		
広島西	2.683円	23.439円
広島南2	4.195円	16.736円
広島中	5.396円	31.252円
広島大州	2.007円	30.318円
宇品	2.742円	18.673円
広島西蟹屋	2.395円	20.681円
仁保	1.791円	36.575円
広島庚午	2.727円	15.968円
広島三篠	1.690円	9.813円
安古市	1.598円	19.515円
安芸祇園	1.880円	24.072円
可部	960円	28.808円
高陽	767円	8.413円
海田	1.886円	25.796円
五日市廿日2	1.440円	13.813円
呉東	1.205円	11.002円
呉吉浦	262円	29.419円
呉天応	433円	28.146円
郷原	370円	12.562円
呉2	1.277円	12.248円
竹原	300円	12.443円
尾道	450円	29.346円
尾道高須	417円	13.305円
尾道美ノ郷	213円	36.549円
尾道東	1.343円	3.355円
因島	177円	8.645円
因島中庄	521円	22.383円
因島重井	243円	13.856円
福山	854円	37.982円
福山東	817円	16.659円
松永	452円	13.535円
新福山	534円	15.462円
福山西	463円	9.115円
福山北	336円	48.987円
福山水香	449円	25.495円
福山南	535円	11.479円
福山坪生	452円	6.648円
駅家	546円	53.535円
福山加茂	322円	41.912円
福山熊野	194円	25.964円
府中	515円	15.635円
府中本町	445円	8.462円
三次	961円	23.360円
三次塩町	124円	14.474円
庄原	492円	14.797円
東広島	1.052円	37.024円
八本松	234円	41.329円
八本松原	113円	13.044円
廿日市	1.579円	6.386円
五日市地御前	486円	29.608円
江田島	371円	9.073円

真備	354円	42.583円
岡山藤田	304円	19.640円
吉備線路2	788円	11.397円
上道	514円	16.889円
児島下津井	244円	22.316円
津山山北	564円	16.933円
津山河辺	268円	29.784円
津山一宮	403円	13.776円
玉野山田	649円	20.696円
玉野八浜	364円	19.388円
総社新本	331円	36.857円
福渡御津	674円	18.637円
福渡	587円	12.496円
山陽	448円	4.158円
日生	261円	22.245円
和気	133円	33.160円
長船	802円	39.974円
玉島船穂	466円	14.670円
里庄	345円	18.066円
矢掛	341円	8.405円
成羽	198円	25.379円
高梁川上	174円	11.605円
ひるぜん	48円	14.643円
勝央	271円	9.499円
亀甲	348円	14.354円
福渡旭	92円	19.459円
津山久米	(略)	21.554円
楯	173円	48.009円
井原高屋	288円	16.118円
美星	121円	11.517円
哲西	306円	28.965円
湯原	71円	24.066円
美新	14円	26.780円
津山加茂	265円	18.906円
児島塩生	308円	26.437円
笠岡北	221円	17.445円
総社豪漢	276円	12.965円
美袋	98円	10.643円
高倉	127円	23.018円
備前香登	(略)	14.845円
備前三石	143円	25.684円
備前伊里	179円	25.029円
加茂川	96円	13.298円
瀬戸万富	584円	20.947円
岡山瀬戸赤坂	463円	26.256円
熊山	248円	9.173円
周匝	531円	11.472円
吉永	348円	27.954円
備前佐伯	161円	13.377円
芳井	64円	18.341円
賀陽	287円	12.737円
備中	(略)	13.103円
大佐	118円	20.261円
英田	185円	14.547円
福渡弓削	469円	13.631円
岡山原	748円	23.476円
西大寺神崎	193円	20.691円
牛窓	766円	9.121円
北房	87円	23.541円
作東	203円	8.173円
牟佐	351円	17.147円
寄島	(略)	13.051円
有漢	88円	16.767円
柁原	307円	26.112円
広島県		
広島西	3.031円	21.034円
広島南2	4.705円	16.165円
広島中	6.148円	29.271円
広島大州	2.162円	26.073円
宇品	2.935円	17.550円
広島西蟹屋	2.692円	17.242円
仁保	1.668円	33.135円
広島庚午	2.506円	14.873円
広島三篠	1.811円	9.553円
安古市	1.705円	27.982円
安芸祇園	1.680円	26.352円
可部	966円	28.564円
高陽	768円	54.055円
海田	1.778円	23.271円
五日市廿日2	1.491円	13.965円
呉東	1.245円	10.382円
呉吉浦	266円	27.511円
呉天応	344円	31.470円
郷原	381円	12.795円
呉2	1.304円	17.123円
竹原	298円	27.585円
尾道	460円	26.433円
尾道高須	421円	11.671円
尾道美ノ郷	221円	34.868円
尾道東	1.350円	4.037円
因島	173円	8.376円
因島中庄	524円	18.427円
因島重井	232円	13.522円
福山	926円	37.700円
福山東	839円	48.832円
松永	469円	13.213円
新福山	568円	16.822円
福山西	459円	8.943円
福山北	246円	47.718円
福山水香	447円	23.906円
福山南	527円	11.209円
福山坪生	450円	7.236円
駅家	548円	51.819円
福山加茂	326円	42.263円
福山熊野	192円	31.595円
府中	511円	14.224円
府中本町	431円	63.584円
三次	958円	23.034円
三次塩町	111円	13.852円
庄原	456円	12.051円
東広島	1.118円	35.641円
八本松	237円	54.016円
八本松原	112円	12.411円
廿日市	1.398円	6.173円
五日市地御前	519円	28.214円
江田島	348円	9.614円

安芸大野 1	(略)	6,030円
宮島口	1,100円	12,406円
安芸吉田	408円	11,232円
黒瀬	205円	46,843円
甲山	182円	26,462円
神辺電話交 2	297円	35,510円
神辺御領	118円	10,566円
神辺中条	473円	13,796円
新市	379円	5,797円
広島中山	751円	17,140円
広島戸坂	1,125円	12,897円
安古市安 2	1,339円	16,139円
八木	759円	26,232円
伴	1,140円	50,365円
坂	1,429円	11,058円
福木	626円	15,725円
戸山	(略)	16,984円
高陽狩小川	474円	17,269円
白木井原	319円	17,272円
海田畑賀	666円	8,476円
新矢野	1,705円	6,112円
五日廿日寺田	1,161円	9,332円
五日廿日石内	1,053円	10,906円
呉仁方	560円	13,552円
呉焼山	461円	11,017円
大竹	698円	6,797円
志和	54円	28,098円
三永	128円	14,829円
五日廿日宮内	776円	44,183円
安芸熊野	555円	33,182円
安佐	92円	15,190円
呉警固屋	537円	16,256円
竹原忠海	256円	12,990円
三原幸崎	723円	25,126円
三原長谷	110円	21,592円
松永藤江	(略)	22,550円
福山芦田	206円	29,839円
大竹玖波	352円	14,576円
高屋	705円	45,471円
音戸	277円	74,059円
音戸先奥	(略)	62,202円
倉橋	355円	23,414円
倉橋室尾	441円	3,998円
安芸佐伯	211円	17,124円
安芸佐伯友和	144円	11,726円
能美	655円	23,951円
大柿	236円	10,514円
八千代	428円	14,358円
甲田	673円	12,320円
東広島福富	135円	17,862円
東広島豊栄	250円	24,128円
甲山大和	108円	11,477円
東広島河内	83円	23,692円
河内河戸	97円	14,714円
本郷	430円	10,803円
安芸津	284円	19,942円
安浦	166円	40,810円
呉川尻	292円	16,049円
瀬戸田	220円	20,894円
久井	(略)	8,825円
尾道向島	1,277円	6,675円
東城	395円	10,066円
尾道三原 2	984円	14,306円
宮島	537円	9,439円
御調	103円	68,193円
安佐久地	483円	15,542円
安佐後山	368円	16,042円
可部三入	315円	15,391円
瀬野川	924円	17,909円
瀬野	452円	31,575円
竹原荘野	319円	11,741円
鞆	371円	15,178円
松永本郷	258円	16,710円
庄原山内	63円	16,582円
造賀	(略)	15,884円
砂谷	38円	52,755円
沖美	299円	22,346円
加計	246円	13,861円
戸河内	191円	28,434円
大朝	260円	31,553円
広島千代田	285円	68,206円
豊平	189円	14,792円
都志見	146円	13,506円
高宮	122円	20,569円
福山内海	288円	6,409円
沼隈	372円	13,592円
沼隈山南	288円	17,890円
吉舎	86円	8,227円
三良坂	182円	13,961円
郷田	141円	10,474円
新向原	427円	103,494円
芸北	99円	18,219円
比和	95円	21,902円
木江白水	439円	22,765円
広島似島	73円	13,652円
三原木原	275円	18,023円
浦崎	279円	28,624円
坂小屋浦	627円	14,366円
下蒲刈	336円	11,647円
湯来	66円	18,680円
木江大崎	361円	27,491円
木江	358円	7,369円
東城三和	223円	141,056円
上下	178円	32,703円
三次三和	94円	18,825円
山口県		
下関東	358円	16,680円
下関北	577円	61,279円
下関中	272円	22,864円
下関西	258円	11,963円
下関王司	477円	18,084円
下関勝山	749円	48,062円
宇部 3	278円	23,996円
宇部	278円	36,028円
宇部西	397円	26,756円
宇部床波	(略)	17,225円

安芸大野 1	(略)	11,938円
宮島口	1,176円	11,986円
安芸吉田	424円	10,812円
黒瀬	168円	45,018円
甲山	188円	20,298円
神辺電話交 2	289円	34,597円
神辺御領	115円	10,103円
神辺中条	467円	11,137円
新市	381円	5,825円
広島中山	701円	16,619円
広島戸坂	1,123円	11,375円
安古市安 2	1,411円	14,541円
八木	803円	23,493円
伴	1,181円	68,256円
坂	1,403円	9,360円
福木	615円	15,404円
戸山	(略)	14,993円
高陽狩小川	489円	16,101円
白木井原	313円	14,278円
海田畑賀	664円	12,722円
新矢野	1,776円	6,328円
五日廿日寺田	1,166円	9,713円
五日廿日石内	1,050円	9,231円
呉仁方	587円	22,007円
呉焼山	452円	9,277円
大竹	710円	6,683円
志和	57円	27,067円
三永	129円	12,257円
五日廿日宮内	1,394円	42,236円
安芸熊野	551円	34,735円
安佐	90円	14,556円
呉警固屋	538円	19,843円
竹原忠海	249円	18,337円
三原幸崎	720円	23,429円
三原長谷	119円	21,251円
松永藤江	(略)	20,117円
福山芦田	202円	25,982円
大竹玖波	371円	13,742円
高屋	668円	42,977円
音戸	290円	44,109円
音戸先奥	(略)	57,048円
倉橋	346円	18,127円
倉橋室尾	451円	3,472円
安芸佐伯	294円	19,878円
安芸佐伯友和	131円	11,240円
能美	622円	29,210円
大柿	217円	14,584円
八千代	462円	13,369円
甲田	726円	16,566円
東広島福富	124円	15,292円
東広島豊栄	253円	15,360円
甲山大和	114円	10,667円
東広島河内	77円	20,227円
河内河戸	77円	13,082円
本郷	413円	16,861円
安芸津	281円	18,954円
安浦	142円	42,045円
呉川尻	293円	17,377円
瀬戸田	207円	19,117円
久井	(略)	12,872円
尾道向島	1,108円	7,306円
東城	403円	13,248円
尾道三原 2	971円	12,963円
宮島	534円	34,729円
御調	100円	66,265円
安佐久地	433円	17,703円
安佐後山	358円	13,445円
可部三入	320円	13,822円
瀬野川	896円	17,040円
瀬野	430円	30,380円
竹原荘野	309円	11,173円
鞆	384円	14,556円
松永本郷	255円	15,818円
庄原山内	71円	20,285円
造賀	(略)	15,329円
砂谷	37円	48,087円
沖美	279円	21,854円
加計	234円	13,992円
戸河内	203円	25,834円
大朝	250円	27,310円
広島千代田	283円	64,987円
豊平	176円	11,885円
都志見	142円	12,963円
高宮	124円	15,888円
福山内海	244円	9,465円
沼隈	374円	18,984円
沼隈山南	250円	16,915円
吉舎	82円	7,383円
三良坂	175円	12,920円
郷田	150円	8,455円
新向原	405円	99,351円
芸北	113円	13,353円
比和	92円	19,029円
木江白水	432円	33,666円
広島似島	36円	9,770円
三原木原	257円	18,011円
浦崎	296円	28,044円
坂小屋浦	551円	13,200円
下蒲刈	338円	11,492円
湯来	63円	23,220円
木江大崎	353円	23,703円
木江	304円	6,349円
東城三和	235円	134,854円
上下	177円	31,266円
三次三和	95円	13,072円
山口県		
下関東	357円	52,793円
下関北	574円	35,228円
下関中	274円	22,686円
下関西	254円	48,629円
下関王司	490円	17,372円
下関勝山	740円	29,417円
宇部 3	277円	27,982円
宇部	277円	34,548円
宇部西	398円	32,625円
宇部床波	(略)	15,533円

宇部東岐波	384円	33,596円
山口2	514円	70,531円
二島	61円	28,186円
萩	163円	18,790円
徳山	707円	18,815円
徳山周南	696円	24,721円
防府	(略)	15,585円
防府2	(略)	9,589円
下松	331円	12,148円
岩国支店3棟	(略)	7,132円
岩国4	(略)	26,540円
岩国西	922円	8,756円
新岩国南	746円	32,998円
宇部小野田	158円	32,860円
光	281円	54,929円
長門	(略)	7,622円
柳井	206円	10,246円
美祢	130円	14,301円
新南陽1	579円	24,089円
小郡	248円	14,212円
山口大内	(略)	35,223円
下関安岡	249円	17,578円
小月	408円	15,117円
山口下関	396円	21,192円
厚東	76円	26,289円
山口仁保	364円	17,769円
四辻	132円	43,082円
嘉川	158円	25,840円
萩大井	202円	27,930円
見島	70円	65,121円
徳山榑ヶ浜	579円	7,259円
徳山戸田	(略)	34,308円
都濃	210円	20,812円
防府西の浦	184円	16,987円
防府大道	174円	30,873円
防府富海	171円	24,663円
下松久保	234円	14,961円
岩国通津	167円	20,187円
御庄	571円	11,924円
岩国河内	116円	13,956円
西ノ浜	212円	34,014円
光室積	394円	20,615円
光島田	324円	9,480円
久賀	583円	108,704円
大島	250円	19,399円
久賀橋	376円	14,716円
由宇	455円	16,117円
玖珂	198円	10,789円
周東	377円	16,565円
岩田	107円	10,874円
田布施	335円	16,737円
田布施南	219円	18,381円
平生	171円	16,477円
下松熊毛	(略)	14,641円
徳山鹿野	215円	51,268円
秋穂	161円	8,460円
宇部楠	134円	23,679円
下関菊川	391円	26,336円
豊浦	265円	42,730円
豊北	286円	26,964円
特牛	301円	49,815円
長門三隅	113円	25,541円
長門仙崎	162円	22,464円
美祢豊田	307円	38,719円
阿月	115円	9,794円
新南陽2	492円	5,502円
久賀下田	267円	17,409円
久賀和田	151円	13,010円
錦町	215円	13,385円
大島	373円	21,182円
上関	315円	33,768円
徳地	197円	17,163円
厚狭埴生	161円	31,021円
秋芳	46円	23,115円
長門古市	178円	21,291円
油谷	236円	14,484円
油谷久津	68円	27,378円
下関吉見	(略)	12,865円
阿知須	286円	16,505円
美東	150円	16,162円
阿東	138円	20,347円
長門湯本	87円	18,246円
岩国坂上	243円	19,075円
厚狭	153円	25,601円
阿波津田	738円	58,204円
阿波川内	523円	60,666円
八万	623円	20,554円
地藏橋	679円	8,105円
沖洲	743円	6,897円
徳島西	845円	33,519円
鳴門	343円	37,707円
小松島	522円	13,949円
阿波阿南	263円	20,059円
阿波石井	422円	21,234円
那賀川	304円	6,807円
松茂	471円	8,357円
北島	603円	21,492円
藍住	(略)	25,296円
板野	445円	10,553円
上板	364円	17,622円
阿波	590円	15,463円
鴨島	462円	33,552円
山川	466円	4,747円
脇町	327円	24,032円
阿波池田	230円	42,506円
徳島B	833円	72,468円
阿波国府	464円	19,724円
多家良	288円	9,416円
応神	381円	7,120円
阿波大麻	195円	7,244円
堂浦	243円	6,636円
鳴門公園	161円	13,236円
新赤石	339円	11,426円
阿波橋	435円	12,407円
桑野	459円	10,426円

徳島県

宇部東岐波	388円	32,454円
山口2	516円	64,427円
二島	60円	24,291円
萩	169円	17,407円
徳山	715円	18,829円
徳山周南	698円	23,056円
防府	(略)	15,279円
防府2	(略)	9,291円
下松	330円	11,866円
岩国支店3棟	(略)	7,135円
岩国4	(略)	36,130円
岩国西	923円	8,377円
新岩国南	741円	30,638円
宇部小野田	160円	31,954円
光	292円	54,812円
長門	(略)	6,710円
柳井	211円	11,607円
美祢	128円	15,713円
新南陽1	582円	22,126円
小郡	257円	14,083円
山口大内	(略)	30,528円
下関安岡	251円	21,332円
小月	409円	101,443円
山口下関	406円	20,694円
厚東	72円	24,871円
山口仁保	358円	21,240円
四辻	131円	30,339円
嘉川	157円	24,250円
萩大井	195円	21,687円
見島	68円	55,759円
徳山榑ヶ浜	583円	7,889円
徳山戸田	(略)	26,417円
都濃	218円	19,579円
防府西の浦	185円	16,266円
防府大道	167円	20,048円
防府富海	170円	29,613円
下松久保	231円	9,310円
岩国通津	186円	19,827円
御庄	576円	11,405円
岩国河内	114円	16,629円
西ノ浜	211円	83,813円
光室積	397円	19,215円
光島田	325円	8,603円
久賀	586円	105,498円
大島	252円	18,594円
久賀橋	379円	18,882円
由宇	458円	24,436円
玖珂	199円	10,791円
周東	381円	15,866円
岩田	113円	9,910円
田布施	330円	16,302円
田布施南	217円	17,115円
平生	170円	15,766円
下松熊毛	(略)	14,258円
徳山鹿野	232円	49,152円
秋穂	167円	7,970円
宇部楠	131円	33,416円
下関菊川	394円	18,242円
豊浦	266円	23,313円
豊北	274円	18,691円
特牛	290円	46,901円
長門三隅	43円	24,336円
長門仙崎	161円	21,499円
美祢豊田	302円	31,337円
阿月	112円	14,005円
新南陽2	509円	4,193円
久賀下田	272円	16,355円
久賀和田	156円	16,929円
錦町	206円	17,872円
大島	374円	17,430円
上関	307円	23,654円
徳地	193円	13,964円
厚狭埴生	13円	25,894円
秋芳	50円	21,877円
長門古市	170円	15,219円
油谷	232円	13,948円
油谷久津	70円	19,463円
下関吉見	(略)	16,192円
阿知須	283円	15,799円
美東	147円	14,792円
阿東	141円	25,435円
長門湯本	84円	15,480円
岩国坂上	242円	17,985円
厚狭	154円	27,217円
阿波津田	737円	57,341円
阿波川内	582円	67,209円
八万	633円	20,040円
地藏橋	692円	6,995円
沖洲	740円	5,846円
徳島西	846円	35,362円
鳴門	325円	42,415円
小松島	518円	14,457円
阿波阿南	258円	18,436円
阿波石井	444円	21,051円
那賀川	311円	5,770円
松茂	466円	7,975円
北島	598円	20,012円
藍住	(略)	24,614円
板野	452円	14,749円
上板	350円	10,527円
阿波	584円	9,182円
鴨島	453円	36,099円
山川	410円	4,447円
脇町	323円	25,633円
阿波池田	215円	43,418円
徳島B	778円	67,096円
阿波国府	463円	21,081円
多家良	285円	9,961円
応神	377円	6,859円
阿波大麻	194円	7,446円
堂浦	239円	6,417円
鳴門公園	163円	12,829円
新赤石	341円	11,073円
阿波橋	437円	12,523円
桑野	449円	9,978円

徳島県

	阿波福井	277円	11,076円
	新野	375円	8,517円
	阿波椿	237円	15,658円
	阿波一宮	224円	4,782円
	羽ノ浦	449円	8,977円
	丹生谷	382円	54,955円
	阿波海南	392円	7,155円
	阿波吉野	350円	9,217円
	土成	403円	8,702円
	市場	326円	8,029円
	阿波川島	446円	2,918円
	美馬	102円	9,220円
	貞光	270円	5,971円
	三野	270円	10,568円
	阿波三好	(略)	9,071円
	三縄	346円	6,901円
	阿波井川	495円	7,901円
	三加茂	144円	20,822円
	牟岐	363円	36,559円
	阿波勝浦	136円	16,551円
	日和佐	222円	8,392円
	阿波半田	68円	9,078円
	穴吹	33円	14,253円
	山城	19円	16,127円
	阿波神山	69円	5,041円
	阿波広野	49円	8,322円
香川県	讃岐三条	566円	31,316円
	高松北2	396円	13,540円
	屋島	503円	25,632円
	香西	916円	9,256円
	円座2	615円	22,680円
	讃岐前田	(略)	11,761円
	讃岐川島	309円	24,680円
	西補田	179円	24,125円
	新仏生山	528円	22,369円
	丸亀	383円	46,633円
	讃岐郡家	633円	4,745円
	坂出	282円	42,973円
	讃岐加茂	339円	23,245円
	讃岐林田	270円	4,208円
	善通寺	475円	26,468円
	観音寺	548円	15,367円
	引田	287円	29,048円
	三本松	117円	21,044円
	讃岐津田	158円	14,030円
	讃岐大川	217円	10,529円
	志度	255円	21,383円
	長尾	409円	11,380円
	内海	294円	12,340円
	土庄	424円	9,111円
	讃岐三木	336円	16,534円
	讃岐牟礼	399円	10,158円
	香川	412円	25,010円
	綾南	475円	32,530円
	讃岐国分寺	337円	19,774円
	宇多津	410円	28,621円
	琴平	384円	15,922円
	多度津	447円	17,807円
	讃岐高瀬	317円	67,397円
	讃岐豊浜	259円	25,895円
	本島	109円	38,615円
	与島	136円	8,522円
	木之郷	431円	15,093円
	伊吹	78円	7,951円
	鴨部	194円	21,900円
	庵治	231円	25,696円
	綾上	373円	23,603円
	讃岐昭和	(略)	24,451円
	綾歌	266円	8,988円
	讃岐飯山	358円	11,658円
	讃岐吉野	140円	5,330円
	大野原	397円	8,194円
	讃岐豊中	(略)	14,570円
	仁尾	197円	19,826円
	三本松2	117円	6,259円
	山本	320円	8,667円
	讃岐神山	130円	25,098円
	塩江	276円	9,073円
	麻二宮	240円	23,437円
	詫間	247円	32,995円
	財田	262円	15,164円
	高松	551円	90,921円
	讃岐池田	470円	32,252円
愛媛県	西須賀	632円	55,599円
	吉田浜	763円	4,287円
	堀江	440円	2,222円
	伊予石井2	1,091円	22,726円
	久谷	822円	6,674円
	新久米	1,000円	26,129円
	山越本	715円	26,725円
	松山3	1,516円	30,128円
	今治	340円	54,913円
	伊予桜井2	702円	7,989円
	宇和島	539円	35,422円
	八幡浜	326円	31,868円
	新居浜3	544円	20,154円
	泉川	355円	4,929円
	多喜浜	341円	7,319円
	伊予西条	622円	6,933円
	大洲	363円	8,718円
	新谷	337円	9,870円
	川之江	682円	42,086円
	伊予三島西	728円	20,202円
	伊予2	523円	33,269円
	伊予北条	508円	24,011円
	壬生川2	336円	8,902円
	伊予土居	278円	28,539円
	大西	819円	28,311円
	重信	1,008円	11,544円
	松前2	870円	7,691円
	砥部	1,488円	8,303円
	宇和	292円	7,232円
	広見	253円	26,666円
	御荘2	120円	42,230円
	湯山	2,127円	23,457円

	阿波福井	273円	10,592円
	新野	372円	8,127円
	阿波椿	206円	15,024円
	阿波一宮	219円	5,119円
	羽ノ浦	450円	8,761円
	丹生谷	391円	53,087円
	阿波海南	384円	7,025円
	阿波吉野	339円	8,200円
	土成	392円	8,245円
	市場	319円	7,615円
	阿波川島	440円	3,772円
	美馬	98円	9,578円
	貞光	269円	6,169円
	三野	262円	10,082円
	阿波三好	(略)	8,792円
	三縄	331円	7,373円
	阿波井川	466円	8,341円
	三加茂	141円	21,462円
	牟岐	349円	34,930円
	阿波勝浦	143円	16,286円
	日和佐	213円	8,029円
	阿波半田	71円	9,235円
	穴吹	31円	13,845円
	山城	7円	15,713円
	阿波神山	70円	4,037円
	阿波広野	48円	8,281円
香川県	讃岐三条	565円	28,641円
	高松北2	392円	13,114円
	屋島	500円	25,882円
	香西	923円	8,079円
	円座2	617円	26,093円
	讃岐前田	(略)	11,429円
	讃岐川島	302円	24,394円
	西補田	183円	25,023円
	新仏生山	526円	20,831円
	丸亀	422円	50,578円
	讃岐郡家	653円	4,738円
	坂出	290円	51,207円
	讃岐加茂	357円	23,798円
	讃岐林田	275円	4,119円
	善通寺	468円	24,347円
	観音寺	534円	17,626円
	引田	293円	28,458円
	三本松	121円	19,347円
	讃岐津田	169円	83,368円
	讃岐大川	213円	10,101円
	志度	252円	20,098円
	長尾	412円	11,861円
	内海	290円	13,900円
	土庄	426円	18,170円
	讃岐三木	337円	16,007円
	讃岐牟礼	406円	10,047円
	香川	410円	24,108円
	綾南	545円	32,053円
	讃岐国分寺	342円	18,708円
	宇多津	407円	33,605円
	琴平	349円	36,222円
	多度津	445円	17,497円
	讃岐高瀬	316円	65,905円
	讃岐豊浜	256円	25,660円
	本島	111円	33,855円
	与島	135円	6,558円
	木之郷	432円	14,862円
	伊吹	91円	229,091円
	鴨部	192円	22,547円
	庵治	226円	24,947円
	綾上	401円	24,206円
	讃岐昭和	(略)	25,241円
	綾歌	261円	8,783円
	讃岐飯山	363円	13,885円
	讃岐吉野	138円	5,564円
	大野原	390円	7,999円
	讃岐豊中	(略)	15,026円
	仁尾	189円	20,340円
	三本松2	121円	5,278円
	山本	322円	8,467円
	讃岐神山	129円	25,944円
	塩江	279円	8,809円
	麻二宮	254円	24,053円
	詫間	242円	36,729円
	財田	267円	14,526円
	高松	557円	108,164円
	讃岐池田	427円	35,919円
愛媛県	西須賀	646円	54,770円
	吉田浜	956円	4,230円
	堀江	437円	3,145円
	伊予石井2	1,103円	16,030円
	久谷	808円	6,375円
	新久米	996円	26,347円
	山越本	734円	24,176円
	松山3	1,515円	29,477円
	今治	341円	51,358円
	伊予桜井2	672円	5,396円
	宇和島	529円	38,400円
	八幡浜	341円	30,505円
	新居浜3	533円	20,984円
	泉川	412円	4,894円
	多喜浜	340円	7,480円
	伊予西条	632円	14,046円
	大洲	354円	73,111円
	新谷	355円	9,501円
	川之江	674円	42,117円
	伊予三島西	720円	28,532円
	伊予2	510円	17,934円
	伊予北条	460円	23,794円
	壬生川2	351円	11,756円
	伊予土居	279円	27,954円
	大西	824円	27,735円
	重信	1,027円	11,035円
	松前2	866円	8,250円
	砥部	1,454円	7,908円
	宇和	313円	5,483円
	広見	261円	26,037円
	御荘2	123円	54,790円
	湯山	2,136円	22,205円

	波止浜交換 2	363円	9,991円
	来	536円	30,626円
	日土	418円	9,666円
	穴井	133円	15,110円
	伊予氷見	578円	32,191円
	伊予豊岡	712円	12,132円
	伊予三芳	449円	6,904円
	粟井	298円	12,115円
	伊予小松	658円	7,868円
	丹原	398円	28,570円
	伊予玉川	399円	9,040円
	菊間	159円	26,553円
	吉海	365円	17,144円
	伯方	869円	13,336円
	伊予川内	554円	7,439円
	久万	131円	21,605円
	保内	354円	11,238円
	伊予吉田	354円	24,024円
	伊予津島	396円	25,213円
	今治支店旧	340円	13,311円
	大洲新棟	363円	3,980円
	伊予長浜	(略)	37,502円
	内子	613円	26,180円
	伊予三瓶	342円	6,241円
	愛媛野村	481円	28,583円
	三間	157円	23,158円
	伊予朝倉	290円	26,225円
	宮窪	79円	21,483円
	伊予上浦	46円	15,771円
	伊予小田	185円	12,145円
	伊予中山機械	642円	8,072円
	伊予松野	52円	22,918円
	一本松	45円	12,703円
	生名	78円	11,298円
	伊予弓削	99円	25,044円
	双海	531円	8,211円
	伊方	176円	10,067円
	城川交換機	43円	89,183円
	重信 2	1,008円	24,804円
	伊予中島	398円	10,738円
高知県	高知東	963円	47,061円
	潮江	879円	26,123円
	土佐朝倉	821円	33,130円
	土佐一宮	990円	19,227円
	種崎	(略)	16,977円
	土佐大津	822円	15,040円
	安芸	137円	19,898円
	南国	395円	67,387円
	須崎	346円	16,691円
	土佐中村	216円	32,419円
	赤岡	338円	7,544円
	土佐山田	263円	34,629円
	伊野	695円	7,197円
	池川	290円	16,543円
	土佐春野	354円	9,443円
	土佐羽根	125円	30,683円
	片山	803円	6,223円
	土佐国府	628円	16,186円
	戸波	255円	10,164円
	真同	230円	12,905円
	宿毛	388円	29,324円
	片島	111円	7,548円
	土佐長浜	198円	11,543円
	介良	873円	23,785円
	室戸	(略)	42,691円
	土佐	295円	26,202円
	土佐宇佐	171円	8,812円
	野市	516円	19,308円
	美良布	419円	12,935円
	中土佐	343円	12,479円
	佐川	239円	15,139円
	芸西	575円	10,552円
	香川	204円	20,098円
	越知	(略)	7,390円
	土佐日高	450円	14,149円
	吉良川	67円	12,650円
	大橋	70円	16,066円
	吾北	(略)	12,920円
	仁淀	45円	10,372円
	高知	702円	57,273円
	大杉	81円	42,685円
	土佐平田	51円	10,688円
	土佐清水	173円	39,712円
	窪川	218円	6,343円
	大方	163円	7,021円
	土佐大月	119円	88,679円
	野根	59円	15,406円
	嶺北	133円	6,360円
	土佐佐賀	97円	14,749円
	土佐田野	95円	14,817円
	東津野	78円	9,810円
福岡県	門司 2	627円	11,396円
	門司恒見	367円	16,999円
	門司大里	942円	12,848円
	福岡若松	(略)	12,933円
	若松二島	600円	8,421円
	戸畑	581円	15,743円
	小倉南	1,092円	12,928円
	小倉西	839円	9,499円
	北九州古船場	641円	20,774円
	北九州 1	881円	49,822円
	北九州 2	884円	17,115円
	北九州 3	884円	19,676円
	小倉南曾根	751円	8,594円
	小倉南徳力	1,472円	9,913円
	八幡槻田	460円	6,807円
	北九州八幡 2	417円	9,746円
	折尾 3	502円	8,151円
	八幡黒崎	514円	10,409円
	八幡上津役	(略)	6,004円
	八幡香月別館	847円	8,980円
	福岡東	4,017円	22,815円
	香椎	2,233円	22,600円
	二股瀬	1,075円	21,258円

	波止浜交換 2	361円	9,642円
	来	526円	31,620円
	日土	434円	9,654円
	穴井	125円	13,294円
	伊予氷見	598円	31,469円
	伊予豊岡	719円	11,205円
	伊予三芳	444円	7,474円
	粟井	294円	11,648円
	伊予小松	665円	7,475円
	丹原	412円	28,008円
	伊予玉川	385円	8,527円
	菊間	151円	25,912円
	吉海	359円	16,280円
	伯方	844円	13,135円
	伊予川内	556円	7,122円
	久万	129円	21,550円
	保内	369円	10,575円
	伊予吉田	373円	23,439円
	伊予津島	398円	24,633円
	今治支店旧	341円	13,319円
	大洲新棟	354円	4,658円
	伊予長浜	(略)	38,555円
	内子	646円	25,880円
	伊予三瓶	341円	6,138円
	愛媛野村	474円	27,721円
	三間	162円	23,913円
	伊予朝倉	275円	25,580円
	宮窪	75円	21,978円
	伊予上浦	45円	15,019円
	伊予小田	189円	11,617円
	伊予中山機械	640円	42,976円
	伊予松野	58円	23,812円
	一本松	44円	12,096円
	生名	79円	10,800円
	伊予弓削	98円	25,824円
	双海	533円	7,765円
	伊方	173円	9,927円
	城川交換機	57円	87,523円
	重信 2	1,027円	22,696円
	伊予中島	393円	10,472円
高知県	高知東	931円	48,346円
	潮江	869円	27,610円
	土佐朝倉	812円	23,758円
	土佐一宮	977円	21,513円
	種崎	(略)	11,947円
	土佐大津	823円	14,762円
	安芸	113円	20,535円
	南国	397円	69,476円
	須崎	352円	15,325円
	土佐中村	220円	36,163円
	赤岡	326円	7,312円
	土佐山田	265円	33,944円
	伊野	699円	7,392円
	池川	254円	14,985円
	土佐春野	32円	9,095円
	土佐羽根	166円	20,980円
	片山	793円	6,099円
	土佐国府	624円	15,745円
	戸波	254円	9,167円
	真同	225円	10,863円
	宿毛	382円	26,842円
	片島	107円	7,413円
	土佐長浜	201円	9,120円
	介良	867円	21,918円
	室戸	(略)	23,608円
	土佐	293円	24,699円
	土佐宇佐	165円	7,653円
	野市	514円	12,552円
	美良布	422円	12,323円
	中土佐	340円	12,693円
	佐川	246円	12,949円
	芸西	594円	10,080円
	香川	307円	18,352円
	越知	(略)	7,080円
	土佐日高	452円	12,559円
	吉良川	69円	10,996円
	大橋	69円	15,643円
	吾北	(略)	11,187円
	仁淀	43円	8,684円
	高知	698円	60,835円
	大杉	49円	42,334円
	土佐平田	49円	8,798円
	土佐清水	194円	37,444円
	窪川	215円	58,291円
	大方	166円	7,510円
	土佐大月	120円	86,993円
	野根	63円	13,766円
	嶺北	135円	6,129円
	土佐佐賀	99円	14,029円
	土佐田野	97円	67,020円
	東津野	85円	9,953円
	土佐下田	55円	11,305円
福岡県	門司 2	622円	10,915円
	門司恒見	361円	15,835円
	門司大里	938円	11,182円
	福岡若松	(略)	16,384円
	若松二島	601円	8,257円
	戸畑	583円	15,798円
	小倉南	1,050円	11,274円
	小倉西	820円	9,181円
	北九州古船場	630円	21,506円
	北九州 1	868円	50,828円
	北九州 2	868円	16,447円
	北九州 3	868円	18,591円
	小倉南曾根	747円	12,469円
	小倉南徳力	1,460円	9,535円
	八幡槻田	458円	7,252円
	北九州八幡 2	419円	24,106円
	折尾 3	500円	7,250円
	八幡黒崎	496円	22,255円
	八幡上津役	(略)	6,008円
	八幡香月別館	846円	8,211円
	福岡東	4,623円	23,091円
	香椎	2,116円	24,636円
	二股瀬	1,043円	25,543円

和白	1,456円	22,482円
博多	10,915円	18,555円
土居町	2,210円	30,490円
福岡南	1,666円	18,132円
福岡中央2	26,409円	25,584円
福岡平尾	2,688円	21,176円
筑紫ヶ丘	1,819円	10,744円
屋形原	760円	8,049円
姪浜	1,867円	14,339円
金武	1,886円	9,745円
今宿2	1,537円	9,846円
七隈	2,126円	14,213円
福岡西新	4,273円	18,447円
大牟田	298円	10,084円
久留米	569円	21,055円
荒木	502円	8,448円
御井町	748円	20,754円
久留米上津	773円	10,527円
久留米2	841円	18,855円
直方2	212円	19,177円
飯塚3	276円	7,967円
田川	277円	13,160円
福岡山田	72円	15,470円
甘木	457円	20,496円
八女	129円	13,263円
筑後	(略)	15,850円
福岡大川	1,026円	15,012円
行橋2	(略)	19,674円
中間	236円	12,566円
福岡小郡	613円	17,470円
二日市	724円	13,626円
二日市原田	675円	5,645円
福岡南大野	1,695円	15,257円
乙金	1,407円	11,108円
宗像	446円	4,944円
日の里	1,271円	7,294円
前原営業所	370円	18,548円
宇美	659円	10,689円
志免	1,289円	6,865円
古賀新宮	684円	17,513円
古賀	683円	15,295円
長者原	2,324円	18,531円
福岡	429円	25,369円
福岡芦屋	331円	9,546円
折尾水巻	319円	8,921円
折尾海老津	324円	8,402円
直方鞍手	161円	8,755円
田主丸	287円	9,131円
瀬高	379円	13,812円
柳川	270円	11,896円
苅田	696円	8,857円
行橋犀川	287円	38,013円
行橋豊津	374円	28,828円
門司黒川	393円	16,014円
若松小島	(略)	22,252円
西谷石原	99円	26,428円
多々良	771円	13,223円
早良内野	569円	26,895円
倉永	270円	31,794円
善導寺	236円	20,674円
福岡三国	347円	12,681円
篠栗	689円	33,767円
久山	579円	16,567円
折尾遠賀川	413円	23,363円
柳川大和	258円	28,409円
江浦	272円	29,514円
西戸崎	451円	15,654円
北崎	883円	13,633円
直方小竹	171円	23,029円
直方宮田	256円	9,413円
稲築	270円	21,980円
前原志摩	699円	15,760円
田主丸吉井	342円	14,110円
大刀洗	115円	10,085円
広川	268円	23,046円
豊前	398円	8,704円
津屋崎	338円	14,008円
宗像玄海	260円	11,536円
直方若宮	91円	15,693円
飯塚桂川	196円	23,492円
飯塚碓井	99円	40,880円
飯塚大隈	341円	34,791円
飯塚筑穂	278円	24,019円
飯塚庄内	240円	13,628円
杷木	399円	11,053円
甘木朝倉	206円	13,506円
夜須	263円	26,333円
二丈	368円	19,205円
福吉	159円	10,753円
芥屋	(略)	13,365円
浮羽	131円	19,741円
久留米北野	761円	18,971円
大木	503円	86,840円
三瀧	355円	10,605円
黒木	218円	26,514円
瀬高山川	317円	25,145円
田川香春	328円	13,779円
田川添田	200円	18,811円
田川金田	317円	8,695円
田川糸田	343円	20,806円
田川豊前川崎	(略)	5,776円
田川赤池	177円	14,367円
田川大任	296円	26,711円
田川油須原	223円	24,535円
友枝	(略)	14,722円
直方東	291円	28,039円
福岡大川2	1,026円	3,848円
那珂川別	(略)	9,706円
若宮吉川	41円	18,360円
城島	(略)	6,642円
行橋勝山	483円	24,749円
行橋築城	341円	15,827円
上陽	325円	19,001円
光友	123円	83,353円
星野	191円	14,925円

和白	1,547円	24,528円
博多	8,245円	19,662円
土居町	3,117円	26,642円
福岡南	2,237円	16,720円
福岡中央2	29,090円	24,464円
福岡平尾	2,298円	20,563円
筑紫ヶ丘	1,558円	10,534円
屋形原	746円	6,706円
姪浜	1,672円	17,912円
金武	1,884円	10,205円
今宿2	1,424円	13,499円
七隈	2,199円	16,966円
福岡西新	3,559円	17,905円
大牟田	286円	9,434円
久留米	601円	19,079円
荒木	499円	33,674円
御井町	755円	25,213円
久留米上津	798円	8,886円
久留米2	819円	18,775円
直方2	210円	27,236円
飯塚3	278円	28,022円
田川	285円	12,721円
福岡山田	69円	14,758円
甘木	456円	15,625円
八女	131円	12,029円
筑後	(略)	19,399円
福岡大川	638円	17,266円
行橋2	(略)	17,040円
中間	235円	12,317円
福岡小郡	612円	21,292円
二日市	686円	14,220円
二日市原田	649円	10,020円
福岡南大野	1,646円	15,426円
乙金	1,383円	14,400円
宗像	445円	8,286円
日の里	1,312円	6,233円
前原営業所	371円	32,130円
宇美	661円	14,510円
志免	1,530円	13,755円
古賀新宮	595円	15,899円
古賀	667円	18,035円
長者原	2,214円	17,777円
福岡	428円	19,980円
福岡芦屋	327円	10,270円
折尾水巻	321円	7,369円
折尾海老津	322円	7,107円
直方鞍手	160円	7,541円
田主丸	266円	13,308円
瀬高	297円	13,376円
柳川	279円	16,916円
苅田	712円	8,455円
行橋犀川	283円	39,695円
行橋豊津	375円	27,524円
門司黒川	377円	15,313円
若松小島	(略)	21,958円
西谷石原	97円	24,946円
多々良	815円	13,712円
早良内野	567円	28,507円
倉永	265円	30,396円
善導寺	237円	19,754円
福岡三国	348円	10,337円
篠栗	670円	35,426円
久山	570円	18,191円
折尾遠賀川	415円	23,401円
柳川大和	259円	26,981円
江浦	256円	28,365円
西戸崎	453円	17,400円
北崎	880円	15,711円
直方小竹	169円	22,278円
直方宮田	258円	8,142円
稲築	271円	19,779円
前原志摩	697円	16,945円
田主丸吉井	336円	13,724円
大刀洗	113円	9,676円
広川	281円	24,069円
豊前	402円	8,450円
津屋崎	336円	15,083円
宗像玄海	259円	13,005円
直方若宮	89円	15,040円
飯塚桂川	198円	22,846円
飯塚碓井	95円	39,375円
飯塚大隈	319円	33,800円
飯塚筑穂	264円	17,789円
飯塚庄内	241円	12,968円
杷木	386円	10,674円
甘木朝倉	204円	12,864円
夜須	267円	27,135円
二丈	369円	21,493円
福吉	161円	12,515円
芥屋	(略)	14,677円
浮羽	124円	19,014円
久留米北野	768円	18,064円
大木	481円	47,114円
三瀧	357円	9,985円
黒木	219円	25,708円
瀬高山川	274円	24,136円
田川香春	334円	13,122円
田川添田	188円	17,975円
田川金田	313円	8,413円
田川糸田	345円	20,086円
田川豊前川崎	(略)	4,266円
田川赤池	173円	13,713円
田川大任	293円	25,672円
田川油須原	218円	23,657円
友枝	(略)	13,888円
直方東	293円	24,946円
福岡大川2	638円	7,845円
那珂川別	(略)	8,100円
若宮吉川	39円	17,609円
城島	(略)	7,159円
行橋勝山	486円	23,724円
行橋築城	332円	15,168円
上陽	315円	18,301円
光友	124円	81,166円
星野	196円	14,382円

	行橋権田	254円	11,151円
	八女大洲	158円	11,771円
	福岡矢部	49円	24,240円
佐賀県	高木瀬	605円	27,014円
	唐津	315円	23,708円
	佐賀鳥栖	655円	23,515円
	多久	(略)	24,717円
	伊万里	198円	14,204円
	伊万里黒川	128円	19,365円
	武雄	(略)	20,951円
	佐賀鹿島	238円	7,293円
	川副南	220円	17,178円
	神埼	391円	22,972円
	基山	399円	25,172円
	小城	357円	32,453円
	牛津	342円	48,123円
	玄海	306円	26,474円
	嬉野電交局舎	399円	17,027円
	有田	303円	22,368円
	蓮池	101円	11,238円
	川久保	86円	11,339円
	唐津山本	322円	29,115円
	唐津鏡	317円	19,179円
	東多久	92円	26,294円
	久原	118円	10,286円
	波多津	103円	21,334円
	伊万里松浦	68円	16,778円
	大川野	46円	88,014円
	南波多	51円	14,828円
	諸富	370円	21,694円
	佐賀千代田	493円	21,581円
	鳥栖中原	(略)	19,228円
	北茂安	393円	33,349円
	呼子	187円	21,761円
	西有田	231円	25,352円
	武雄北方	437円	28,927円
	佐賀大町	321円	14,112円
	佐賀白石	340円	21,085円
	鹿島塩田	298円	16,952円
	久保田	484円	73,652円
	佐賀大和	422円	11,416円
	江北	351円	15,867円
	佐賀福富	203円	17,013円
	有明	405円	22,911円
	太良	(略)	33,871円
	若木	(略)	11,069円
	浜崎	350円	13,430円
	武雄山内	164円	17,561円
	三根	530円	16,772円
	入野	191円	19,593円
西川登	258円	44,825円	
七山	180円	16,454円	
湊	175円	46,139円	
巖木	138円	16,906円	
相知	93円	18,466円	
太良大浦	153円	13,016円	
長崎県	浦上	1,416円	18,005円
	新長	1,498円	21,112円
	小ヶ倉	370円	20,592円
	稲佐	1,771円	10,511円
	深堀	(略)	16,024円
	東長崎	1,117円	64,361円
	滑石	1,227円	9,997円
	佐世保別	871円	21,012円
	早岐	308円	16,117円
	佐世保大和	398円	24,679円
	佐世保大野	506円	41,543円
	柚木	(略)	12,426円
	相浦	285円	21,317円
	島原	271円	74,942円
	諫早	484円	17,009円
	西諫早	424円	13,437円
	大村	253円	13,196円
	福江	134円	20,224円
	長崎平戸	358円	36,644円
	時津	895円	10,809円
	有川	221円	20,843円
	壱岐	402円	25,894円
	巖原	353円	31,194円
	大瀬戸	211円	14,960円
	長崎小浜	162円	11,602円
	豆酸	(略)	41,785円
	竹松	(略)	20,922円
	長崎茂木	578円	12,816円
	木鉢	626円	14,037円
	長崎三重	280円	27,396円
	鹿子前	178円	7,446円
	針尾	299円	11,726円
	松浦	332円	31,027円
	御厨	211円	5,649円
	長崎三和	(略)	43,906円
	多良見	393円	30,367円
	長与	707円	15,894円
	琴海	281円	31,393円
	西彼	192円	9,915円
	東彼杵	237円	15,484円
	川棚	241円	16,529円
	波佐見	(略)	10,824円
	湯江	252円	12,120円
	小長井	187円	66,531円
	島原有明	160円	56,163円
	島原国見	151円	23,484円
	諫早吾妻	268円	12,914円
	愛野森山	754円	15,036円
	千々石	200円	9,077円
	有家	236円	38,343円
	島原深江	554円	26,365円
	田平	78円	22,566円
	江迎	159円	17,060円
	佐々	(略)	35,286円
	佐世保吉井	108円	20,484円
	黒口	152円	17,415円
	飯盛	603円	11,607円
	島原瑞穂	486円	12,347円
	鹿町	268円	19,159円

	行橋権田	255円	10,748円
	八女大洲	168円	11,379円
	福岡矢部	51円	23,477円
佐賀県	高木瀬	603円	28,415円
	唐津	319円	24,658円
	佐賀鳥栖	659円	19,491円
	多久	(略)	22,215円
	伊万里	192円	12,711円
	伊万里黒川	127円	17,851円
	武雄	(略)	19,659円
	佐賀鹿島	242円	20,965円
	川副南	268円	16,477円
	神埼	388円	21,589円
	基山	401円	24,133円
	小城	356円	33,150円
	牛津	370円	46,627円
	玄海	327円	25,704円
	嬉野電交局舎	415円	16,486円
	有田	329円	22,262円
	蓮池	107円	10,702円
	川久保	91円	11,092円
	唐津山本	338円	27,754円
	唐津鏡	320円	18,208円
	東多久	94円	25,517円
	久原	139円	9,831円
	波多津	116円	20,754円
	伊万里松浦	67円	15,836円
	大川野	49円	53,854円
	南波多	56円	14,314円
	諸富	377円	20,849円
	佐賀千代田	548円	20,818円
	鳥栖中原	(略)	18,498円
	北茂安	380円	22,979円
	呼子	176円	20,798円
	西有田	242円	24,954円
	武雄北方	463円	28,059円
	佐賀大町	364円	13,463円
	佐賀白石	297円	20,048円
	鹿島塩田	307円	16,084円
	久保田	524円	71,400円
	佐賀大和	433円	10,590円
	江北	346円	15,163円
	佐賀福富	327円	16,505円
	有明	439円	21,978円
	太良	(略)	32,873円
	若木	(略)	10,462円
	浜崎	377円	12,831円
	武雄山内	162円	16,647円
	三根	540円	15,593円
	入野	232円	18,628円
西川登	271円	43,088円	
七山	190円	16,124円	
湊	187円	33,562円	
巖木	146円	16,079円	
相知	108円	17,740円	
太良大浦	148円	12,866円	
長崎県	浦上	1,322円	36,607円
	新長	1,254円	22,318円
	小ヶ倉	373円	25,688円
	稲佐	1,619円	13,353円
	深堀	(略)	15,245円
	東長崎	1,181円	69,150円
	滑石	1,395円	8,902円
	佐世保別	887円	28,530円
	早岐	318円	15,747円
	佐世保大和	405円	29,513円
	佐世保大野	509円	44,167円
	柚木	(略)	11,793円
	相浦	287円	18,419円
	島原	289円	72,372円
	諫早	494円	15,635円
	西諫早	427円	17,296円
	大村	254円	11,881円
	福江	127円	19,603円
	長崎平戸	357円	43,334円
	時津	880円	10,018円
	有川	220円	20,553円
	壱岐	389円	24,876円
	巖原	354円	35,970円
	大瀬戸	205円	57,158円
	長崎小浜	168円	14,444円
	豆酸	(略)	41,781円
	竹松	(略)	19,901円
	長崎茂木	576円	12,045円
	木鉢	627円	13,512円
	長崎三重	277円	24,999円
	鹿子前	246円	10,544円
	針尾	306円	39,449円
	松浦	323円	31,754円
	御厨	204円	5,409円
	長崎三和	(略)	29,264円
	多良見	420円	28,864円
	長与	696円	20,245円
	琴海	279円	30,402円
	西彼	193円	9,368円
	東彼杵	249円	14,779円
	川棚	244円	14,453円
	波佐見	(略)	10,346円
	湯江	254円	11,643円
	小長井	178円	37,370円
	島原有明	156円	71,520円
	島原国見	156円	22,581円
	諫早吾妻	274円	12,609円
	愛野森山	941円	28,688円
	千々石	215円	8,795円
	有家	232円	21,686円
	島原深江	597円	25,299円
	田平	79円	21,492円
	江迎	156円	16,332円
	佐々	(略)	47,183円
	佐世保吉井	104円	19,705円
	黒口	153円	16,442円
	飯盛	592円	11,003円
	島原瑞穂	498円	11,974円
	鹿町	270円	18,439円

小佐々	245円	13,649円
楠泊	183円	11,921円
式見	566円	9,626円
三川内	785円	19,858円
紐差	195円	58,925円
津吉	71円	35,584円
今福	154円	73,231円
西彼大串	261円	25,872円
南風崎	597円	18,331円
有喜	125円	34,531円
鶏知	548円	22,763円
崎戸	79円	14,906円
雲仙	25円	44,073円
伊万里福島	203円	30,172円
鷹島	114円	29,338円
野母崎	437円	23,801円
加津佐	102円	35,252円
長崎口之津	168円	9,594円
南有馬	596円	18,654円
富江	185円	9,921円
青方	250円	11,644円
五島栂島	(略)	53,060円

熊本県

東	1,467円	23,682円
健軍	749円	15,619円
立田	608円	38,870円
田迎	1,078円	14,870円
桜町	814円	45,926円
熊本清水	804円	36,643円
北部	511円	31,649円
帯山	921円	53,746円
託麻別館	1,024円	22,061円
新川尻	749円	18,633円
熊本南部	327円	15,785円
郡築	158円	51,970円
人吉別館	150円	15,082円
水俣	1,105円	11,761円
玉名	273円	21,574円
本渡	482円	16,571円
山鹿	(略)	10,457円
牛深	122円	11,948円
菊池	319円	11,397円
松橋	422円	34,200円
松橋小川	101円	10,777円
植木岩野	491円	15,353円
熊本大津	166円	17,627円
西合志	(略)	9,415円
一の宮	185円	15,258円
熊本小国	434円	59,160円
高森	427円	33,917円
南阿蘇	(略)	33,190円
木山	746円	46,781円
矢部別館	244円	19,613円
荒尾	148円	7,145円
宇土	328円	19,901円
合志	(略)	11,862円
熊本小島	620円	17,643円
天明	90円	28,380円
日奈久	236円	6,327円
府本	84円	10,438円
荒尾緑ヶ丘	290円	21,780円
網田	189円	20,528円
三角	307円	12,292円
松橋城南	235円	21,831円
堅志田	(略)	14,821円
砥用	84円	12,102円
岱明	40円	10,820円
天水	201円	23,172円
南関	248円	24,982円
熊本長洲	181円	10,056円
鹿本	353円	26,823円
菊陽	890円	13,221円
泗水	242円	19,167円
南小国	413円	45,829円
熊本西原	398円	19,489円
嘉島	159円	43,214円
甲佐	524円	12,743円
坂本	113円	10,795円
熊本鏡	150円	16,126円
宮原	181円	14,268円
東陽	157円	80,695円
湯浦	184円	75,159円
津奈木	220円	22,406円
錦	(略)	56,025円
多良木	(略)	29,853円
大矢野	806円	8,604円
本渡松島	301円	11,562円
赤崎	197円	27,775円
飽田	515円	82,842円
竜峰	294円	12,143円
松橋豊野	(略)	13,301円
玉東	301円	11,941円
菊水	43円	10,230円
坊中	137円	31,222円
御船	247円	73,256円
千丁	287円	34,734円
水俣田浦	143円	18,285円
熊本河内	(略)	15,306円
水源	74円	25,057円
郡浦	83円	12,230円
鹿北	161円	17,006円
菊鹿	(略)	16,794円
鹿央	74円	15,839円
旭志	165円	64,775円
矢部清和	65円	37,631円
芦北	431円	15,527円
湯前	119円	68,958円
姫戸	221円	18,253円
三加和	103円	19,860円
阿蘇	173円	72,461円
本渡富岡	319円	55,354円
河浦	182円	37,279円
蘇陽	146円	22,870円
免田	212円	15,922円
一勝地	90円	78,513円

小佐々	248円	13,326円
楠泊	181円	11,645円
式見	575円	8,834円
三川内	787円	19,231円
紐差	190円	37,709円
津吉	74円	33,832円
今福	145円	71,308円
西彼大串	253円	25,393円
南風崎	604円	17,715円
有喜	123円	32,902円
鶏知	549円	24,340円
崎戸	58円	13,329円
雲仙	37円	41,202円
伊万里福島	202円	28,856円
鷹島	113円	27,938円
野母崎	436円	22,627円
加津佐	98円	19,222円
長崎口之津	160円	9,152円
南有馬	645円	17,825円
富江	182円	9,392円
青方	246円	10,853円
五島栂島	(略)	49,797円
長崎高島	46円	13,058円

熊本県

東	1,408円	31,245円
健軍	706円	14,382円
立田	609円	42,949円
田迎	1,066円	12,972円
桜町	775円	35,306円
熊本清水	780円	33,898円
北部	485円	30,240円
帯山	873円	37,770円
託麻別館	1,000円	40,209円
新川尻	746円	17,103円
熊本南部	320円	21,969円
郡築	154円	49,683円
人吉別館	158円	63,260円
水俣	1,005円	11,418円
玉名	278円	20,403円
本渡	477円	15,157円
山鹿	(略)	9,794円
牛深	126円	11,772円
菊池	306円	9,721円
松橋	424円	33,718円
松橋小川	104円	10,112円
植木岩野	481円	13,792円
熊本大津	165円	15,939円
西合志	(略)	10,822円
一の宮	186円	18,917円
熊本小国	424円	46,139円
高森	431円	28,423円
南阿蘇	(略)	34,699円
木山	771円	45,023円
矢部別館	241円	22,735円
荒尾	142円	7,592円
宇土	332円	17,962円
合志	(略)	12,981円
熊本小島	590円	16,972円
天明	89円	27,010円
日奈久	250円	8,833円
府本	83円	10,094円
荒尾緑ヶ丘	293円	20,658円
網田	191円	21,220円
三角	305円	13,010円
松橋城南	233円	21,072円
堅志田	(略)	14,480円
砥用	80円	27,959円
岱明	41円	10,335円
天水	205円	21,919円
南関	242円	23,783円
熊本長洲	185円	9,544円
鹿本	354円	25,602円
菊陽	885円	14,447円
泗水	238円	20,414円
南小国	409円	46,773円
熊本西原	402円	20,700円
嘉島	201円	41,288円
甲佐	511円	13,861円
坂本	110円	12,524円
熊本鏡	152円	16,019円
宮原	185円	16,426円
東陽	156円	78,373円
湯浦	199円	75,057円
津奈木	219円	23,600円
錦	(略)	33,950円
多良木	(略)	28,896円
大矢野	834円	9,902円
本渡松島	325円	12,592円
赤崎	196円	27,840円
飽田	512円	81,350円
竜峰	287円	11,518円
松橋豊野	(略)	12,532円
玉東	302円	11,783円
菊水	190円	9,616円
坊中	132円	32,361円
御船	255円	57,777円
千丁	337円	32,953円
水俣田浦	145円	19,309円
熊本河内	(略)	14,513円
水源	72円	24,007円
郡浦	84円	12,597円
鹿北	156円	16,397円
菊鹿	(略)	16,217円
鹿央	73円	15,221円
旭志	166円	63,073円
矢部清和	67円	28,959円
芦北	450円	17,820円
湯前	117円	69,060円
姫戸	237円	19,201円
三加和	93円	19,062円
阿蘇	170円	72,198円
本渡富岡	315円	37,545円
河浦	175円	39,033円
蘇陽	140円	21,124円
免田	210円	17,178円
一勝地	93円	48,236円

	竜ヶ岳	239円	17,306円
	五和	499円	21,881円
	玉名大浜	198円	18,396円
大分県	大分	1,809円	37,934円
	鶴崎	266円	39,985円
	大分東	730円	32,059円
	大分滝尾	303円	31,805円
	大分大道	849円	33,074円
	大分市外	553円	23,092円
	大分別府	(略)	15,626円
	別府北	471円	9,063円
	如水	(略)	15,349円
	新中津	341円	16,898円
	日田三本松	(略)	33,669円
	佐伯	457円	28,890円
	臼杵	307円	23,433円
	津久見	(略)	17,191円
	大分竹田	131円	29,140円
	豊後高田	172円	28,225円
	杵築別館	224円	37,048円
	大分宇佐	(略)	33,111円
	国東	(略)	33,617円
	日出	(略)	9,392円
	由布院	501円	42,555円
	大分三重	191円	13,865円
	玖珠	452円	17,102円
	大分種田	625円	9,039円
	大分中津	228円	44,050円
	大分戸次	(略)	40,413円
	鶴崎松岡	360円	22,405円
	長洲	244円	20,313円
	豊後高田田原	(略)	12,074円
	大分賀来	663円	24,608円
	坂ノ市別館	369円	19,632円
	海崎	73円	12,232円
	保戸島	50円	49,452円
	宇佐八幡	213円	11,463円
	山香	240円	10,186円
	大分挾間	277円	16,769円
	大分庄内	218円	20,602円
	佐賀関	117円	19,621円
	幸崎	142円	30,060円
	佐伯弥生	424円	28,169円
	野津	279円	38,177円
	緒方	139円	15,471円
	三重大野	223円	19,318円
	三重千歳	43円	29,759円
	天ヶ瀬	439円	44,468円
	三光	(略)	30,675円
	大分野津原	297円	20,637円
	直川	166円	57,959円
	本耶馬溪	254円	26,723円
	院内	(略)	22,757円
	安心院	196円	9,283円
	真玉	71円	18,344円
	国東国見	105円	27,200円
国東富来	135円	15,274円	
佐伯鶴見	307円	17,544円	
竹田萩	67円	13,892円	
日田大山	369円	82,330円	
大分犬飼	218円	19,895円	
大分吉野	(略)	14,823円	
安岐	142円	36,365円	
武蔵	293円	15,013円	
宇目	156円	14,199円	
蒲江	124円	37,941円	
耶馬溪下郷	175円	41,611円	
山国	101円	59,204円	
香々地	47円	17,149円	
三重清川	(略)	21,661円	
久住	220円	12,316円	
恵良	(略)	20,088円	
津江	143円	19,126円	
耶馬溪	203円	30,549円	
合河	131円	38,776円	
生目	270円	33,601円	
宮崎県	宮崎大淀	585円	19,189円
	木花	653円	17,836円
	都城	447円	24,075円
	都城荘内	57円	11,891円
	沖水	(略)	25,242円
	都城中郷	73円	20,912円
	土々呂	442円	15,055円
	延岡市外	(略)	17,733円
	日南	(略)	18,300円
	宮崎小林	250円	19,491円
	日向別館	204円	32,276円
	西都	315円	17,439円
	高城	176円	30,555円
	宮崎住吉	500円	14,023円
	柳瀬	264円	36,622円
	宮崎本郷	424円	21,432円
	志和池	68円	21,531円
	大堂津	138円	35,790円
	飯肥	146円	18,681円
	西小林	127円	17,282円
	串間	288円	25,607円
	三財	226円	13,905円
	えびの営機械	154円	17,820円
	飯野駅前	142円	27,272円
	清武	495円	27,007円
	宮崎田野	187円	15,436円
	佐土原	275円	17,799円
	西佐土原	200円	14,731円
	日南北郷	279円	17,893円
	日南南郷	191円	36,108円
	三股	180円	20,373円
	都城高崎	103円	10,927円
	高原	150円	29,466円
	小林野尻	198円	13,259円
	紙屋	71円	21,343円
	宮崎高岡	164円	19,500円
	国富	238円	15,486円
	綾	155円	45,402円
高鍋営業所 1	239円	13,676円	

	竜ヶ岳	240円	17,142円
	五和	486円	24,097円
	玉名大浜	199円	17,689円
大分県	大分	1,756円	57,470円
	鶴崎	267円	38,257円
	大分東	734円	29,713円
	大分滝尾	301円	32,326円
	大分大道	821円	46,012円
	大分市外	647円	50,482円
	大分別府	(略)	14,309円
	別府北	473円	8,849円
	如水	(略)	15,208円
	新中津	326円	14,992円
	日田三本松	(略)	32,699円
	佐伯	466円	23,299円
	臼杵	334円	40,645円
	津久見	(略)	20,119円
	大分竹田	153円	29,357円
	豊後高田	174円	22,259円
	杵築別館	226円	35,031円
	大分宇佐	(略)	31,130円
	国東	(略)	32,627円
	日出	(略)	8,542円
	由布院	527円	77,596円
	大分三重	196円	36,982円
	玖珠	449円	17,237円
	大分種田	622円	7,613円
	大分中津	306円	32,606円
	大分戸次	(略)	41,165円
	鶴崎松岡	363円	21,581円
	長洲	241円	19,594円
	豊後高田田原	(略)	11,582円
	大分賀来	691円	24,004円
	坂ノ市別館	366円	18,215円
	海崎	69円	11,574円
	保戸島	46円	46,283円
	宇佐八幡	206円	10,631円
	山香	242円	9,420円
	大分挾間	278円	17,030円
	大分庄内	222円	19,649円
	佐賀関	114円	18,208円
	幸崎	133円	29,444円
	佐伯弥生	423円	26,988円
	野津	312円	24,641円
	緒方	138円	14,697円
	三重大野	217円	18,224円
	三重千歳	42円	28,233円
	天ヶ瀬	430円	30,979円
	三光	(略)	29,478円
	大分野津原	296円	19,738円
	直川	156円	34,356円
	本耶馬溪	251円	25,858円
	院内	(略)	21,618円
	安心院	193円	8,472円
	真玉	90円	17,357円
	国東国見	110円	25,746円
国東富来	149円	14,370円	
佐伯鶴見	325円	16,491円	
竹田萩	73円	13,343円	
日田大山	374円	41,877円	
大分犬飼	214円	18,626円	
大分吉野	(略)	15,645円	
安岐	140円	35,286円	
武蔵	292円	14,020円	
宇目	161円	13,712円	
蒲江	169円	36,721円	
耶馬溪下郷	174円	40,802円	
山国	98円	57,130円	
香々地	51円	16,472円	
三重清川	(略)	20,994円	
久住	214円	11,861円	
恵良	(略)	19,358円	
津江	138円	17,646円	
耶馬溪	201円	20,116円	
合河	129円	37,589円	
生目	271円	31,418円	
宮崎県	宮崎大淀	602円	22,006円
	木花	676円	18,794円
	都城	445円	19,482円
	都城荘内	60円	11,226円
	沖水	(略)	24,350円
	都城中郷	70円	19,746円
	土々呂	441円	15,944円
	延岡市外	(略)	17,273円
	日南	(略)	17,753円
	宮崎小林	241円	30,737円
	日向別館	205円	30,726円
	西都	331円	14,232円
	高城	175円	26,758円
	宮崎住吉	510円	13,614円
	柳瀬	271円	37,337円
	宮崎本郷	431円	19,824円
	志和池	71円	23,540円
	大堂津	154円	37,686円
	飯肥	140円	19,384円
	西小林	129円	18,551円
	串間	142円	31,527円
	三財	229円	14,949円
	えびの営機械	156円	19,274円
	飯野駅前	144円	26,064円
	清武	670円	64,890円
	宮崎田野	186円	14,712円
	佐土原	276円	16,497円
	西佐土原	210円	16,200円
	日南北郷	276円	18,368円
	日南南郷	189円	35,004円
	三股	184円	19,054円
	都城高崎	113円	11,937円
	高原	140円	21,252円
	小林野尻	205円	12,427円
	紙屋	73円	20,301円
	宮崎高岡	163円	18,282円
	国富	239円	53,587円
	綾	154円	43,727円
高鍋営業所 1	238円	11,995円	

	新富	200円	14,339円
	木城	251円	16,672円
	川南	151円	26,353円
	都農	156円	29,291円
	門川	271円	12,581円
	大東	60円	14,765円
	都城山田	135円	18,875円
	高千穂別館	123円	26,702円
	都城高野	(略)	23,655円
	美々津	220円	18,303円
	岩脇	166円	14,910円
	真幸	175円	21,829円
	山陰	98円	16,280円
	神門	137円	14,407円
	日向西郷	79円	15,209円
	宇納間	28円	13,918円
	曾木	109円	14,109円
	北川	129円	23,791円
	延岡北浦	279円	35,383円
	宮崎東	714円	50,464円
	青島	224円	39,269円
	都城山之口	133円	13,229円
	日之影	96円	13,107円
	五ヶ瀬	160円	7,118円
	宮崎内海	209円	16,766円
	諸塚	95円	16,326円
	都井	129円	35,520円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,735円	23,233円
	谷山	1,075円	22,249円
	伊敷	986円	17,929円
	原良	2,949円	13,474円
	広木	2,152円	16,344円
	坂之上	1,166円	11,110円
	鹿児島川内	558円	23,471円
	鹿屋	216円	22,492円
	枕崎	189円	16,052円
	名瀬	709円	26,103円
	出水	156円	18,675円
	指宿	301円	19,121円
	加世田	147円	11,253円
	国分	451円	18,383円
	種子島	100円	25,486円
	加治木	491円	14,572円
	帖佐	333円	24,268円
	丸尾	94円	16,862円
	志布志	79円	11,160円
	屋久島	72円	40,477円
	徳之島	185円	28,925円
	鹿児島吉野	338円	13,199円
	鹿児島春日	1,595円	17,252円
	鹿児島大口	244円	17,229円
	隼人	364円	94,492円
	河頭	83円	19,733円
	高須	45円	19,203円
	大始良	60円	17,053円
	鹿屋南	18円	13,093円
	串木野	153円	15,750円
	阿久根	188円	15,574円
	米之津	85円	20,097円
	宮ヶ浜	55円	11,850円
	鹿児島垂水	109円	21,826円
	指宿山川	38円	38,786円
	開聞	60円	18,398円
	知覧	233円	17,454円
	知覧瀬世	20円	13,288円
	加世田川辺	174円	21,748円
	市来	163円	15,204円
	東市来	140円	21,370円
	伊集院	279円	15,994円
	松元	144円	24,054円
	伊集院郡山	251円	62,655円
	金峰	128円	14,726円
	入来	21円	25,702円
	宮之城	92円	33,070円
	高尾野	77円	14,437円
	菱刈	41円	10,986円
	蒲生	95円	13,860円
	十三塚原	58円	13,952円
	加治木横川	74円	49,669円
	栗野	196円	15,009円
	吉松	47円	23,421円
	霧島	47円	10,421円
	岩川	116円	10,076円
	財部	(略)	17,979円
	都城末吉	(略)	21,628円
	志布志有明	(略)	14,656円
	蓬原	75円	21,486円
	志布志大崎	46円	10,913円
	菱田	23円	25,298円
	串良	11円	16,971円
	鹿屋高山	104円	18,125円
	吾平	61円	18,506円
	大根占	101円	22,127円
	根占	75円	20,172円
	古江	178円	11,279円
	川内東郷	218円	21,252円
	牧ノ原	89円	14,754円
	百引	85円	14,321円
	志布志松山	20円	16,569円
	大根占田代	52円	15,213円
	川内西方	24円	13,998円
	城上	40円	17,517円
	高隈	107円	12,968円
	阿久根脇本	86円	16,629円
	阿久根大川	37円	14,965円
	鹿屋新城	(略)	16,661円
	牛根	173円	16,392円
	西桜島	179円	42,676円
	喜入	163円	19,796円
	瀬々串	80円	13,102円
	穎娃	99円	11,901円
	石垣	43円	10,573円
	笠沙	49円	15,035円
	加世田大浦	119円	22,270円
	樋脇	45円	14,547円

	新富	207円	13,421円
	木城	296円	17,497円
	川南	134円	25,735円
	都農	155円	19,545円
	門川	275円	13,667円
	大東	62円	16,093円
	都城山田	137円	18,031円
	高千穂別館	128円	19,662円
	都城高野	(略)	24,496円
	美々津	224円	20,139円
	岩脇	171円	16,030円
	真幸	173円	23,091円
	山陰	93円	16,769円
	神門	152円	15,575円
	日向西郷	93円	16,601円
	宇納間	44円	15,176円
	曾木	115円	15,411円
	北川	135円	24,491円
	延岡北浦	311円	32,412円
	宮崎東	721円	66,578円
	青島	227円	38,128円
	都城山之口	127円	13,946円
	日之影	93円	33,469円
	五ヶ瀬	165円	8,923円
	宮崎内海	210円	18,242円
	諸塚	97円	16,807円
	都井	138円	33,970円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,719円	24,449円
	谷山	1,083円	40,467円
	伊敷	983円	21,318円
	原良	3,020円	16,012円
	広木	2,330円	18,205円
	坂之上	1,135円	13,644円
	鹿児島川内	529円	22,060円
	鹿屋	165円	20,502円
	枕崎	188円	16,648円
	名瀬	705円	26,199円
	出水	149円	18,043円
	指宿	287円	17,298円
	加世田	171円	10,034円
	国分	459円	19,841円
	種子島	119円	36,291円
	加治木	499円	25,197円
	帖佐	334円	20,169円
	丸尾	4円	15,998円
	志布志	91円	10,424円
	屋久島	81円	41,141円
	徳之島	199円	25,551円
	鹿児島吉野	335円	18,164円
	鹿児島春日	1,597円	21,303円
	鹿児島大口	256円	16,752円
	隼人	383円	91,877円
	河頭	86円	18,957円
	高須	52円	18,259円
	大始良	65円	16,314円
	鹿屋南	17円	34,283円
	串木野	165円	14,811円
	阿久根	181円	14,037円
	米之津	84円	19,258円
	宮ヶ浜	53円	11,456円
	鹿児島垂水	115円	46,762円
	指宿山川	44円	25,307円
	開聞	61円	17,782円
	知覧	236円	16,977円
	知覧瀬世	21円	12,656円
	加世田川辺	173円	20,573円
	市来	172円	14,577円
	東市来	157円	20,227円
	伊集院	271円	14,986円
	松元	148円	29,183円
	伊集院郡山	256円	60,746円
	金峰	159円	13,920円
	入来	38円	24,678円
	宮之城	96円	30,327円
	高尾野	75円	12,439円
	菱刈	40円	8,986円
	蒲生	92円	13,363円
	十三塚原	61円	13,757円
	加治木横川	83円	47,384円
	栗野	238円	14,228円
	吉松	53円	22,520円
	霧島	48円	10,372円
	岩川	122円	9,461円
	財部	(略)	17,201円
	都城末吉	(略)	20,750円
	志布志有明	(略)	14,163円
	蓬原	77円	20,723円
	志布志大崎	60円	10,362円
	菱田	29円	24,226円
	串良	29円	15,974円
	鹿屋高山	117円	17,355円
	吾平	71円	18,182円
	大根占	97円	18,697円
	根占	87円	19,350円
	古江	186円	10,626円
	川内東郷	224円	20,402円
	牧ノ原	94円	14,241円
	百引	90円	13,873円
	志布志松山	19円	15,770円
	大根占田代	56円	15,518円
	川内西方	28円	13,728円
	城上	54円	15,644円
	高隈	117円	12,603円
	阿久根脇本	89円	15,995円
	阿久根大川	43円	14,567円
	鹿屋新城	(略)	16,526円
	牛根	165円	14,525円
	西桜島	175円	38,556円
	喜入	162円	57,053円
	瀬々串	81円	12,793円
	穎娃	100円	11,433円
	石垣	41円	10,017円
	笠沙	56円	14,512円
	加世田大浦	182円	21,076円
	樋脇	50円	14,083円

	市比野	133円	17,770円
	宮野城鶴田	186円	60,410円
	薩摩	121円	12,089円
	祁答院	138円	26,392円
	出水野田	(略)	14,838円
	牧園	83円	20,619円
	細山田	29円	15,758円
	内の浦	154円	21,838円
	佐多	152円	16,719円
	喜界島	236円	60,621円
	鹿児島吉田	135円	13,735円
	伊集院吹上	68円	11,254円
	出水鷹巣	220円	14,532円
	指江	190円	16,906円
	竜郷	81円	17,577円
	笠利	460円	24,826円
	天城	78円	26,699円
	伊仙	254円	40,333円
	与論島	(略)	18,724円
	川内羽島	170円	16,218円
	山門野	129円	13,897円
	瀬戸内	967円	35,265円
	知名	160円	23,989円
	木慈	51円	59,392円
	勝能	50円	99,649円
	管鈍	56円	46,246円
	与路島	48円	204,977円
	請島	39円	268,571円
	節子	121円	58,013円
	生見	53円	10,152円
	中種子	162円	41,035円
	南種子	339円	25,876円
	母間	37円	14,441円
	沖之永良部	151円	62,707円
	坊	146円	16,623円
沖縄県	寄宮	1,732円	20,551円
	牧志	1,247円	19,466円
	小禄	1,474円	32,361円
	首里	3,529円	14,726円
	田場	230円	15,172円
	大謝名	912円	18,364円
	普天間	415円	15,787円
	沖繩宮古	307円	15,350円
	八重山	706円	30,914円
	浦添別	1,253円	39,001円
	名護別館	561円	14,061円
	照屋	533円	15,963円
	コザ	727円	44,135円
	胡屋	514円	20,129円
	コザ北谷	1,712円	23,166円
	豊見城	986円	14,796円
	与那原	779円	17,132円
	南風原	1,040円	30,692円
	久辺	90円	70,832円
	嘉手納	1,314円	26,032円
	沖繩石川別	293円	50,778円
	具志川	464円	21,575円
	仲尾次	131円	60,621円
	米須	208円	23,635円
	今帰仁	454円	20,003円
	本部	334円	14,848円
	コザ金武	441円	18,518円
	与那城	356円	14,502円
	読谷	581円	23,380円
	中城	588円	18,051円
	東風平	444円	14,600円
	与那原玉城	(略)	21,910円
	佐敷	217円	13,048円
	本部山川	(略)	17,403円
	北中城	1,259円	22,948円
	南大東	42円	114,906円
	北大東	27円	79,719円
	久米島	388円	46,761円
	城辺	145円	26,345円
	沖繩上野	95円	37,370円
	平安座	84円	26,772円
	座間味	6円	56,492円
	伊良部	188円	37,626円
	波照間	56円	29,842円
	与那国	185円	144,283円
	国頭別	199円	31,460円

	市比野	128円	17,088円
	宮野城鶴田	189円	59,234円
	薩摩	115円	11,789円
	祁答院	134円	18,924円
	出水野田	(略)	14,447円
	牧園	84円	19,623円
	細山田	31円	14,763円
	内の浦	176円	20,003円
	佐多	146円	15,355円
	喜界島	248円	47,084円
	鹿児島吉田	138円	13,305円
	伊集院吹上	69円	10,814円
	出水鷹巣	229円	13,815円
	指江	209円	15,177円
	竜郷	47円	15,393円
	笠利	467円	22,059円
	天城	86円	24,705円
	伊仙	272円	38,000円
	与論島	(略)	19,217円
	川内羽島	180円	15,362円
	山門野	134円	13,351円
	瀬戸内	1,073円	27,164円
	知名	154円	23,520円
	木慈	56円	64,760円
	勝能	51円	100,490円
	管鈍	60円	43,990円
	与路島	45円	223,407円
	請島	36円	294,061円
	節子	122円	54,884円
	生見	54円	9,521円
	中種子	196円	40,982円
	南種子	404円	25,145円
	母間	35円	14,056円
	沖之永良部	158円	42,864円
	坊	157円	16,397円
沖縄県	寄宮	1,648円	22,629円
	牧志	1,077円	18,070円
	小禄	1,453円	30,891円
	首里	3,271円	25,214円
	田場	228円	12,791円
	大謝名	835円	16,087円
	普天間	412円	20,018円
	沖繩宮古	323円	26,201円
	八重山	780円	27,881円
	浦添別	1,192円	36,844円
	名護別館	560円	37,569円
	照屋	490円	15,595円
	コザ	809円	41,011円
	胡屋	506円	18,131円
	コザ北谷	1,935円	21,125円
	豊見城	934円	25,590円
	与那原	686円	15,410円
	南風原	1,158円	30,143円
	久辺	89円	67,468円
	嘉手納	1,227円	33,532円
	沖繩石川別	282円	47,784円
	具志川	465円	19,468円
	仲尾次	132円	55,773円
	米須	207円	21,656円
	今帰仁	436円	18,679円
	本部	340円	13,191円
	コザ金武	457円	31,844円
	与那城	354円	12,996円
	読谷	576円	21,238円
	中城	578円	16,266円
	東風平	363円	12,925円
	与那原玉城	(略)	20,524円
	佐敷	215円	11,447円
	本部山川	(略)	17,994円
	北中城	1,148円	20,455円
	南大東	40円	72,197円
	北大東	28円	73,453円
	久米島	481円	61,072円
	城辺	147円	26,395円
	沖繩上野	94円	35,015円
	平安座	78円	23,844円
	座間味	3円	53,408円
	伊良部	186円	39,878円
	波照間	58円	25,653円
	与那国	182円	139,579円
	国頭別	191円	28,271円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		26,258円
石川県		26,155円
福井県		22,353円
岐阜県		22,796円
静岡県		35,498円
愛知県		36,120円
三重県		27,764円
滋賀県		28,249円
京都府		28,323円
大阪府		43,835円
兵庫県		40,108円
奈良県		24,309円
和歌山県		14,775円
鳥取県		46,175円
島根県		19,247円
岡山県		42,362円
広島県		42,602円
山口県		27,868円
徳島県		49,350円
香川県		30,965円
愛媛県		36,928円
高知県		25,977円
福岡県		43,859円
佐賀県		15,047円
長崎県		14,806円
熊本県		25,310円
大分県		32,469円
宮崎県		26,386円
鹿児島県		32,652円
沖縄県		25,736円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
富山県		118円
石川県		116円
福井県		122円
岐阜県		135円
静岡県		147円
愛知県		147円
三重県		139円
滋賀県		138円
京都府		208円
大阪府		168円
兵庫県		191円
奈良県		162円
和歌山県		187円
鳥取県		128円
島根県		140円
岡山県		131円
広島県		144円
山口県		124円
徳島県		147円
香川県		143円
愛媛県		129円
高知県		118円
福岡県		167円
佐賀県		128円
長崎県		113円
熊本県		175円
大分県		157円
宮崎県		111円
鹿児島県		137円
沖縄県		142円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額713円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

- 第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
1 (略)
2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	476円
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	529円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	523円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		27,993円
石川県		28,792円
福井県		23,874円
岐阜県		25,614円
静岡県		39,662円
愛知県		39,836円
三重県		28,728円
滋賀県		29,737円
京都府		30,490円
大阪府		47,628円
兵庫県		43,326円
奈良県		27,610円
和歌山県		15,512円
鳥取県		50,344円
島根県		20,922円
岡山県		47,672円
広島県		47,898円
山口県		30,337円
徳島県		52,993円
香川県		36,099円
愛媛県		40,661円
高知県		26,952円
福岡県		47,484円
佐賀県		16,464円
長崎県		14,639円
熊本県		28,449円
大分県		36,036円
宮崎県		30,011円
鹿児島県		35,543円
沖縄県		31,822円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
富山県		126円
石川県		129円
福井県		134円
岐阜県		154円
静岡県		164円
愛知県		163円
三重県		154円
滋賀県		154円
京都府		223円
大阪府		188円
兵庫県		209円
奈良県		178円
和歌山県		208円
鳥取県		139円
島根県		155円
岡山県		141円
広島県		161円
山口県		135円
徳島県		160円
香川県		161円
愛媛県		145円
高知県		133円
福岡県		184円
佐賀県		143円
長崎県		125円
熊本県		196円
大分県		174円
宮崎県		124円
鹿児島県		151円
沖縄県		169円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額716円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

- 第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
1 (略)
2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	486円
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	491円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	485円

(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—
-------------------	--	-----------------	-----	---

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (23,170円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額} × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (15年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	15,405円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	279円

(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—
-------------------	--	-----------------	-----	---

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (22,861円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額} × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (20年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	15,709円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	284円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 IP通信網県間区間伝送路に係るもの

1 適用

区分	内容
(1) 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)ア欄に掲げる料金額は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であつて、相互接続通信が都道府県の区域をまたがるときに適用します。
(2) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)イ欄に掲げる料金額は、協定事業者が第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第5欄イ欄(オ)欄に定める組み合わせの対象となる機能を利用するときに適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額	備考
ア 優先パケットIP通信網県間区間伝送機能に係る料金	1Mbitまでごとに月額	0.00013039円	
イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能に係る料金	1秒ごとに	0.000024646円	

第2 中間配線盤に係るもの

1 適用

区分	内容
中間配線盤利用機能に係る料金の適用	2(料金額)に掲げる料金額は、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合であつて、中間配線盤を利用するときに適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額	備考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	47円	

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
信号伝送機能	(略)	(略)
番号案内機能	(略)	(略)

1-2 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
音声パケット変換機能	協定事業者の電気通信設備をIGSで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	
信号伝送機能	(略)	
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	
番号案内機能	(略)	(略)

1-2 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ~ P 1	(略)

2-1~2-2 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ~ P 1	(略)
Q 1	協定事業者

2-1~2-2 (略)

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。
記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。

3 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。

4 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

5 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込(相互接続点)

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	NTT東日本/ NTT西日本	
	NCC	
伝送方式		
伝送システム数	S時	
	終局	
伝 接続次群		
アンテナ種別、数量		

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。
記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。

3 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。

4 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

5 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込(相互接続点)

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	NTT東日本/ NTT西日本	
	NCC	
伝送方式		
伝送システム数	S時	
	終局	
伝 接続次群		
アンテナ種別、数量		

送 設 備	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥		
		総重量	Kg/m ²		
		発熱量			
		所要容量			
		電圧規格			
		電磁誘導	VCCI適合	有 無	
		キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面	
	排気ファン		有(強制空冷) 無(自然空冷)		
	空調設備概要	温度条件			
		湿度条件			
電力設備概要	電源種別				
	供給条件				
	接地種別				
線 路 ・ 土 木	ルート数				
	管路条数				
	ケーブル条数				
	心線数				
	心線種別				
利 用 内 容					
そ の 他					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料(様式任意)を添付すること。
 - 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図(様式任意)を添付すること。
 - 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
 - 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値(単位アンペア)で記入すること。

様式第1別紙2

事前照会申込(光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期	
------	--------	--

送 設 備	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥		
		総重量	Kg/m ²		
		発熱量			
		所要容量			
		電圧規格			
		電磁誘導	VCCI適合	有 無	
		キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面	
	排気ファン		有(強制空冷) 無(自然空冷)		
	空調設備概要	温度条件			
		湿度条件			
電力設備概要	電源種別				
	供給条件				
	接地種別				
線 路 ・ 土 木	ルート数				
	管路条数				
	ケーブル条数				
	心線数				
	心線種別				
利 用 内 容					
そ の 他					

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料(様式任意)を添付すること。
 - 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図(様式任意)を添付すること。
 - 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
 - 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値(単位アンペア)で記入すること。

様式第1別紙2

事前照会申込(光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期	
------	--------	--

	伝送損失	
	調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3)光信号 端末回線と光屋内配線の何れかを選択するこ と
調査区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等(端 末設備の設置場所)	
光信号端末回線 に関する詳細情 報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先 等)		
① 利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者) に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会 社名、ご担当者名、連絡先等)		
② 利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関す る情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
その他(記事欄)		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ルートコード	区間		調査希望 芯線数	光回線設備接続モ ジュールにおけるフ ィルタ利用の有無	接続開始 希望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		～					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

	伝送損失	
	調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3)光信号 端末回線と光屋内配線の何れかを選択するこ と
調査区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等(端 末設備の設置場所)	
光信号端末回線 に関する詳細情 報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先 等)		
①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に 関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会 社名、ご担当者名、連絡先等)		
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関す る情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
その他(記事欄)		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ルートコード	区間		調査希望 芯線数	光回線設備接続モ ジュールにおけるフ ィルタ利用の有無	接続開始 希望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		～					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容（特別光信号中継回線）

No	区間		波長数	インタフェース 種別	接続開始 希望時期	備考
	通信用建物 名	通信用建物 名	調査希望 波長数			
	～					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第10条の2第3項関係）

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

- 注1 第10条の2（事前照会）第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。
 2 第10条の2（事前照会）第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。
 3 第10条の2（事前照会）第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。
 4 第10条の2（事前照会）第2項第10号に関する調査結果は、別紙4に記載し添付します。

様式第2別紙1

事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名	
	住所	
	各種工事の有無	
	条件	
	判定結果及びその理由	
	コロケーションの場所及びその選定理由	
	調査費用及びその内訳	
	預かり保守等契約等に基づく負担額	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
 2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式第2別紙2

様式第1別紙4

事前照会内容（特別光信号中継回線）

No	区間		波長数	インタフェース 種別	接続開始 希望時期	備考
	通信用建物 名	通信用建物 名	調査希望 波長数			
	～					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2（第10条の2第3項関係）

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

- 注1 第10条の2（事前照会）第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。
 2 第10条の2（事前照会）第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。
 3 第10条の2（事前照会）第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。
 4 第10条の2（事前照会）第2項第10号に関する調査結果は、別紙4に記載し添付します。

様式第2別紙1

事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名	
	住所	
	各種工事の有無	
	条件	
	判定結果及びその理由	
	コロケーションの場所及びその選定理由	
	調査費用及びその内訳	
	預かり保守等契約等に基づく負担額	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式第2別紙2

開始希望時期で提供可否	理由	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	フェース種別	算額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
- 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第3別紙

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	NTT東日本／	
	NTT西日本	
	NCC	

開始希望時期で提供可否	理由	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	フェース種別	算額	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
- 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第3別紙

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	NTT東日本／	
	NTT西日本	
	NCC	

伝送設備	伝送方式		
	伝送システム数	S時	
		終局	
	接続次群		
	アンテナ種別、数量		
	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥
		総重量	Kg/m ²
		発熱量	
		所要容量	
		電圧規格	
		電磁誘導	VCCI適合
	キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面 (前面) 側面
		排気ファン	有 (強制空冷) 無 (自然空冷)
	空調設備概要	温度条件	
		湿度条件	
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		
	接地種別		
線路・土木	ルート数		
	管路条数		
	ケーブル条数		
	心線数		
	心線種別		
利用内容			
その他			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料 (様式任意) を添付すること。
- 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図 (様式任意) を添付すること。
- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様における最大消費電流値 (単位アンペア) を記入すること。

伝送設備	伝送方式		
	伝送システム数	S時	
		終局	
	接続次群		
	アンテナ種別、数量		
	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥
		総重量	Kg/m ²
		発熱量	
		所要容量	
		電圧規格	
		電磁誘導	VCCI適合
	キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面 (前面) 側面
		排気ファン	有 (強制空冷) 無 (自然空冷)
	空調設備概要	温度条件	
		湿度条件	
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		
	接地種別		
線路・土木	ルート数		
	管路条数		
	ケーブル条数		
	心線数		
	心線種別		
利用内容			
その他			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料 (様式任意) を添付すること。
- 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図 (様式任意) を添付すること。
- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様における最大消費電流値 (単位アンペア) を記入すること。

様式第4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選 定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担 額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの)ごとに回答します。

様式第5 (略)

様式第5-2 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名



貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由

1. 延伸理由	
---------	--

様式第4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選 定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担 額	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの)ごとに回答します。

様式第5 (略)

様式第5-2 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由

1. 延伸理由	
---------	--

2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。

3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式第6（第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係）
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の5（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）第2項／貴社接続約款第34条の5（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分

2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。

3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式第6（第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係）
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の5（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）第2項／貴社接続約款第34条の5（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分

責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7（第 10 条の 5 第 3 項及び第 34 条の 5 第 3 項関係）

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 7-2（第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 7 第 1 項関係）

線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名

貴社接続約款第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項／貴社接続約款第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長

責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7（第 10 条の 5 第 3 項及び第 34 条の 5 第 3 項関係）

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 7-2（第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 7 第 1 項関係）

線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名

貴社接続約款第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項／貴社接続約款第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容(一般光信号中継回線)

No	ルート コード	区間		利用希望 芯線数	光回線設備接続モジュール におけるフィル利用の有 無	接続開始希 望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

線路設備調査内容(特別光信号中継回線)

No	区間		利用希望 波長数	インタフェース種別	接続開始希 望時期	備考
	通信用建 物名	通信用建 物名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3(第34条の2第2項及び第34条の7第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容(一般光信号中継回線)

No	ルート コード	区間		利用希望 芯線数	光回線設備接続モジュール におけるフィル利用の有 無	接続開始希 望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

線路設備調査内容(特別光信号中継回線)

No	区間		利用希望 波長数	インタフェース種別	接続開始希 望時期	備考
	通信用建 物名	通信用建 物名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3(第34条の2第2項及び第34条の7第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

開始希望時期で提供可否	理由	通信用建物名	光主配線設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	タフエス別	算額

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4 (第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込(光信号端末回線)

申込区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等(端末設備の設置場所、利用者名等)	
光信	申込芯線数	

開始希望時期で提供可否	理由	通信用建物名	光主配線設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	タフエス別	算額

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4 (第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込(光信号端末回線)

申込区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等(端末設備の設置場所、利用者名等)	
光信	申込芯線数	

号 端 末 回 線 に 関 す る 詳 細 情 報	フィルタ利用希望		
	光信号局内伝送路の接続希望		
	光屋内配線等の利用希望		
	開通希望日		
	保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24 時間保守の何れかを選択すること	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
① 利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
③ 利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
④ 利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
その他（記事欄）			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
- 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	通信用建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備		利用種別	コネクタ種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		(始点)光信号局内伝送路により接続する設備	(終点)光信号局内伝送路により接続する設備					
			~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1) 当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2) 当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3) 光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を

号 端 末 回 線 に 関 す る 詳 細 情 報	フィルタ利用希望		
	光信号局内伝送路の接続希望		
	光屋内配線等の利用希望		
	開通希望日		
	保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24 時間保守の何れかを選択すること	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
① 利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
② 利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
③ 利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
その他（記事欄）			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
- 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	通信用建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備		利用種別	コネクタ種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		(始点)光信号局内伝送路により接続する設備	(終点)光信号局内伝送路により接続する設備					
			~					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1) 当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2) 当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3) 光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を

必ず記入すること。

様式第7-5（第34条の3第1項関係）

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書（年 月 日付け第 号）について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 （担当者氏名、電話番号）	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5別紙

接続開始時期通知

No	調査結果 （様式第7-3別紙）	接続開始時期	記事

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-6（第34条の10第1項関係）

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	（始点）通信用建物等	
------	------------	--

必ず記入すること。

様式第7-5（第34条の3第1項関係）

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書（年 月 日付け第 号）について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 （担当者氏名、電話番号）	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7-5別紙

接続開始時期通知

No	調査結果 （様式第7-3別紙）	接続開始時期	記事

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7-6（第34条の10第1項関係）

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	（始点）通信用建物等	
------	------------	--

	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
回線 I D		1 2
テープ分散の有無		
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名



貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	

	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
回線 I D		1 2
テープ分散の有無		
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	

接続（変更）希望時期	
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。		
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1接続約款適用以外の技術的条件のとおり。		
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域	（NTT東日本／NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。）		
(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本／NTT西日本網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
	信号網構成	対応網	準対応網
	信号速度	4.8kb/s	48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
		両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			

接続（変更）希望時期	
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。		
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1接続約款適用以外の技術的条件のとおり。		
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域	（NTT東日本／NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。）		
(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本／NTT西日本網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
	信号網構成	対応網	準対応網
	信号速度	4.8kb/s	48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
		両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. 優先接続機能			
優先接続機能の利用		有 無	
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話
優先接続番号			
提供区域			
11. その他			

様式第8別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. 優先接続機能			
優先接続機能の利用		有 無	
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話
優先接続番号			
提供区域			
11. その他			

様式第8別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ()
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 () ・NTT東日本/NTT西日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 () ・現在の機能利用端末に変更はない
(3) 伝送装置間インターフェース	[]
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインターフェース ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ()
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ()
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY:事業者識別番号、0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY:事業者識別番号、x~x:サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY:事業者識別番号、x~x:国際番号等] オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0:サービス識別番号、CD:事業者識別番号、EFGHJ:加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 ()

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ()
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 () ・NTT東日本/NTT西日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 () ・現在の機能利用端末に変更はない
(3) 伝送装置間インターフェース	[]
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインターフェース ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ()
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ()
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY:事業者識別番号、0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY:事業者識別番号、x~x:サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY:事業者識別番号、x~x:国際番号等] オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0:サービス識別番号、CD:事業者識別番号、EFGHJ:加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 ()

(8) NTT東日本／NTT西日本サービスとの接続	[]
(9) 料金関係	[]
①課金条件	課金開始契機：ア. ANM（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他（ ）
	課金終了契機：ア. RELを受信したとき
	イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他（ ）
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. （ ）
(10) 事業者間精算	[]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験：IGS及びNCC-GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他（ ）
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第56条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他（ ）
(13) 重要通信の確保	[]
(14) その他	[]

(8) NTT東日本／NTT西日本サービスとの接続	[]
(9) 料金関係	[]
①課金条件	課金開始契機：ア. ANM（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他（ ）
	課金終了契機：ア. RELを受信したとき
	イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他（ ）
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. （ ）
(10) 事業者間精算	[]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験：IGS及びNCC-GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他（ ）
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第56条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他（ ）
(13) 重要通信の確保	[]
(14) その他	[]

様式第8別紙2

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
--	-----	-----	-----

様式第8別紙2

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
--	-----	-----	-----

	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙3

IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP識別子またはサブドメイン、ISP識別子	
【2】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とIPアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのIPアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのDNSサーバのIPアドレス付与	
	(3) DNSサーバのIPアドレス	
【4】RADIUSセッション関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID(Type=44)	
	(2) Accounting-Request(Start) Framed-IP-Address(Type=8)	
	(3) 認証NG時 Accounting-Request(Stop)	
【5】ネットワーク設定関連（集約用接続装置経由で接続する場合）	(1) 網終端装置のインタフェースに付与するIPアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するIPアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインタフェースに付与するIPアドレス	

	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙3

IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP識別子またはサブドメイン、ISP識別子	
【2】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とIPアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのIPアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのDNSサーバのIPアドレス付与	
	(3) DNSサーバのIPアドレス	
【4】RADIUSセッション関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID(Type=44)	
	(2) Accounting-Request(Start) Framed-IP-Address(Type=8)	
	(3) 認証NG時 Accounting-Request(Stop)	
【5】ネットワーク設定関連（集約用接続装置経由で接続する場合）	(1) 網終端装置のインタフェースに付与するIPアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するIPアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインタフェースに付与するIPアドレス	

	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(6) 接続装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】 網終端装置にプールユーザに付与する IP アドレス群		
【7】 その他		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注2 IP 通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第 8 別紙 4

DSL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL 方式		
ITU 勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有（ ）km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示（上り・下り） (2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示（上り・下り） (3)総送信電力（上り・下り）

注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 新たに DSL 回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いて DSL 回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。

3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いる DSL 回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTC においてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。

4 DSL 方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。

	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(6) 接続装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】 網終端装置にプールユーザに付与する IP アドレス群		
【7】 その他		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

注2 IP 通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第 8 別紙 4

DSL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL 方式		
ITU 勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有（ ）km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示（上り・下り） (2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示（上り・下り） (3)総送信電力（上り・下り）

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 新たに DSL 回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いて DSL 回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。

3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いる DSL 回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTC においてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。

4 DSL 方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。

- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第9（第12条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。

様式第10（第13条第1項関係）

事前調査申込回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（公表約款第13条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担概算額及び内訳	

様式第11（第14条第1項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第14条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開

- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第9（第12条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。

様式第10（第13条第1項関係）

事前調査申込回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（公表約款第13条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担概算額及び内訳	

様式第11（第14条第1項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第14条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開

発費の適正性に関する協議を申し込みます。
注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

貴社接続約款第 21 条 (接続申込み) 第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書 (年 月 日付け 号) に対する貴社回答書 (年 月 日) につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13（第 22 条第 1 項関係）

接続申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条 (申込みに必要な資料の提出) 第 1 項第 1 号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容
別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、通話線に関する NTT 支店名、POI ビル名、NTT ビル名、NTT ユニット名、接続事業者ビル

発費の適正性に関する協議を申し込みます。
注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

貴社接続約款第 21 条 (接続申込み) 第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書 (年 月 日付け 号) に対する貴社回答書 (年 月 日) につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13（第 22 条第 1 項関係）

接続申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条 (申込みに必要な資料の提出) 第 1 項第 1 号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容
別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、通話線に関する NTT 支店名、POI ビル名、NTT ビル名、NTT ユニット名、接続事業者ビル

名、接続事業者ユニット名、接続種別、前年度末回線数、当年度末回線数、当年度における月別の回線数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等並びに共通線に関する NTT 信号エリア、A 面 B 面別の STP に係る NTT 支店名、NTT ビル名、NTT ユニット名、リンク種別、昨年度末リンク数、当年度末リンク数、月別のリンク数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等を添付すること。

- 3 参考資料として、相互接続点ごとの接続対象地域を示す資料、料金単位区域ごとの発着呼量を示す資料及び相互接続点ごとの回線需要予測を示す資料（いずれも様式任意）を添付すること。

様式第 15 （略）

様式第15-1（第24条第1項第3号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（IP 通信網終端装置、IP 通信網収容装置、IP 通信網間接続装置又は LAN 型通信網間接続装置と接続する事業者用）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第 1 項第 3 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容
別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

- 2 IP 通信網終端装置又は IP 通信網収容装置と接続する場合には、別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）、エリア、接続ビル名、IP 通信網終端装置又は IP 通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単位毎の接続開始要望時期、IP 通信網終端装置又は IP 通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。
- 3 PPPoE 方式において IP 通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第 8 別紙 3（IP 通信網終端装置の設定項目及び確認事項）を記載した資料を添付すること。IPoE 方式において IP 通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。
- 4 IP 通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別及び接続開始要望時期等を記載した資料を添付すること。
- 5 LAN 型通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別、回線種別、接続開始要望時期、接続構成及び配線盤情報等を記載した資料を添付すること。

様式第15-2（第24条第1項第4号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

名、接続事業者ユニット名、接続種別、前年度末回線数、当年度末回線数、当年度における月別の回線数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等並びに共通線に関する NTT 信号エリア、A 面 B 面別の STP に係る NTT 支店名、NTT ビル名、NTT ユニット名、リンク種別、昨年度末リンク数、当年度末リンク数、月別のリンク数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等を添付すること。

- 3 参考資料として、相互接続点ごとの接続対象地域を示す資料、料金単位区域ごとの発着呼量を示す資料及び相互接続点ごとの回線需要予測を示す資料（いずれも様式任意）を添付すること。

様式第 15 （略）

様式第15-1（第24条第1項第3号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（IP 通信網終端装置、IP 通信網収容装置、IP 通信網間接続装置又は LAN 型通信網間接続装置と接続する事業者用）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第 1 項第 3 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容
別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

- 2 IP 通信網終端装置又は IP 通信網収容装置と接続する場合には、別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）、エリア、接続ビル名、IP 通信網終端装置又は IP 通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単位毎の接続開始要望時期、IP 通信網終端装置又は IP 通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。
- 3 PPPoE 方式において IP 通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第 8 別紙 3（IP 通信網終端装置の設定項目及び確認事項）を記載した資料を添付すること。IPoE 方式において IP 通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。
- 4 IP 通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別及び接続開始要望時期等を記載した資料を添付すること。
- 5 LAN 型通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別、回線種別、接続開始要望時期、接続構成及び配線盤情報等を記載した資料を添付すること。

様式第15-2（第24条第1項第4号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条 (申込みに必要な資料の提出) 第 1 項第 4 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数 (100Mbit/s タイプ又は 1Gbit/s タイプ毎に) について記載した資料を添付すること。

3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

様式第 15-3 (第 24 条第 1 項第 5 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条 (申込みに必要な資料の提出) 第 1 項第 5 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。

3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第 7-2 別紙 2 に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第 15-4 (略)

様式第 16 (第 27 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条 (申込みに必要な資料の提出) 第 1 項第 4 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数 (100Mbit/s タイプ又は 1Gbit/s タイプ毎に) について記載した資料を添付すること。

3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

様式第 15-3 (第 24 条第 1 項第 5 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条 (申込みに必要な資料の提出) 第 1 項第 5 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。

3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第 7-2 別紙 2 に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第 15-4 (略)

様式第 16 (第 27 条第 1 項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 1 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 17 (第 27 条第 1 項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申
込みを承諾いたします。

備考

様式第 18 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 3 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること

様式第 19 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 1 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 17 (第 27 条第 1 項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申
込みを承諾いたします。

備考

様式第 18 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 3 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること

様式第 19 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 20 (第 28 条関係)

完成通知書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。
1. 完成した設備の内容

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿
所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号
貴社接続約款第 33 条 (接続用ソフトウェアの開発の中止) 第 1 項の規定により、
で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、中止を申し込みます。
記
1. 中止する内容
注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 20 (第 28 条関係)

完成通知書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。
1. 完成した設備の内容

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿
所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号
貴社接続約款第 33 条 (接続用ソフトウェアの開発の中止) 第 1 項の規定により、
で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、中止を申し込みます。
記
1. 中止する内容
注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 22-2 (第 36 条の 2 関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定により、個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 個別管理対象設備の更改を申込む場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第 23 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 37 条 (その他の工事の請求) 第 1 項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。
記

1. 申込内容

1. 工事概要	
2. 具体的な工事の内容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 24 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

様式第 22-2 (第 36 条の 2 関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定により、個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 個別管理対象設備の更改を申込む場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第 23 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 37 条 (その他の工事の請求) 第 1 項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。
記

1. 申込内容

1. 工事概要	
2. 具体的な工事の内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 24 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました工事申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 24-2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名



貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24-2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 1 項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 1 項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24-3 (第 37 条の 5 第 3 項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

年 月 日付け 号でいただきました工事申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 24-2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24-2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 1 項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 1 項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24-3 (第 37 条の 5 第 3 項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容（提供の可否）	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
 2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容（調査費用を含みます。）については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

様式第24-4（第50条第3項関係）

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名 

貴社接続約款第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit

一括申込みに係る回答の内容（提供の可否）	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
 2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容（調査費用を含みます。）については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

様式第24-4（第50条第3項関係）

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

2. 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit

7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること。

様式第25（第95条第3項関係）

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を
実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分		内容			
	相互接続点調査及び設置 申込書の文書番号等					
	ビル名					
	工事名					
	工事内容					
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容					
	予定工期	工事着手予定日	年	月	日	
		電力設備利用開始希望日	年	月	日	
		工事完了予定日	年	月	日	
	施工会社名（予定）					
利用内容 （装置諸元等）	装置名と その数量	電力容量 （A）	発熱量 （KW）	MDF端子数 （回線）		
その他						

2. 申込者連絡先

7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること。

様式第25（第95条第3項関係）

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を
実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分		内容			
	相互接続点調査及び設置 申込書の文書番号等					
	ビル名					
	工事名					
	工事内容					
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容					
	予定工期	工事着手予定日	年	月	日	
		電力設備利用開始希望日	年	月	日	
		工事完了予定日	年	月	日	
	施工会社名（予定）					
利用内容 （装置諸元等）	装置名と その数量	電力容量 （A）	発熱量 （KW）	MDF端子数 （回線）		
その他						

2. 申込者連絡先

所属名	
申込者	
連絡先	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第26（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第95条の2（接続申込者等による立会いのための立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第27（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました工事（保守）立会申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

所属名	
申込者	
連絡先	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第26（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第95条の2（接続申込者等による立会いのための立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第27（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました工事（保守）立会申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 28 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 

貴社接続約款第 95 条の 3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 2 項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事 (保守) のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 29 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社


年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 号

様式第 28 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 95 条の 3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 2 項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事 (保守) のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 29 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 号

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

年 月 日

所属(法人名等)
氏名 

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

年 月 日

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

様式第 31 (第 103 条関係)

中間配線盤利用申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 103 条 (中間配線盤における接続に係る手続き等) 第 1 項の規定により中間配線盤の利用の申込みを行います。

申込内容

対象ビル	利用ポート数	接続開始希望時期	記事

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 32 (第 103 条関係)

中間配線盤利用承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で申込みのありました中間配線盤の利用の申込みにつきまして、その申込を承諾し、設置・改修要否について通知いたします。

中間配線盤の設置・改修要否	要 / 不要
---------------	--------

なお、貴社への提供箇所や提供可能時期につきましては、別途、「中間配線盤の提供内容通知」にて通知いたします。

注 中間配線盤に対する貴社施工においては、当社の通信用建物等に装置等を設置するための手続きを行うとともに、当社が提示する中間配線盤に係る施工条件を遵守すること。

様式第 33 (第 103 条関係)

中間配線盤の提供内容通知

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

年 月 日付けで承諾いたしました中間配線盤の利用の申込みにつきまして、下記のとおり、その提供内容を通知いたします。

1. 提供ポート数
ポート
2. 提供可能時期
年 月 日より提供可能
3. 提供ビルにおける中間配線盤設置位置
4. 提供ポート位置

別表4 違約金

第1～第5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.66%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	_____

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	2,287円	_____

別表4 違約金

第1～第5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.42%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	_____

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,944円	_____

附 則（平成 21 年 2 月 24 日西設相制第 124 号）

1～2 （略）

（光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置）

3 平成20年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとする。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。

$$\text{未償却残高} = \frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額} - \text{平成20年度以降における光信号引込等設備の償却累計額}}{(1 + \text{貸倒率})}$$

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

（ア）平成19年度以前における

$$\text{光信号引込等設備の償却累計額} = \frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額}}{\text{当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数} / (\text{平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数} (10\text{年}) \times 365 (\text{閏年にあつては} 366\text{とします。}))}$$

（イ）平成20年度以降における

$$\text{光信号引込等設備の償却累計額} = \frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{光信号引込等設備の残存価額}}{\text{平成20年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数} / (\text{光信号引込等設備の耐用年数} (15\text{年}) \times 365 (\text{閏年にあつては} 366\text{とします。}))}$$

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 （略）

区 分		単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの 1ポート ごとに月 額	270,094 円	

附 則（令和元年6月25日西設相制第6号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 （略）

附 則（平成 21 年 2 月 24 日西設相制第 124 号）

1～2 （略）

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの 1ポート ごとに月 額		124,546 円	

附 則（令和元年6月25日西設相制第6号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 （略）

区 分		単 位	料金額	備 考	
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	8,667円	_____

附 則 (令和2年3月26日西設相制第12号)

1~13 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

14 第74条の2(手数料の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成30年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情 報提供手数料		1件ごとに	26.51円	平成30年4月1日から平成 30年9月30日までの間に限 り適用します。
			29.01円	平成30年10月1日から平 成31年3月31日までの間 に限り適用します。
優先接続受付手数料		1変更ごとに	69円	_____
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(7) 1番号又は1住所 ごとの1成功検索 ごとに	0.04円	_____
		(4)	0.01円	_____
光配線区域情報調査 費	ア欄	1通信用建物ごとに	8,803円	_____
	イ欄	1通信用建物ごとに	1,556円	_____
ルーティング番号登 録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに	56円	平成30年4月1日から平成 31年3月3日までの間に限 り適用します。
			34円	平成31年3月4日から平成 31年3月31日までの間に限 り適用します。
	イ欄	1件ごとに	110円	平成30年4月1日から平成 31年3月3日までの間に限 り適用します。
			52円	平成31年3月4日から平成 31年3月31日までの間に限 り適用します。
同一番号移転可否情 報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件 ごとに	743円	_____
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件 ごとに	310円	平成30年4月1日から平成 31年3月3日までの間に限 り適用します。

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	7,606円	_____

附 則 (令和2年3月26日西設相制第12号)

1~13 (略)

			251 円	平成 31 年 3 月 4 日から平成 31 年 3 月 3 日までの間に限り適用します。
--	--	--	-------	---

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、別表 4 の違約金の額、別表 5 の精算額、附則（平成 21 年 2 月 24 日西設相制第 124 号）第 3 項の規定、附則（平成 30 年 6 月 15 日西設相制第 2 号）の料金額、附則（令和元年 6 月 25 日西設相制第 6 号）の料金額並びに本附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項については令和 3 年 4 月 1 日より適用します。また、令和 3 年 4 月 1 日を超えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、料金表に定める接続料、別表 4 の違約金の額、別表 5 の精算額、附則（平成 21 年 2 月 24 日西設相制第 124 号）の光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置、附則（平成 30 年 6 月 15 日西設相制第 2 号）の料金額、附則（令和元年 6 月 25 日西設相制第 6 号）の料金額並びに本附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項については、令和 3 年 4 月 1 日に遡して適用します。

(光 I P 電話接続機能に係る経過措置)

2 この改正規定の適用日から令和 6 年 12 月 31 日までの間、協定事業者が I G S 又は第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合は、料金表第 1 表第 1 又は第 5 表第 1 の規定にかかわらず、以下の全ての機能を組み合わせて適用します。また、第 1 欄及び第 2 欄の機能に係る料金については 1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
(1) 光 I P 電話接続機能	1 通信ごとに	0.74220 円	—
	1 秒ごとに	0.0029948 円	
(2) 中継交換機能	1 通信ごとに	0.071688 円	—
	1 秒ごとに	0.00055832 円	
(3) 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合の I P 通信網県間区間伝送機能	1 秒ごとに	0.000024646 円	—

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置)

3 平成 31 年 3 月 31 日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）第 2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第 4 表第 2 第 1 号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに設置されたものであって、令和 2 年 4 月 1 日以降に撤去する光信号引込等設備については、次の算出式における平成 19 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額を零とし、平成 20 年度以降平成 30 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額の算出式において「平成 20 年 4 月 1 日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高 = (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 平成 19 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額 - 平成 20 年度以降平成 30 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額 - 平成 31 年度以降における光信号引込等設備の償却累計額) × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

(ア) 平成 19 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

= (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 平成 19 年度以前の光信号引込等設備の残存価額) × 当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成 20 年 3 月 31 日までの日数 / (平成 19 年度以前の光信号引込等設備の耐用年数 (10 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

(イ) 平成 20 年度以降平成 30 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

= (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 平成 20 年度以降平成 30 年度の光信号引込等設備の残存価額) × 平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの日数 / (平成 30 年度以前の光信号引込等設備の耐用年数 (15 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

(ウ) 平成 31 年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

= (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 光信号引込等設備の残存価額) × 平成 31 年 4 月 1 日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (20 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第 4 表第 2 第 1 号に規定する算出式の中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第 1 表（接続料金）第 2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

(優先クラス通信機能の精算等に係る経過措置)

4 この改正規定の適用日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に適用する優先クラス通信機能については、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項、第 69 条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第 3 項、第 74 条（網使用料の実績に基づく精算）第 1 項並びに料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）1（適用）第 8-11 欄イ欄及びウ欄の規定は適用しないこととします。

(調整額の算定に係る経過措置)

5 料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)の規定に基づき料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税(令和3年度に適用するものに限り)は、利益対応税率を0.4239として算定します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和元年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名 情報提供手続費		1件ごとに		29.32円	_____
優先接続受付手続費		1変更ごとに		81円	_____
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(ア)加算額	1番号又は1 住所ごとの1 成功検索ごと に	0.04円	_____
		(イ)加算額		0.01円	_____
光配線区域情報調査 費	ア欄	1通信用建物ごとに		24,021円	_____
	イ欄	1通信用建物ごとに		7,892円	_____
ルーティング番号登 録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに		49円	_____
	イ欄	1件ごとに		77円	_____
同一番号移転可否情 報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ご とに		745円	_____
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ご とに		277円	_____

技術的条件集

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	
(113) N P S 交換機 接続インタフェース	協定事業者がN P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	
(7) I S P 接続用 ルータ	技術的条件集第2章第26節、第26節の2に規定するところによります。
(7) - 2 一般中 継局ルータ	技術的条件集第2章第29節に規定するところによります。
(7) - 3 削除	削除

技術的条件集

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	
(113) N P S 交換機 接続インタフェース	協定事業者がN P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別
(114) I P 通信網 一般中継局ルータ 接続インタフェース(音 声等接続用ルータ 接続インタフェース)	協定事業者が一般中継局ルータ(音声等接続用ルータ接続インタフェース)と接続する時に適用するインタフェース種別
(115) ENUM	番号解決機能を有する装置
(116) DNS	ドメイン解決機能を有する装置
(117) 中間配線架	複数の協定事業者間を物理的に接続するための専用架

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	
(7) I S P 接続用 ルータ	技術的条件集第2章第26節、第26節の2に規定するところによります。
(7) - 2 一般中 継局ルータ	I P 音声相互接続用の通信用建物として当社が定める建物において接続する場合は、技術的条件集第2章第29節の2に規定するところによります。その他の場合は、技術的条件集第2章第29節に規定するところによります。
(7) - 3 削除	削除

<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(相互接続呼の接続条件)</p> <p>第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(相互接続呼の接続条件)</p> <p>第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>第29節の2 形態17-2</u></p> <p><u>(網構成)</u></p> <p><u>第124条の2 当社網と協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) IP通信網間接続装置と協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</u></p> <p><u>(2) 当社が指定する2拠点の相互接続点を介した冗長構成を基本とします。</u></p> <p><u>2 当社網と協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 協定事業者網に設置するSIPサーバは、トランザクションの状態(ステート)管理を行い、SIPメッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。</u></p> <p><u>(2) 当社網のSIPサーバ、ENUM、DNSは、特定の相互接続点との括り付けが無い構成とします。</u></p> <p><u>(3) 当社網のENUMおよびDNSは二拠点分散(1拠点ごとに1のIPアドレスを割り当てる)とします。</u></p> <p><u>(4) ENUMおよびDNSの選択方式、ならびにトラヒック経路については、別表36.2に示すとおりとします。</u></p> <p><u>(接続方式)</u></p>
---	--

第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条（接続方式）第 2 項(1)の規定を準用します。

(2) 当社網と協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36.2 に示すとおりとします。

(輻輳制御方式)

第 124 条の 4 輻輳制御における災害時優先通信の取り扱いは次のとおりとします。

(1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは INVITE リクエストの P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に付与される cpc パラメータに「priority」を設定した信号をいいます。

(2) 当社網と協定事業者網間での災害時優先通信の疎通を確保するため、当社網は優先信号に基づく輻輳制御を行うことができます。

2 輻輳制御方式は技術的条件集別表 36.2 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 124 条の 5 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34.2 に示すとおりとします。

(IP トランスポート仕様)

第 124 条の 6 IP トランスポート仕様は技術的条件集別表 35.2 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 124 条の 7 コーデック種別、対向 SIP サーバ IP アドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送付しないこととします。

別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

インタフェース種別	(略)	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	一般中継局ルータ接続インタフェース（音声等接続用ルータ接続インタフェース）	中継局イサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号		形態 17	形態 17-2	形態 19
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号		—	—	(分類によらない)

別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

インタフェース種別	(略)	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号		形態 17	形態 19
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号		—	(分類によらない)

分類 2 (00XY～) 国際系番号		—	
分類 3 (0A～J) 端末系番号		出入	
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号		—	
分類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番号		—	
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号		—	
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号		—	
分類 9 (050C～K) I P 電話番号		—	

凡例 — : 未規定

(注 1)

番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6-2 及び形態 6-3 での直接協定事業者網の N S P 又は S C P から信号により通知する接続番号が 0A～J での接続及び形態 4-6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

分類 2 (00XY～) 国際系番号		—	二
分類 3 (0A～J) 端末系番号	出入		<u>出 (注 1)</u> <u>入 (注 2)</u>
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号		—	<u>出 (注 1)</u>
分類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番号		—	<u>出 (注 1)</u>
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号		—	<u>出 (注 1)</u>
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号		—	二
分類 9 (050C～K) I P 電話番号		—	<u>出 (注 1)</u>

凡例 — : 未規定

(注 1) 当社の「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」及び「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

(注 2) 当社の「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」及び「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に基づく一部の端末による接続に限る。

(注 3) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6-2 及び形態 6-3 での直接協定事業者網の N S P 又は S C P から信号により通知する接続番号が 0A～J での接続及び形態 4-6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

別表 34.2 伝送装置間インタフェース仕様

(音声等接続用ルータ接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] JIS 規格 JIS C 6832:2019 石英系マルチモード光ファイバ素線
- [2] JIS 規格 JIS C 6835:2012 石英系シングルモード光ファイバ素線
- [3] IEC 61754-20 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 20: Type LC connector family)
- [4] JIS 規格 JIS C 5973:2014 F04 形単心光ファイバコネクタ
- [5] 802.3-2018 - IEEE Standard for Ethernet
- [8] IETF 標準 RFC826 An Ethernet Address Resolution Protocol - or - Converting Network Protocol Address to 48bit Ethernet Address for Transmission on Ethernet Hardware

1. 責任分界点とインタフェース規定点

本規定における責任分界点を図1に、中間配線架を使用する場合のインタフェース規定点を図2に、中間配線架を使用しない場合のインタフェース規定点を図3示す。

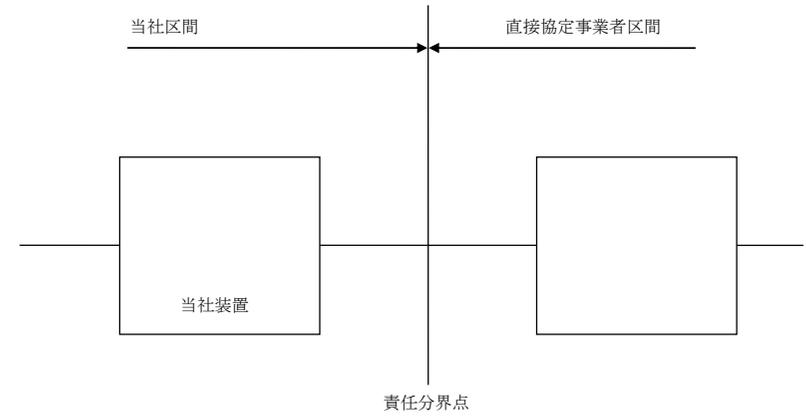


図1：責任分界点

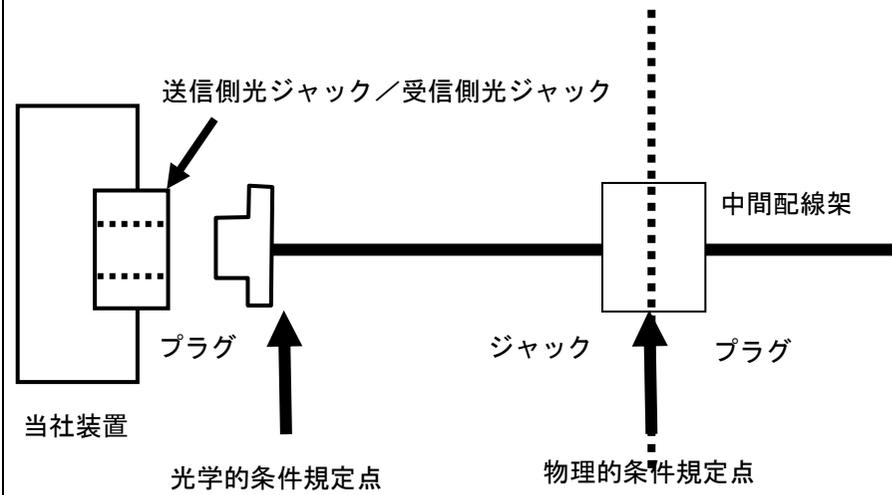


図2：インターフェース規定点（中間配線架を使用する場合）

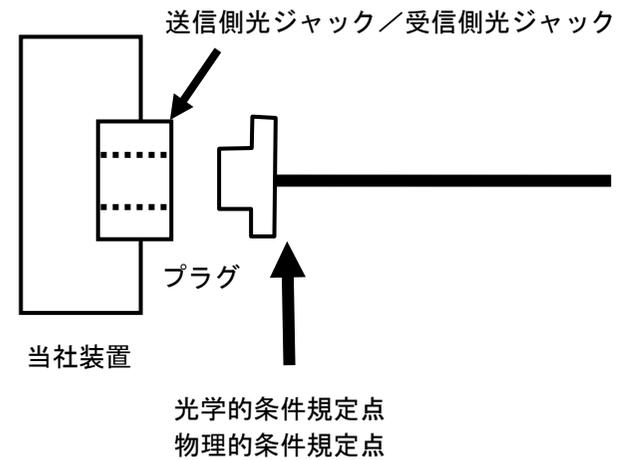


図3：インタフェース規定点（中間配線架を使用しない場合）

2. レイヤ1仕様

接続に使用可能なIF種別としては、10GBASE-LR、SR、ER、1000BASE-LX、SXをサポートする。

2. 1. ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは以下のとおりとする。10GBASE-LR、ER、1000BASE-LXについてはシングルモード光ファイバ（2芯）を使用する。10GBASE-SR、1000BASE-SXについてはマルチモード光ファイバ（2芯）を使用する。

2. 1. 1 シングルモード光ファイバ（2芯）

シングルモード光ファイバ（2芯）に適用する規格はJIS C 6835:2012 準拠とする。

2. 1. 2 マルチモード光ファイバ（2芯）

シングルモード光ファイバ（2芯）に適用する規格は JIS C 6832:2019 準拠とする。

2. 2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは以下のいずれかであるとおりとす。なお、直接協定事業者が中間配線架を利用し接続する場合は 2.2.1 に示すコネクタを、中間配線架を利用せず接続する場合は 2.2.2 に示すコネクタを適用する。

2. 2. 1 SC コネクタ

SC コネクタに適用する規格は、JIS C 5973（F04 形単心光ファイバコネクタ）準拠とする。

2. 2. 2 LC コネクタ

LC コネクタに適用する規格は、IEC61754-20 準拠とする。

2. 3 光学的条件

本インタフェースに適用する光伝送仕様は IEEE Std 802.3 に規定される 10GBASE-LR、SR、ER、1000BASE-LX、SX 準拠とする。

2. 4 論理的条件

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格は IEEE Std 802.3 準拠とする。

2. 5 リンクダウン転送（リンクパススルー）機能

本インタフェースにおける当社の I P 通信網間接続装置と直接協定事業者のレイヤ 3 終端点（ルータ）の間に、レイヤ 1 の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社の I P 通信網間接続装置への光送出を停止すること。

3. レイヤ 2 仕様

3. 1 Ethernet プロトコル

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格は IEEE Std 802.3 準拠

とし、レイヤ2プロトコルとして以下の仕様を適用する。

3. 1. 1 MACプロトコル

IEEE Std 802.3に規定されているMACを使用する。タイプ/フレーム長フィールドにフレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合がある。表1に本資料で用いるタイプ/フレーム長フィールドの主な割り当てを示す。

表1：タイプ/フレーム長フィールドの主な割り当て

タイプ/フレーム長の値 (16進数)		プロトコル
フレーム長	2E~5DC	—※
タイプ	0800	Internet IP(IPv4)
	0806	Address Resolution Protocol(ARP)
	86DD	IP version 6(IPv6)

※フレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合がある。

3. 1. 2 ARPプロトコル

本インタフェースにおいてレイヤ3プロトコルとしてIPv4を使用する場合、当社と相互接続する直接協定事業者のレイヤ3終端点(ルータ)はRFC 826に規定されているARPをサポートしている必要がある。

3. 1. 3 その他の詳細仕様

実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。

別表 35.2 IP トラnsポート仕様
(音声等接続用ルータ接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] TTC JJ-90.30(05/2019) : IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース
- [2] IETF RFC768 (10/1980): User Datagram Protocol
- [3] IETF RFC791 (09/1981): Internet Protocol
- [4] IETF RFC792 (09/1981): Internet Control Message Protocol
- [5] IETF RFC793 (09/1981): Transmission Control Protocol
- [6] IETF RFC894 (04/1984): A Standard for the Transmission of IP Datagrams over Ethernet Networks
- [7] IETF RFC2460 (12/1998): Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification
- [8] IETF RFC2461 (12/1998): Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6)
- [9] IETF RFC4443 (03/2006): Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification
- [10] IETF RFC1771 (03/1995): A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4)
- [11] IETF RFC2545 (03/1999): Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing
- [12] IETF RFC2385 (08/1998) : Protection of BGP Sessions via the TCP MD5 Signature Option

1. 規定範囲

本別表では、当社の IP 通信網と協定事業者の網における、IP トラnsポートに係わる相互接続インタフェース条件について規定するものである。

なお、IP 通信網間接続装置におけるフィルタ設定条件等の保守運用に係る具体的事項については、当社と協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。また、UNI を含む、IP 通信網のサービス毎の上位レイヤに係わる接続条件は、本別表の規定範囲外とする。

また、転送品質クラスに係わる規定を本別表の付属資料 a で規定する。

2. インタフェース仕様

2.1 レイヤ3仕様

IPv4 を用いる場合は ICMPv4 を、IPv6 を用いる場合は ICMPv6 をサポートする。レイヤ3 ヘッダ情報 (DSCP、パケット長またはペイロード長、フラグ、フラグメントオフセット、TTL またはホップリミット、ヘッダチェックサム、送信元 IP アドレス、宛先 IP

アドレス)については、IP通信網内で書き換えて転送制御に利用することがある。

1) ルーティング制御方式

ルーティング制御方式はスタティックルーティングまたはダイナミックルーティングを用いる。

ダイナミックルーティングを適用する場合は、プロトコルとしてBGP4/BGP4+を用いることとし、基本的な接続条件は以下とするが、スタティックルーティングおよびダイナミックルーティングの設定内容等の細目については、当社と協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。なお、相互接続にて使用するIPアドレスについてはグローバルアドレスとし、当社及び、協定事業者の自網で利用しているアドレス空間・AS番号のみを広告対象とする。

・BGP4/BGP4+仕様

BGP4/BGP4+の仕様についてはRFC1771/RFC2545を参照。

・MD5認証

BGP/BGP4+のTCP MD5認証の仕様についてはRFC2385を参照。

・2POIで相互接続する場合

BGP4/BGP4+での冗長化(経路分散)を可能とする。ただし、セッション制御通信については冗長化(経路分散)を行わない。

2) IPv4プロトコル

レイヤ3プロトコルの1つとして、当社のIP通信網はIPv4をサポートする。IPv4の仕様についてはRFC791を参照。

3) ICMPv4プロトコル

IPv4をサポートする協定事業者の網は、ICMPv4をサポートしなければならない。

なお、以下に該当しないデータパケットは、廃棄されることがある。

・SA/DAがPOIのリンクアドレスのEcho Reply/Echo Request

4) IPv6プロトコル

レイヤ3プロトコルの1つとして、当社のIP通信網はIPv6をサポートする。IPv6の仕様についてはRFC2460を参照。

リンクローカルスコープを除き、マルチキャストはサポートしない。

5) ICMPv6プロトコル

IPv6をサポートする協定事業者の網は、ICMPv6をサポートしなければならない。

なお、以下に該当しないデータパケットは廃棄されることがある。
・NS/NA、Packet Too Big 疎通、SA/DA が POI のリンクアドレスの Echo Reply/Echo Request

6) NDP プロトコル

IPv6 をサポートするノードは Neighbor Discovery 手順 (NDP) をサポートする。
NDP の仕様については RFC2461 を参照。

7) IP パケットフォーマット

IP パケットヘッダにおける IPv6 オプションヘッダは、使用しないこととする。
使用した場合はその転送処理を保証しない。
協定事業者の網が送出する IP パケットの IP ヘッダを含んだ Ethernet MTU 長は、特に上位サービスで規定されない限り、1,500 オクテット以内であることとする。
また、フラグメントされた IP パケットについては、ベストエフォートクラスとして扱われるか、またはパケットが廃棄される場合がある。(受信時の動作は不定)

2.2 レイヤ4仕様

レイヤ4プロトコルとしては、協定事業者の網は上位サービスで使用するプロトコルに応じて UDP または TCP、またはその両方をサポートする。

レイヤ4ヘッダ情報については、その一部(ポート番号、チェックサム)を当社の IP 通信網内で書き換えて転送制御に用いることがある。

1) UDP プロトコル

上位サービスで使用するプロトコルに応じ、レイヤ4プロトコルとして、UDP を使用する。

2) TCP プロトコル

上位サービスで使用するプロトコルに応じ、レイヤ4プロトコルとして、TCP を使用する。

【付属資料 a】

転送品質クラス

a.1. 用語の定義

IP パケットの転送品質に着目した、以下の3つのクラスを定義する。

- 1) 最優先クラス
- 2) 優先クラス

3) ベストエフォートクラス

IP 通信網内における IP パケット転送処理の優先順位は、最優先クラス、優先クラス、ベストエフォートクラスの順序とする。

a. 2. 転送品質クラスの指定

データパケットの転送品質クラスについては、当社及び協定事業者それぞれの網内で指定する。他網から流入するデータパケットは、自網のポリシーに従いリマークを行うこととし、他網へ流出するデータパケットについては、自網内のポリシーに従った転送品質クラスの設定で送信する。

なお、当社の網の転送品質条件は以下のとおりとする。

(1) 転送品質クラス指定

セッション制御通信における転送品質クラスの指定は、SDP を用いる。SDP の仕様については JJ-90.30 を参照。

(2) データパケットの転送優先度識別子

転送優先度識別子の仕様については JJ-90.30 を参照。

a. 3. IP 通信網と直接協定事業者網間におけるトラフィック条件

セッション制御通信における POI のトラフィック条件については JJ-90.30 を参照。詳細条件については、当社と協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。

別表 36.2 SIPを用いた相互接続用インタフェース仕様
(音声等接続用ルータ接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- ・“緊急通報呼に関する NNI 仕様 (Network-to-Network Interface (NNI) specification for emergency) ”, TTC 標準 JJ-90.28, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2019年5月
- ・“IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface between IMS operator’s networks) ”, TTC 標準 JJ-90.30, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2019年5月
- ・“キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for carrier ENUM) ”, TTC 標準 JJ-90.31, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2018年8月
- ・“SIP ドメイン解決のための DNS 相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for SIP domain name resolution based on DNS) ”, TTC 標準 JJ-90.32, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2019年5月

本別表は、当社の IP 通信網を利用するユーザと直接協定事業者の網のユーザ間における、SIP によるセッション制御機能を利用した通信を対象とし、当社の IP 通信網においてサポートする SIP 拡張機能、SIP 情報要素、及び SDP 行、並びに URI 情報を取得するためのキャリア ENUM インタフェース、並びに接続先 IMS 網の IBCF の IP アドレスを取得するための DNS インタフェースについて記述する。なお、直接協定事業者の接続先相手を指定するための電気通信番号を用い、音声サービスや映像サービス等の通信サービスを提供する。

1. 転送品質の規定値

UNI-NNI 間における、最優先クラス及び優先クラスの IP パケット転送品質の規定値については、当社と協定事業者の間で別途協議の上、決定する。

2. セッション制御およびメディア条件

2.1 セッション制御

SIP/SDP 規定については TTC 標準 JJ-90.28 (付録も含む)、JJ-90.30 (付属資料、付録も含む) に準拠する。

JJ-90.30 において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の IP 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 a に

示す。着信転送サービスについて、JJ-90.27 (JJ-90.30 の参照文書) において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の IP 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 b に示す。JJ-90.30 の規定に関する追記事項を付属資料 c に示す。

2.2 メディア条件

SIP 信号の内容に基づくメディアストリーム制御についての規定を本別表の付属資料 d に示す。

3. キャリア ENUM

3.1 キャリア ENUM による番号解決の仕様

キャリア ENUM による番号解決の仕様については JJ-90.31 (付録も含む) に準拠する。

3.2 キャリア ENUM の選択方式

協定事業者網側から当社の ENUM (二拠点分散) への選択方式について、協定事業者網側での負荷分散を考慮したアクセスを期待する。当社網から協定事業者網側の ENUM へのアクセスについて、複数の送信先 IP アドレスが存在する場合、ラウンドロビンでのアクセスを基本とする。

4. DNS

4.1 SIP ドメイン解決のための DNS の仕様

SIP ドメイン解決のための DNS の仕様については JJ-90.32 (付録も含む) に準拠する。

4.2 DNS の選択方式

協定事業者網側から当社の DNS (二拠点分散) への選択方式について、協定事業者網側での負荷分散を考慮したアクセスを期待する。当社網から協定事業者網側の DNS へのアクセスについて、複数の送信先 IP アドレスが存在する場合、ラウンドロビンでのアクセスを基本とする。

【付属資料 a】

JJ-90.30 におけるオプション項目の選択表

本付属資料では、JJ-90.30 において事業者ごとに選択できるオプション項目について

当社の I P 通信網の規定を示す。付表 a - 2 ~ 付表 a - 2 1 の網掛け部分が、当社の I P 通信網の規定であり、直接協定事業者の網に期待する規定である。

a . 1 . オプション項目一覧表のフォーマット

オプション項目の一覧表のフォーマットと見方について付表 a - 1 に記載する。

付表 a - 1 フォーマット例

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	IPv6	[TS 29.165]9 章 [JJ-90.30]4.1.1 節 付表 a.4.2-17/2	適用する	利用条件（制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等） ＜IPバージョンに関しては、本標準の4.1.1節に従う。＞ →接続事業者が IPv4 接続不可の場合のみ IPv6 を利用	
			適用しない		

項番：付表内における各オプション項目の通番を示す。

項目：オプション項目を示す。

参照：各オプション項目が参照規格のどの章節に関連するかを示す。

II-NNI での適用：網間で選択可能なパターンを示す。

特記事項：「II-NNI での適用」欄に加えて決定すべきオプション項目について示す。なお、＜ ＞で囲まれた TTC 記述に対応した記載を、「→」以降に直接協定事業者が当社、及び当社が直接協定事業者の網に期待する決定事項として示す（当社による追記項目）。

備考：オプション項目に関する補足事項を示す（当社による追記項目）。

a . 2 . オプション項目表

オプション項目表を付表 a - 2 ~ 付表 a - 2 2 に示す。なお、JJ-90.30 の本文および

付属資料でサポート必須となっていて当社として特記事項がない項目は各表に明記していない。

付表 a - 2 IPバージョン

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	IPv6	[TS 29.165]9 章 [JJ-90.30]4.1.1 節 付表 a.4.2-17/2	適用する	利用条件（制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等） ＜IPバージョンに関しては、本標準の4.1.1 節に従う。＞ →接続事業者が IPv4 接続不可の場合のみ IPv6 を利用	
			適用しない		

付表 a - 3 制御プレーンのトランスポート

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	UDP	[TS 29.165]6.2 節 [JJ-90.30]4.2 節 付表 a.4.2-13/2	適用する	利用条件（待ち受けポート番号等） →待ち受けポート番号：5060	

付表 a - 4 SIP メソッド

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	MESSAGE メソッド	[TS 29.165]	適用する	既存ダイアログ内、外での利用	

		表 6.1/9A、表 6.1/9B [JJ-90.30]4.3.1 節、 付表 a.4.2-1/2		→接続事業者が要望する場合、規定ダイアログ外のリクエストのみ許容することが可能 MESSAGE リクエストの内容	
			適用しない		
	2	REFER メソッド	[TS 29.165] 表 6.1/16、表 6.1/17 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.2-1/3	適用する	既存ダイアログ内、外での利用
				適用しない	
	3	NOTIFY メソッド	[TS 29.165] 表 6.1/10、表 6.1/11 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.4-1/1	適用する	利用するイベントパッケージ名
				適用しない	
	4	SUBSCRIBE メソッド	[TS 29.165] 表 6.1/20、表 6.1/21 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.4-1/2	適用する	利用するイベントパッケージ名
				適用しない	
	5	既存ダイアログ外での OPTIONS メソッドの利用	[TS 29.165] 表 6.1/12、表 6.1/13 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.4-8/1、 iii.5 節	適用する	メソッドの利用目的 <本標準の iii.5.4 節に従い、対向 IBCF の障害検知/復旧検知でのみ既存ダイアログ外で利用可能とする。>
				適用しない	

付表 a - 5 キャリア ENUM インタフェース

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	キャリア ENUM インタ フェース	[[JJ-90.30]4.3.2 節 [[JJ-90.31]	適用する	<ENUM クエリを受け 付ける IP アドレス/ ポート番号を決定す る。 ([[JJ-90.31] 項番 1、項番 2 参照) > →待ち受けポート番 号: 53 IP アドレスは当社 規定に基づく	
				<NAPTR リソースレコ ードの ORDER/ PREFERENCE フィール ドの設定値を決定す る。([[JJ-90.31] 項 番 3、項番 4 参照) > →E2U+sip は、ORDER は 100、PREFERENCE は 10 を通知 E2U+pstn:sip は、 ORDER は 100、 PREFERENCE は 20 を通 知	
2	NAPTR リソ ースレコー ドの取得に 失敗した場 合の番号取 得事業者の	[[JJ-90.30]4.3.2 節	適用する	受信を受け付ける hostport 部の番号取 得事業者の IMS 網のド メイン名/IP アドレ ス	
				-	

	IMS 網への 接続		適用しない		
--	---------------	--	-------	--	--

付表 a - 6 番号、ネーム、アドレス

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	SIP URI	[TS 29.165]8.1 節 [JJ-90.30] 4.3.2 節、 付表 a.4.4-7/0	適用する	Local number の利用 <本標準の 4.3.2.2 節 に従う。> 受信を受け付ける hostport 部のドメイ ン名/IP アドレス →ドメイン名は当社規 定に基づく。 利用する PSI <本標準の 4.3.2 節に 従い Request-URI に PSI は設定しない。>	
2	tel URI	[TS 29.165]8.1 節 [JJ-90.30] 4.3.4.1 節、 付表 a.4.4-7/0A	適用する	Local number の利用 Request-URI/P- Asserted-Identity ヘ ッダにおけるこの URI の適用 <本標準の 4.3.2 節に 従い Request-URI には 設定しない。> <本標準の 4.3.4.1 節 に従い P-Asserted- Identity ヘッダに適 用する。>	

	3	海外の事業者 網から有効な 発信者番号が 取得できない 場合に取得不 可 URI を含む P-Asserted- Identity ヘッ ダの設定を行 うオプション 機能	[JJ-90.30] 4.3.4.1.2 節	適用する (注) 適用しない		
	4	サブアドレス ("isub" tel URI パラメー タ)	[TS 29.165] 8.1 節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-16/1、 付属資料 b	適用する 適用しない	<サブアドレスの利用 に関しては、本標準の 付属資料 b の規定に従 う。>	
注) 着側 IMS 事業者が発側 IMS 事業者に当該機能を要求する場合、「適用する」を選択する。						
付表 a - 7 着側 IBCF 選択方式						
	項番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
	1	着側 IMS 網 における SIP ドメイ ン解決のた めの事業者 間 DNS イン タフェース の提供	[JJ-90.30]4.3.3 節 [JJ-90.32]	適用する	<DNS クエリを受け付 ける IP アドレス/ポ ート番号を決定する。 ([JJ-90.32] 項番 1、項番 3 参照) > →待ち受けポート番 号 : 53 IP アドレスは当社 規定に基づく	

					<p><複数 A/AAAA レコード受信時の IP アドレス選択方式を決定する。> ([JJ-90.32] 項番 2 参照) > →トップレコードを利用する。</p>
					<p><NAPTR リソースレコード、SRV リソースレコード、A/AAAA レコードの TTL 値を決定する。> ([JJ-90.32] 項番 4、項番 5、項番 7、項番 8) > →TTL 値 NAPTR：一日等の十分大きい値 (86400 等) SRV：600 秒 A/AAAA：600 秒</p>
					<p><最大 SRV リソースレコード数を決定する。> ([JJ-90.32] 項番 6) > →NTT 東西が送信する SRV レコード数は 16 レコード</p>
					<p><発側 IMS 網が全 DNS サーバから正常な応答が得られない場合の接続条件 (呼継続又は呼損) を決定する。> →呼損とする</p>

			適用しない	<u><SIP を受け付ける IP アドレスを決定する。</u> <u>≥</u> <u><SIP を受け付ける IP アドレスが複数存在する場合の IP アドレス選択方式を決定する。</u> <u>≥</u>	
--	--	--	-------	--	--

付表 a - 8 SIP オプションタグ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	SIP セッションタイマ (timer)	<u>[TS 29.165]</u> <u>表 6.1.3.1/45</u> <u>[JJ-90.30]</u> <u>4.3.4.8 節、</u> <u>付表 a.4.2-4/1</u>	適用する	<u>利用条件 (更新間隔の制限、SIP セッションタイマを全セッションに適用するか否か)</u> <u>→本標準の 4.3.4.8 節に従い、更新間隔の値について、各事業者で 180 秒~300 秒の間で決定し、事業者間で取り交わす。</u> <u>→SIP セッションタイマは全セッションに適用する。</u>	
2	暫定レスポンスの信頼性 (100rel)	<u>[JJ-90.30]</u> <u>4.3.4.2 節</u>	適用する	<u>利用条件 (100rel を全セッションに適用するか否か)</u> <u>→メタル IP 電話着信時には 100rel を適用しない</u>	

3	リソース管 理のネゴシ エーション (precondit ion)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/20 [JJ-90.30] 4.3.4.3節、 付表 a.4.2-3/1	適用する 適用しない	<本標準の 4.3.4.3 節 に従い、プリコンディ ションを利用する IMS 網と利用しない IMS 網 間の II-NNI では「適用 しない」を選択する。>
	SIP ダイアロ グの置換 (replaces)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/47 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-5/1	適用する 適用しない	
	端末能力の 伝達 (pref)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/49 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-7/1	適用する 適用しない	

付表 a - 9 発信エリア情報

項 番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	00XY 番号及 び +81AB0 形 式番号以外が 着信先番号の 場合におけ る、発側 IMS 網に対する発 信エリア情報 設定要求	[JJ-90.30] 4.3.4.4節	適用する	着側 IMS 網が発側 IMS 網に、発信エリア情報 の設定を要求する番号 を決定する。	
			適用しない		

付表 a - 1 0 契約者番号

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	00XY 番号及び+81AB0 形式番号以外が着信先番号の場合における、発側 IMS 網に対する契約者番号設定要求	[JJ-90.30] 4.3.4.5 節	適用する	着側 IMS 網が発側 IMS 網に、契約者番号の設定を要求する番号を決定する。	
			適用しない		

付表 a - 1 1 SDP 行

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	m=行	[TS 29.165] 6.1.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 付表 a.4.2-20/1	適用する	利用する静的 RTP ペイロード番号 → 0 (PCMU) を利用する。	
2	b=行	[TS 29.165] 6.1.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.1.5 節、 4.3.5.1.3.3 節、 付表 a.4.2-20/2	適用する	利用する b=行のタイプ →b=AS を利用する	
3	b=RR / b=RS	[JJ-90.30]	適用する		

	<u>を用いた RTCP 帯域指 定</u>	<u>4.3.5.1.1.5 節、 4.3.5.1.3.3 節</u>	<u>適用しない</u>		
4	<u>a=行</u>	<u>[TS 29.165] 6.1.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.1.6 節、 4.3.5.1.3.4 節、 付表 a.4.2-20/3</u>	<u>適用する</u>	<u>利用する属性値</u> <u>“rtpmap” 属性に関し ては、利用する “encoding names” →“PCMU”、“telephone- event”を利用する。</u>	

付表 a - 1 2 ユーザプレーンのトランスポート、メディア、コーデック

項 番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	<u>音声メデ ィ (m=audio)</u>	<u>[TS 29.165]7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 4.3.5.1.4.1 節、 付表 a.4.2-14/1</u>	<u>適用する</u>	<u>利用する音声コーデッ ク名 (注1、注2) <音声コーデックに関 する規定は、本標準の 4.3.5.1.4.1 節を参照 すること。> →G.711μ-law を利用 する。</u>	
2	<u>映像メデ ィ (m=video)</u>	<u>[TS 29.165]7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 4.3.5.1.4.2 節、 付表 a.4.2-14/2</u>	<u>適用する</u>	<u>利用する映像コーデッ ク名 (注1、注2) <映像コーデックに関 する規定は、本標準の 4.3.5.1.4.2 節を参照 すること。></u>	

				→接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
3	他のメディア	[TS 29.165] 7.1節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 付表 a.4.2-14/3	適用する	利用するメディアタイプ (SDP の m=行) (application、image、message 等) →接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
4	RTP/AVPF	[TS 29.165] 7.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 付表 a.4.2-14/4	適用する	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP の m=行) →接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
5	TCP	[TS 29.165] 6.1.2.1節、7.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 付表 a.4.2-14/5	適用する	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP の m=行) →接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
6	他のユーザプレーンプロトコル	[TS 29.165] 7.2節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1節、 表 a.4.2-14/6	適用する	利用するプロトコル (udpt1、TCP/MSRP 等) とそのプロトコルを記述するメディアタイプ (SDP の m=行)	

				→接続事業者が要望する場合、適用することが可能
			適用しない	
注 1) 事業者間協議で決定した適用するコーデックリストに含まれるコーデックは、接続事業者により II-NNI 上でサポートすることが保証される。				
注 2) 事業者間協議で II-NNI で適用すると決定したコーデックリストにないコーデックをオファーすることを許容するか否かについても、必要に応じて事業者間協議で決定する。				

付表 a - 1 3 メディア変更

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	確立済み音声メディア (m=audio) のコーデック変更	[JJ-90.30] 4.3.5.1.6.1 節	適用する	音声コーデックの変更パターン	
			適用しない		
2	確立済み映像メディア (m=video) のコーデック変更	[JJ-90.30] 4.3.5.1.6.1 節	適用する	映像コーデックの変更パターン	
			適用しない		

付表 a - 1 4 SIP メッセージボディ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	MIME タイプ	[TS 29.165] 6.1.4 節 [JJ-90.30]	適用する	利用する MIME タイプ →利用する MIME タイプ : application/sdp	

		4.3.5.2 節、 付表 a.4.2-11/1		必要な場合は適用する SIP メッセージボディ MIME の特徴 (Content- Disposition、Content- Language ヘッダの設定 値) < Content- Disposition ヘッダの パラメータには初期値 ("session" 及び "render") のみ設定可 能とする。 >	
--	--	-----------------------------	--	--	--

付表 a - 15 ガイダンス／トーカー

項番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	アーリーメ ディアによ るリングバ ックトーン	[JJ-90.30]	適用する		
		4.3.2 節	適用しない		

付表 a - 16 付加サービス

項番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	着信転送サ ービス (CDIV)	[TS 29.165]12.6 節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-18/5	適用する	< 着信転送に関するメ ッセージ条件に関し て、[JJ-90.27]に従う。 > < [JJ-90.27] 付録 i のオプション項目を選 択する。 >	

2	コミュニケーション エンディング (CW)	[TS 29.165] 12.7 節	適用する		
		[JJ-90.30] 付表 a.4.2-18/6	適用しない		
3	呼出し保留 (HOLD)	[TS 29.165] 12.8 節	適用する		
		[JJ-90.30] 付表 a.4.2-18/7	適用しない		
4	私設網トラ ヒック (P- Private- Network- Indication ヘッダ)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/80	適用する	<私設番号を利用した 通信に当該ヘッダを適 用する場合、[TS-1018] に従う。> →接続事業者が要望す る場合、適用すること が可能	
		[JJ-90.30] 付表 a.4.4-6/1	適用しない		

付表 a - 1 7 SIP メッセージ設定最大長

項 番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	SIP メッセ ージの 1 行 毎最大長	[JJ-90.30]4.3.8 節	事業者間で 協議 した値を適 用	値 (byte) を決定する。 →255byte (CRLF を含 む) とする。ただし History-Info はヘッダ 全体で 2040byte (CRLF を含む) とする。	
2	SIP メッセ ージの同一 SIP ヘッダ 繰り返し最 大回数	[JJ-90.30]4.3.8 節	事業者間で 協議 した値を適 用	最大回数を設定する SIP ヘッダ毎に最大回 数を決定する。 →Record-Route、Via ヘ ッダは最大 20 エントリーとする。	

				→History-Infoヘッダは最大8 エントリーとする。	
3	SIP メッセージボディの最大長	[TS 29.165] 6.1.4 節 [JJ-90.30] 4.3.8 節、 付表 a.4.2-12/1	事業者間で協議した値を用	値 (byte) を決定する。 → 3000byte とする。	
4	SIP/SDP メッセージの全体長	[JJ-90.30] 4.3.8 節	事業者間で協議した値を用	値 (byte) を決定する。 → 6000byte とする。	

付表 a - 18 帯域制御

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	トークンバケットサイズ の個別指定	[JJ-90.30]c.2 節	適用する	指定する場合は、 <u>上限値・下限値</u> を定める。 → <u>接続事業者が要望する場合、適用することが可能</u>	
			適用しない		
2	レート係数	[JJ-90.30]c.2 節	品質クラス毎にレート係数を規定する	レート係数の値を決定する。	
			単一レート係数を規定	レート係数：80ms	

			する		
3	コーデック に対応づけ たトークン バケット速 度	[JJ-90.30]c.3節	適用する	適用する場合は、コー デック毎の条件を示 す。 →接続事業者が要望す る場合、適用すること が可能	
			適用しない		

付表 a - 19 最大同時接続数

項 番	項目	参照	II-NNI での		備考
			適用	特記事項	
1	片方向管理 での出 SIP セッション の同時接続 数制御	[JJ-90.30] iii.1節	適用する	利用条件（事業者双方 の出 SIP セッションの 同時接続数、網間にお ける帯域確保方式、一 部帯域を共有する方式 の場合は二社で共有す る帯域） →一部帯域を共有する 方式を適用する。	
			適用しない		

付表 a - 20 RTP/RTCP パケット断監視

項 番	項目	参照	II-NNI での		備考
			適用	特記事項	
1	RTP/RTCP パ ケット監視	[JJ-90.30] iii.4節	適用する	監視条件を事業者間で 取り交わす。 →RTP 断監視 タイマは NTT 東西の	

				規定に基づく。	
			適用しない		

付表 a - 2 1 障害検知／復旧検知

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	障害検知時の迂回	[JJ-90.30] iii.5.2 節	適用する	障害検知時の迂回条件を決定する。 →INVITE 送信タイムアウト、503 受信で迂回。	
			適用しない		
2	復旧検知方式	[JJ-90.30] iii.5.3 節	OPTIONS を利用する復旧検知		対向事業者の項番 3 の選択条件を踏まえ協議により決定する。
			Pilot INVITE を利用する復旧検知		
			保守者介在での復旧検知		
3	INVITE に対して 503 (Service Unavailable) レスポンス返却後、復旧検	[JJ-90.30] iii.5.4 節	適用する		
			適用しない		

知 の
 OPTIONS リ
 クエストを
 受信した
 際、当該対
 地からの
 INVITE リク
 エストを受
 付可能な場
 合にのみ
 200 (OK) レ
 スポンスを
 返却する機
 能

【付属資料 b】

JJ-90. 27 におけるオプション項目の選択表

本付属資料では、JJ-90. 27 において事業者ごとに選択できるオプション項目について
 当社の IP 通信網の規定を示す。付表 a - 2 ~ 付表 a - 2 1 の網掛け部分が、当社の IP
 通信網の規定であり、直接協定事業者の網に期待する規定である。

a. 1. オプション項目一覧表のフォーマット

オプション項目の一覧表のフォーマットと見方について付表 a - 1 に記載する。

付表 b - 1 フォーマット例

項番	項目	網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発網に対して転送起動網が レスポンスで転送履歴を通 知する機能	利用する	3. 2. 2 節		
		利用しない			

2	Privacy ヘッダ (Privacy:history) により 転送履歴情報通知可/不可 を指定する機能	利用する	4.5.2.6.2.3 節/ TS-3GA- 24.604		
		利用しない			

項番：付表内における各オプション項目の通番を示す。

項目：オプション項目を示す。

網間での利用条件：網間で選択可能なパターンを示す。

関連項目：各オプション項目が参照規格のどの章節に関連するかを示す。

特記事項：「II-NNI での適用」欄に加えて決定すべきオプション項目について示す。なお、< >で囲まれた TTC 記述に対応した記載を、「→」以降に直接協定事業者が当社、及び当社が直接協定事業者の網に期待する決定事項として示す（当社による追記項目）。

備考：オプション項目に関する補足事項を示す（当社による追記項目）。

a. 2. オプション項目表

オプション項目表を付表 b - 2 に示す。なお、JJ-90.27 の本文および付属資料でサポート必須となっていて当社として特記事項がない項目は各表に明記していない。

付表 b - 2 JJ-90.27 オプション項目一覧表

項番	項目	網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発網に対して転送起動網がレスポンスで転送履歴を通知する機能	利用する	3.2.2 節		
		利用しない			
2	Privacy ヘッダ (Privacy:history) により 転送履歴情報通知可/不可 を指定する機能	利用する	4.5.2.6.2.3 節/ TS-3GA- 24.604		
		利用しない			

【付属資料 c】

JJ-90.30の規定に関する追記事項

c. 1. ガイダンス/トーキ

DT、RBT、BT、NUトーキは発側網にて送出することを基本とする。

故障/輻輳トーキは、該当の事象が発生した網にて送信することを基本とする。また、故障・輻輳を検出しトーキを流すときは、183応答をした後、故障/輻輳トーキを送出することを基本とする。

c. 2. 発番号通知要請

発番号非通知である呼に対し、発番号の通知を要請するために網から433 Anonymity Disallowedレスポンスが返却されることがある。

c. 3. メディアパートの条件

セッション確立及びセッション変更においては、SDPのオファー及びアンサーに1つ以上の有効な (m=行のportが0でない) メディアパートを含むこととする。ただし着端末が、受信したコーデックすべてを非許容とする場合、着信網は488等のエラーレスポンスを返送することとする。SDP に設定できるm行は最大5行までとする。

c. 4. セッションタイム

セッションタイムの値は 300 秒を基本とする。

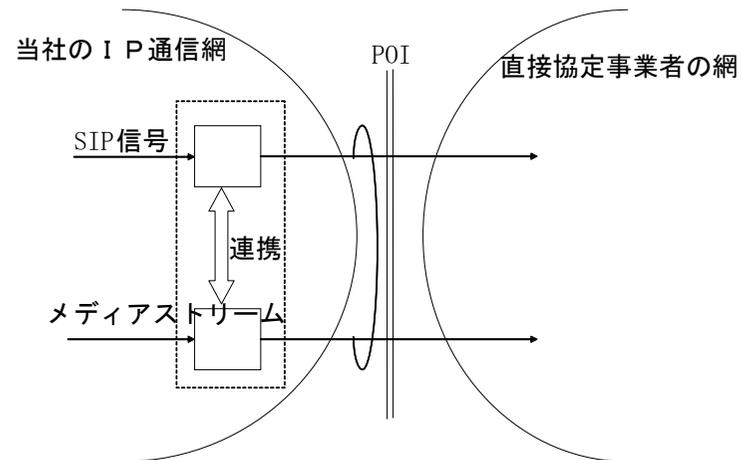
【付属資料 d】

SIP 信号の内容に基づくメディアストリームの制御

d. 1. 概要

当社の IP 通信網では、直接協定事業者の網との網間における SIP 信号の交換を契機として、当該網間にて設定されるメディアストリームの通過制御を行う。

当社の IP 通信網から直接協定事業者の網向けのトラヒックと、直接協定事業者の網から当社の IP 通信向けのトラヒックが同一の経路を通ることは保証されない。プロトコル毎のトラヒックが同一の経路を通ることは保証されない。同一呼において RTP の片方向トラヒックについては同一経路を基本とする。



付図 d - 1 : メディアストリームの制御

d. 2. メディアパスの接続

INVITE トランザクションでの SDP 交換を契機として、発側網および着側網間で当該トランザクションにて指定されるメディアストリームは、最優先クラス、或いは優先クラスでの通過を可能とする。

当社の IP 通信網におけるメディアストリーム収容制限数または容量については事業者間協議のうえ決定する。

また、INVITE 等の呼制御信号 (SIP) 信号トランザクションと当該トランザクションにて指定されるメディアストリームは同一物理回線に重畳して接続するものとする。

d. 3. メディアパスの切断

技術的条件集別表 38

【参照規格一覧】

[1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications

[2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges (略)

1. 規定範囲 (略)

2. インタフェース仕様

2. 1 レイヤ1

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LXに準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。

BYE信号の受信によるSIPダイアログの終了を契機として、メディアストリームのパケット送受を禁止する。

また、当社のIP通信網において、RTPパケットが一定時間送受信されない、または一定時間RTCPパケットが受信されない場合、通信状態が異常であるとみなし、対応するSIPセッションを解放する場合がある。

d. 4. 通信中メディアの方向属性変更

メディア確立前（200 OK受信前）のセッション変更による方向属性変更は、以下の条件において対応する。

- sendrecv → sendonly/recvonly
- sendonly → sendrecv

d. 5. 着信転送時のメディア経路

着信転送時のメディア経路は、転送元事業者を経由することを前提とする。

技術的条件集別表 38

【参照規格一覧】

[1] IEEE Std 802.3-2018:IEEE Standard for Ethernet

[2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges (略)

1. 規定範囲 (略)

2. インタフェース仕様

2. 1 レイヤ1

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。

2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。
光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

主な光インタフェース条件を表 2-1 及び図 2-1 に示す。
詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。

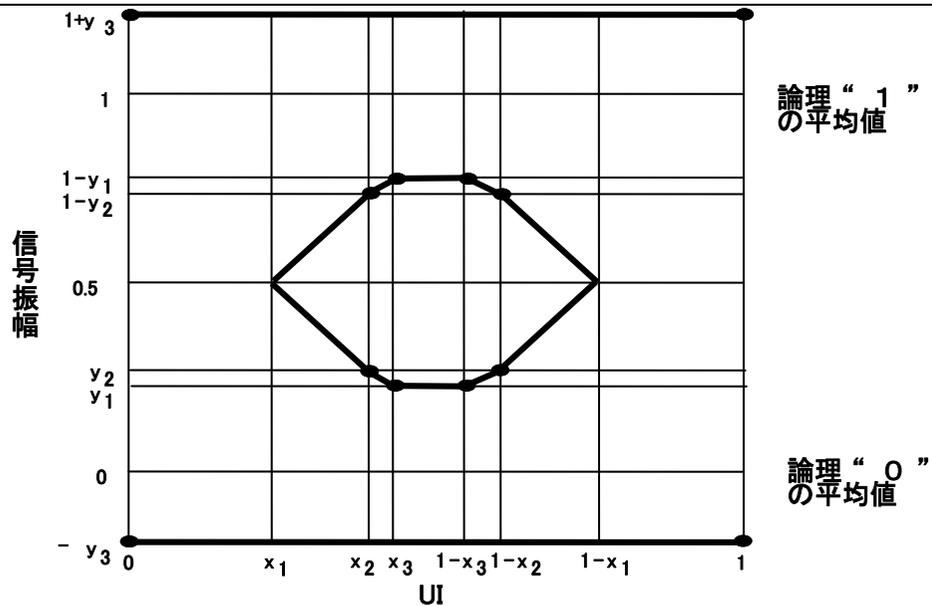
表 2-1 10GBASE-LR の主な光学的条件

項 目	単 位	規 格
信号速度 (公称)	GBd	10.3125
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100
中心波長 (範囲)	nm	1260~1355
平均送出レベル (最大)	dBm	0.5
平均送出レベル (最小)	dBm	-8.2
平均受信レベル (最大)	dBm	0.5
平均受信レベル (最小)	dBm	-14.4
消光比 (最小)	dB	3.5
符号化形式		64B / 66B
送信光パルスマスク		図 2-1 参照

2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。
光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。



適用範囲: 10GBASE-LR
 測定条件: $f - 3\text{dB}$ が伝送ビットレート $\times 0.75$ の 4 次トムソンフィルタ

	10GbE
x_1	0.25
x_2	0.40
x_3	0.45
y_1	0.25
y_2	0.28
y_3	0.40

図 2-1 10GBASE-LR の光出力波形

2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。光ケーブルは、1000BASE-SX の場合は JIS C6832 SGI-50/125 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯)、1000BASE-LX の場合は JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。また、IEEE 802.3 に規定される機能のうち、Clause37 に規定されている Auto-Negotiation については、5. 1. 1 項、5. 1. 2 項で記載する。

主な光インタフェース条件を表 2-2 及び図 2-2 に示す。

詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。

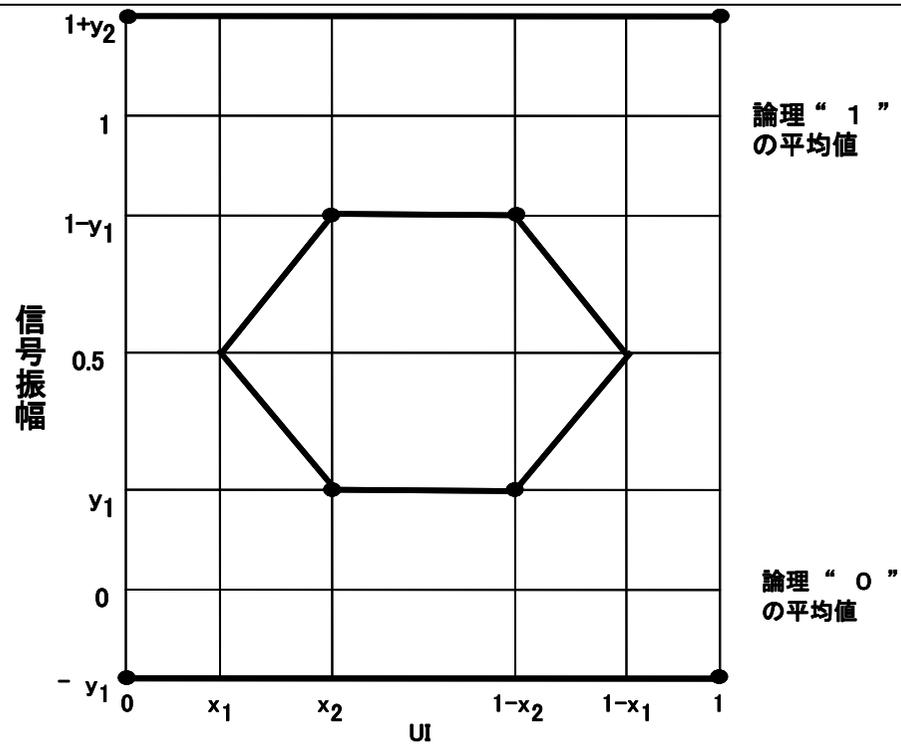
表 2-2 1000BASE-SX/LX の光学的条件

項 目	単 位	1000BASE-SX	1000BASE-LX
信号速度 (公称)	GBd	1.25	1.25
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100	±100
中心波長 (範囲)	nm	770 ~ 860	1270 ~ 1355
平均送出レベル (最大)	dBm	0	-3.0
平均送出レベル (最小)	dBm	-9.5	-11.0
平均受信レベル (最大)	dBm	0	-3.0
平均受信レベル (最小)	dBm	-17	-19.0
消光比 (最小)	dB	9.0	9.0
符号化形式		8B / 10B	
光信号パルスマスク		図 2-2 を参照	

2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。光ケーブルは、1000BASE-SX の場合は JIS C6832 SGI-50/125 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯)、1000BASE-LX の場合は JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。また、IEEE 802.3 に規定される機能のうち、Clause37 に規定されている Auto-Negotiation については、5. 1. 1 項、5. 1. 2 項で記載する。

詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。



適用範囲: 1000BASE-SX/LX

測定条件: f -3dB が伝送ビットレート \times 0.75 の 4次トムソンフィルタ

	GbE
x_1	0.22
x_2	0.375
y_1	0.20
y_2	0.30

図 2-2 1000BASE-SX/LX の光出力波形

